

2024(令和6)年度
高野山大学における現状と課題
点検・評価報告書

2025年3月

高野山大学

目次

序章	3
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	13
第3章 教育研究組織	26
第4章 教育・学習	33
第5章 学生の受け入れ	59
第6章 教員・教員組織	68
第7章 学生支援	81
第8章 教育研究等環境	91
第9章 社会連携・社会貢献	103
第10章 大学運営・財務	112
第1節 大学運営	112
第2節 財務	117
終章	121

序章

高野山大学（以下、「本学」という）は、弘法大師空海が816（弘仁7）年に根本道場として高野山を開創したことから始まるが、近代的な教育機関としては1886（明治19）年の真言宗古義大学林を始まりとし、1926年（大正15年）に大学令により大学に昇格した。2026（令和8）年に創立140周年、大学昇格100周年を迎える。私学としては古い大学である。

本学は、弘法大師空海が中国から伝えた密教の教えを受け継ぐ使命をもった僧侶育成機関として始まった。その後、弘法大師空海の綜芸種智院の趣旨に基づき、密教の周辺分野である人文系学科を設置して、僧侶のみならず一般学生も受け入れてきた。文学部だけの単科大学ではあるが、大学院の博士後期課程まで設置し、博士号の授与機関となっている。

文学部は、密教学科と教育学科であり、入学定員は30名と50名で、収容定員は320名という小規模大学である。密教学科は高野山キャンパスにあり、利便性が悪く、学生募集に苦勞をしてきたために、2020（令和2）年に大阪府河内長野市にある大阪千代田短期大学のキャンパスを共用する形で教育学科を開設した。しかし、コロナウィルス感染拡大の影響や、教職に対する悪評価がマスコミで報道されるとともに、南大阪地域には教員養成系学部を設置している私立大学が多くあったこともあり、入学定員を充足することができない状況が続いている。

一方、密教学科は、近年の入学者数は改善しており、入学定員の充足率は0.80を超えている。それに加えて、コロナウィルス感染拡大や自然災害などの社会不安の多発を背景に、人と人とのつながりや精神性の見直しがおこっている。また社会人のリスキングへの関心が強まっていることも相まって、密教・仏教への関心も高まっている。以前から難波サテライト教室において社会人編入生コースを運営していたこともあり、コロナウィルス感染拡大で遠隔授業が普及したのにあわせて、2023（令和5）年度より教職員からの意見を採用して遠隔授業を中心とした密教文化コースを開設したところ、50名を超える社会人が編入した。密教学科の収容定員充足率は大きく改善した。

教育学科は、2024（令和6）年度に設置完成年度を迎えたが、収容定員充足率の上昇の見通しがなくともあり、教育の充実の観点から2028（令和10）年度に河内長野キャンパスから高野山キャンパスへ移転し、キャンパス統合を行うこととなった。また2025（令和7）年度には、教育学科の入学定員を15名に減らす一方、密教学科の入学定員を65名と増やすこととした。

大学院についても、入学定員は低い状態が常態化していたために、2026（令和8）年から入学定員を減らすこととした。また修士課程密教学専攻の通信教育課程についても、テキストを中心とした学習から、遠隔授業を中心とした学習へ転換をすることとした。そのことで、密教文化コースの学生が、大学院へ進学しやすくし、大学院の収容定員充足率を上げることを目指している。それに加えて、修士課程にふさわしい質の高い教育を提供し、学生の満足度を上げることにつながると考えている。

コロナウィルス感染拡大の影響もあり、少子化が予想以上に加速化している。またAIの教育への参入や、世界情勢の不安定化、災害の多発など、これまでのステレオタイプの方法では対応できないことは明らかである。その中で、本学がどのような教育を提供し、維持していくのかは大きな課題である。社会人を対象とした学生募集は、一定の成果を出している

が、人口構成の変化は目まぐるしく生じており、学生募集の好調がいつまで続くのかは分からない。

本学としては、厳しい状況の中でも、弘法大師空海の教えを高野山で引き継ぐ唯一無二の高等教育機関としての取り組みを維持していく必要がある。本学は僧侶育成という大きな使命を持っており、「いのち」を問うといういつの時代にも必要とされる教育内容を持っている。教育理念を中心に据えて、時代や状況に応じた改革を継続的に実施していくことを重視している。幸いなことに、本学は小規模であるために、学内のコンセンサスが取りやすく、改革も迅速に実施できる利点がある。

高野山という利便性の悪い立地条件は、学習環境としては絶好のものであり、学生寮の整備やスクールバスの導入などを行うことで、一定数のグリーンエイジの入学も可能である。僧侶以外でも、高野山真言宗や高野山で働く人材の安定的な確保なしには、本学自体の存続もあり得ない。本学が高野山真言宗や高野山を含む地域のシンクタンク的な機関としても機能する必要がある。

現在、大学は「厳冬の時代」を迎えている。しかし、本学は他大学とは異なる条件に置かれていることを自覚し、本学ならではの大学改革を継続して行っていきたい。弘法大師空海の教えを教職員ともども、もう一度理解しながら大学を運営していく所存である。

高野山大学学長 添田隆昭

大学概況

- (1) 大学設置年 1926 (大正 15) 年
- (2) 所在地 和歌山県伊都郡高野町高野山
- (3) 理念・目的 高野山大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。
- 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めもって文化の進展に寄与することを目的とする。
- (4) 学部・研究科等 文学部
文学研究科
- (5) 収容定員 320 人（学士課程）
42 人（修士課程、博士前期課程）
40 人（修士課程通信教育課程）
18 人（博士課程、博士後期課程）

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	「高野山学園 法人本部規程集」
寄附行為又は定款	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/1-1-01%E5%AF%84%E9%99%84%E8%A1%8C%E7%82%BA%EF%BC%88R7.4.1%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%83%BBR6.9.3%E8%AA%8D%E5%8F%AF%EF%BC%89-1.pdf
学則、大学院学則	高野山大学大学学則 https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-1-01%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%AD%A6%E5%89%8720250401.pdf 高野山大学大学院学則 https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/gakusoku/2022_koyasan_gakusoku_inn.pdf
履修要項・シラバス	『高野山大学要覧』 https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5179/ 『講義概要・授業計画』(シラバス) https://drive.google.com/drive/folders/10gZaJn5_qsJmPc3axIH7kwZqQIwLVZ_H
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
高野山大学学則 第1条	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-1-01%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%AD%A6%E5%89%8720250401.pdf
高野山大学大学院学則 第2条	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/gakusoku/2022_koyasan_gakusoku_inn.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
文学部	高野山大学文学部密教学科履修規程 第2条	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/250322_R07%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E8%A6%81%E8%A6%A7%E5%AF%86%E6%95%99%E5%AD%A6%E7%A7%91%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BC%89.pdf
	高野山大学文学部教育学科履修規程 第2条	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/250322_R07%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E8%A6%81%E8%A6%A7%E6%95%99%E8%82%B2%E5%AD%A6%E7%A7%91%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BC%89.pdf
文学研究科	高野山大学大学院履修規程 第3条、第5条 通信教育課程履修規程 第2条	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/250322_R07%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E8%A6%81%E8%A6%A7%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BC%89.pdf 「高野山学園 法人本部規程集」
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
高野山学園第1期中期計画	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/midtermplan/2020_mid_term_plan2.pdf
高野山学年第2期中期計画	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/02/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%B3%95%E4%BA%BA%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%AD%A6%E5%9C%92%E7%AC%AC2%E6%9C%9F-%E4%B8%AD%E6%9C%9F%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

1) 大学の理念・目的

本学の理念・目的と人材育成目標、および各学科、文学研究科の理念・目的と人材育成目標の内容を説明する。

本学を設置する学校法人高野山学園（以下「本法人」という）の「学校法人高野山学園寄附行為」（以下、「寄付行為」という）第3条には以下のように定められている。

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教精神に則り、大学、高等学校、その他の教育施設を設置し、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

これを受けて本学の理念は、「高野山大学学則」（以下、「大学学則」という）第1条に以下のように明記されている。

教育基本法及び学校教育法に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し、社会に貢献する人材を育成する。

「弘法大師の綜芸種智の教育理念」とは、真言宗開祖である弘法大師空海『綜芸種智院式并序』に明記された、日本初の一般教育機関である綜芸種智院開設の趣意のことである。その中に「物の興廃は必ず人に由る。人の昇沈は定めて道にあり」とあり、物事の盛衰は人によるのであり、人の盛衰は教育によるとする。弘法大師空海は、さまざまな学問・技芸を兼ね備え、多様な現象に対応可能な叡智を備えた人間を育成する総合的な教育の必要性を説き、学ぶ意欲のあるすべての者に教育を受ける機会を与えることを宣言した。

2) 文学部の目的

本学の教育理念は、「高野山大学文学部密教学科履修規程」（以下、「密教学科履修規程」という）第2条において、この理念に基づく人材育成目標が明記されている。

『いのち』のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人材を育成する。

これは、「人の昇沈は定めて道にあり」とした弘法大師空海の教育理念に則り、人を形成する学びの内容を、①「いのち」の尊重、②人間と環境の調和、③さまざまな文化の学習、④新たな価値の創造、⑤社会貢献という形に具体化したものである。さらにこれに続けて「密教学科履修規程」第2条には、文学部に共通して実現に向けて努力すべき教育目的が示されている。その教育目的とは以下の通りである。

- ①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡智を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う。
- ②地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う。

③専門的知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う。

このように、本学は弘法大師空海の教育理念を中心に、教育理念・目的、および人材育成目標を設定している。なお、本学は文学部の単科大学であり、文学部の理念・目的は大学全体のそれと共通である。

次に、各学科の教育研究上の目的及び人材育成目標について説明する。

本学文学部には密教学科、教育学科の2学科を設置している。前掲の「大学学則」第1条には、「広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究する」ことが謳われているが、密教学科は特に「密教、仏教」を中心に、教育学科は「教育と地域」を中心に教育研究する部局である。それぞれの教育目的は、「密教学科履修規程」第2条2に次のように規定されている。

弘法大師以来の真言密教を専門的に学び、教相と事相の二部門からなる真言宗学の学習とその伝統の継承を目指す。あわせて、日本はもとより広くアジア諸地域の歴史や文学、芸術といった諸分野に仏教や密教があたえた影響に関する知識を国際的視野に立って習得することを目指す。これらの学習を通して、教育や福祉、医療などの場面で現代社会が直面している「いのち」の問題に、さまざまな視点から対応できる人材の育成を密教学科の教育目標とする。

また、「高野山大学文学部教育学科履修規程」（以下、「教育学科履修規程」という）第2条2には次のように規定されている。

- ①広い学問教養と新しい時代の教育知識を持つ。
 - ②課題探求力を培い、予測困難な時代に対応できる力を養う。
 - ③教職理解を高め、教育への意欲と愛情の養成、教育実践力の育成。
 - ④教職の学びに加えて、多様な体験学習による人間力の育成。
 - (ア) 様々な人々とのふれあいを通して、コミュニケーション力を身につける。
 - (イ) 多様な体験から、相手の立場を理解し、思いを受け止めることができる。
 - (ウ) 仲間と共同してものごとを完成させることができる。
 - (エ) 困難に遭遇しても、くじけずにやり遂げられる力を身につける。
 - (オ) 学び続ける力を育む。
 - ⑤WEB を利用した英語力の育成と、海外での教育事情視察による国際的視野の獲得。
 - ⑥環境や地域貢献などに関する知識と広い視野、地域の各種団体との連携活動による実践的知識・技能や集団での行動力の獲得。
 - ⑦心理ケアへの理解を深め、ケアに関わる知識や能力の育成
- このように、密教学科では真言宗「後継者」の育成に、教育学科はそれに限定されない形で社会貢献を行う人材の育成に重点が置かれている。

3) 大学院の目的

次に、大学院文学研究科の教育研究上の目的及び人材育成目標について説明する。

本学大学院文学研究科には修士課程と博士後期課程が置かれ、各々に密教学専攻と仏教学専攻とがある。

本学文学研究科の教育理念は「高野山大学大学院履修規程」（以下、「大学院履修規程」という）第2条に次のように定められている。

本大学院は、弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与することを理念とする。弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与する。

またその教育目的は「大学院履修規程」第2条に次のように定められている。

修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とし、国際的・学際的な視野のもとに、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化を総合的に明らかにし、現代社会にその意義を発揚できる人材を育成する。

修士課程には博士前期課程コース、社会人コース、僧侶コースの三つのコースがある。このうち僧侶コースは修士課程密教学専攻のみのコースである。これら三つのコースの教育目的は「大学院履修規程」第2条において、それぞれ次の通り定められている。

- (1) 博士前期課程コースは、密教・仏教の教理および実践を学術的に究めることによって、現代における諸問題にも柔軟に対応する知見を得て、高度な専門性を有して指導的役割をになう専門家を育成する。
- (2) 社会人コースは、社会人が生涯学習の観点に立ち、実社会におけるさまざまな経験を生かしつつ、さらには、インド（チベット・東南アジア諸地域を含む）・中国・日本を中心にした密教学・仏教学の思想、歴史、文化、特に弘法大師の思想等の諸分野・領域において、伝統的且つ専門的な学問・教育を修得し、自由で独創的な研究を通して、社会に有用な人材を育成する。
- (3) 僧侶コースは、高度にして伝統的・専門的な教育の展開と僧侶としての技能教育の実修を行い、独自の研究課題の深化を図り、本宗寺院後継者を中心として、それぞれの時代に即応し得る、有為な真言宗僧侶、青年教師を育成する。

密教学専攻通信教育課程は修士課程のみであり、前記の社会人コース・僧侶コースに準じた人材を育成する。

博士後期課程の教育目的は「大学院履修規程」第5条に以下のように規定されている。

博士後期課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

以上の目的に基づき、博士課程の教育目標を以下の通り設定している。

- (1) 広くアジア諸地域の密教文化・仏教文化について、深く豊かな学識と幅広い視野の基に総合的な判断力を備えて、現代社会にその精神を発揚する、高度な専門性を有する研究者および職業人を育成する。
- (2) 国際的、学際的な視野のもとに、独創的な発想と柔軟な思考とをもって、密教学・仏教学およびその関連分野に新しい知見をもたらす、高度な学術研究と専門能力を有する人材を育成する。

(3) 密教文化研究所との相互協力関係をたもち、広くアジア諸地域の密教文化、および弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集、調査など総合的学術研究に携わる研究者を育成する。

このように、本学文学研究科の教育目的は、密教・仏教の研究を深めることにある。それは、「大学学則」第1条に定められている本学の教育理念、「密教、仏教」などの「専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究する」ことをいっそう深化させることを目指すものである。

以上のように、本学の教育理念・目的は弘法大師空海の教育理念に基づき設定されており、文学部密教学科、文学部教育学科、大学院文学研究科はその教育理念に基づいた教育目標を設定している。

本学は、理念・目的を適切に設定するとともに、それを踏まえて学部及び研究科の目的を設定している。また受験生に対しては『高野山大学案内』や『学生募集要項』に掲載しており、在学生に対しては『高野山大学大学要覧』（以下『大学要覧』という）において周知している。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学では、中長期計画策定委員会が置かれ、「中期計画」が作成されている。「高野山学園第1期中期計画」（以下、「第1期中期計画」という）が2020（令和2）年から2024（令和6）年まで施行されている。目標ごとに数値目標を設けて、学園本部によって毎年5月に「事業報告書」としてまとめられ、理事会に報告されている。「事業報告書」はホームページに掲載され、学内外に公開されている。

「第1期中期計画」は新設学科（人間学科、教育学科）の収容定員充足率が低い状態であったために、全体として目標を達成することができなかったが、社会人編入を中心とした密教文化コースを設置して、文学部の収容定員充足率が80%に改善した。2024年に中長期計画策定委員会を中心として「高野山学園第2期中期計画」（以下、「第2期中期計画」という）が策定され、2025年4月より施行される予定である。策定にあたっては、学生募集の改善を中心とし、財務状況の安定を目指したものとなっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学の理念・目的については、仏教精神や弘法大師空海の教えをもとにしたものである。現代的には社会に貢献する人材の育成としており、理念・目的は明確である。それに基づいて文学部、密教学科、教育学科、文学研究科の目的についても適切に設定されている。具体的な人材育成目標としては、密教学科では僧侶、教育学科では教員の育成を中心としている。文学研究科では高度な知識・技能を持った僧侶や研究者の育成を目的としている。

問題点

収容定員充足率が低調であり、「中期計画」の目標が達成されていない。毎年、「中期計画」の目標値の変更が行われている状況である。現在、「教育・研究年度計画書」（以下、「学長プラン」という）が「中期計画」の目標修正をする役割を果たしている（根拠資料1-1）。しかし、少子化や社会状況の変化によって、年単位とする計画と点検・評価では現状の改善にはつながっていないことが多い。より迅速な判断が求められる場面が多いが、現状では少人数で委員会が多く、会議疲れは否めない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的は明確であり、学部、学科、研究科の目的・目標も明確である。今後は、目的・目標を現代社会に対応するものとするとともに、より具体的なものにする必要がある。それは何も、これまでの教育研究実践を切り捨てていくということではなく、視点を変えて再評価していくことである。またPDCAサイクルから見ると、各部局の3ポリシーを自己点検・評価が可能なものとする必要がある。

本学の最大の課題は、学生募集にあり、収容定員を充足することである。収容定員を充足することで、財務が安定すると考えられる。これまでは支出の抑制が最優先され、十分な教育研究活動が行われてきたかという疑問が残る。そのためには、客観的な情報の収集・分析を行い、重点が明確で、より実効性のある「中期計画」の立案が必要である。大学の理念・目的を実現するために、「長期ビジョン」「中期計画」「年次計画」の各計画を立案する必要がある。現在、年次計画である「学長プラン」は、学長就任時の「中期計画」の中の重点事業としての位置づけとすることが必要である。

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

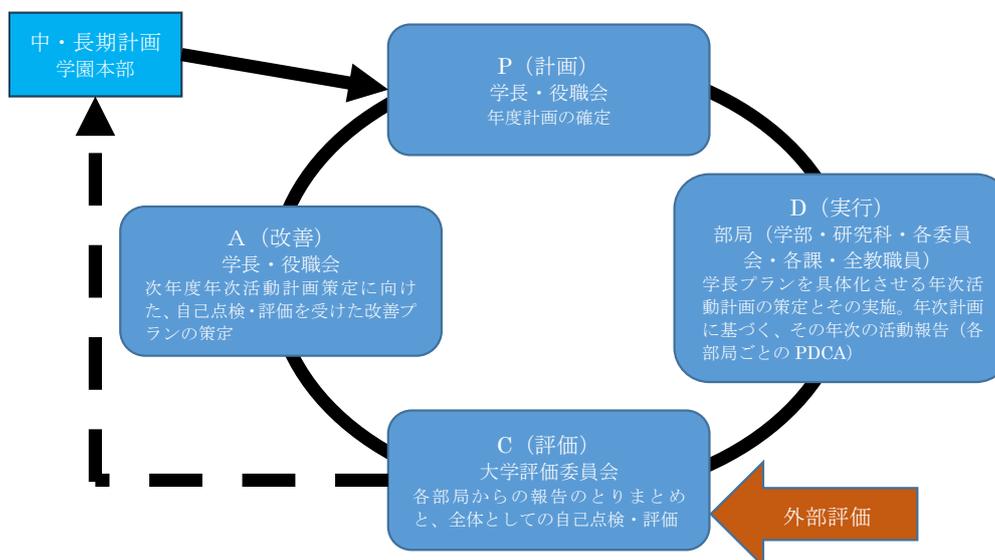
内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
高野山大学 内部質保証に関する方針	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2017/303_koyasan_disclosure.pdf
高野山大学大学評価委員会規程	「高野山学園 法人本部規程集」
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
大学評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 大学の諸活動に関する評価の結果を、定期的に学長に報告する。 点検・評価の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)大学の理念・目的、(2)内部質保証、(3)教育研究組織、(4)教育・学習、(5)学生の受入れ、(6)教員・教員組織、(7)学生支援、(8)教育研究等環境、(9)社会連携・社会貢献、(10)大学運営・財務、(11)その他の諸活動 学外の動向に関して情報収集 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等教育の置かれた全般的状況、(2) 文部科学省の高等教育政策、(3) 相互評価機関の指針、(4) 高野山真言宗はじめ真言宗宗団の大学に対する要望
	名簿（URL・印刷物の名称）
	委員会及び委員等委嘱一覧
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

高野山大学自己点検・評価（PDCA サイクル）



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
改善	定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編製の将来構想を策定	2021	履行中	教員の組織編成においては、将来構想を踏まえて重要課題として位置付けて令和2年8月提出の教員構成推移に基づき再度、教員の組織構成について検討を重ねている。

	し、着実に実行すること。			
改善	教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること。 (文学部教育学科)	2021	履行中	教育内容の充実に努め、高校生等に魅力、特色をあらゆる方法で発信し、入学生確保に務める。
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関する場合は、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	
改善報告書検討結果 URL [※]	
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4723/
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4843/
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4726/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4818/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2023%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%AD%A6%E7%94%9F%E3%81%AE%E4%BF%AE%E5%AD%A6%E3%80%81%E9%80%B2%E8%B7%AF%E6%94%AF%E6%8F%B4.pdf
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.koyasan-u.ac.jp/campuslife/syllabus/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5054/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/02_koyasan_disclosure.pdf
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	https://www.koyasan-u.ac.jp/campuslife/tuition/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C05%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8D%98%E4%BD%8D%E5%8F%96%E5%BE%97%E7%8A%B6%E6%B3%81.pdf
学位の取得状況	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C05%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8D%92%E6%A5%AD%EF%BC%88%E4%BF%AE%E4%BA%86%EF%BC%89%E8%80%85%E6%95%B0%E3%83%BB%E5%AD%A6%E4%BD%8D%E6%8E%88%E4%B8%8E%E6%95%B0.pdf
学生の成長実感・満足度	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C6%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%AD%A6%E7%94%9F%E7%94%9F%E6%B4%BB%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E9%9B%86%E8%A8%88.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況 (進学率や就職率等)	前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	基礎データ表 6 参照
学修時間	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/%E3%80%90%E6%83%85%E5%A0%B1%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%94%A8%E3%80%91R03%EF%BD%9ER05%E5%AD%A6%E4%BF%AE%E6%99%82%E9%96%93%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E7%B5%8C%E5%B9%B4%E6%AF%94%E8%BC%83%E9%9B%86%E8%A8%88%E7%B5%90%E6%9E%9C.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5143/
教員一人あたりの学生数	基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	該当なし
FD・SDの実施状況	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5013/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表 [教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/R4evaluation.pdf
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/R4evaluation.pdf
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/R4evaluation.pdf
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/R4evaluation.pdf

	df
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/R4evaluation.pdf
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/R4evaluation.pdf
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

1. 内部質保証の方針

本学の内部質保証については、内部質保証に関する基本的な考え方や内部質保証システムが実質的に機能するように「高野山大学 内部質保証に関する方針」（以下、「内部質保証方針」という）を制定している。内部質保証方針を学内の共有フォルダに保管することで、全教職員に対して周知徹底している。また、本方針は本学ホームページ「情報公開」のうちの「各種方針」において公開することで学外関係者に対しても公開されている。

「学園理事会」が理念・目的を明示するとともに、経営資源を用意し、さらに「法人本部」が中期計画を立案することを前提とすることで、大学における内部質保証が実現することとなっている。

「内部質保証方針」においては、自己点検・評価の対象は全教育研究組織および事務組織とし、方法としては全教職員によるセルフモニタリングを基本とし、評価基準は学校教育法、大学設置基準、公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」という）の大学基準、ならびに中期計画や「学長プラン」である（根拠資料 1-1）。さらに、外部有識者による外部評価を行い、自己点検・評価に必要なデータを蓄積し、全教職員に必要な研修を実施する。

自己点検・評価の推進責任者は学長を議長とする役職会であり、大学評価委員会が点検・評価を行い、各委員会・各部署がプランの実行を担う体制である。推進責任者である役職会は、学長、副学長、大学院委員長、図書館長、密教文化研究所長、事務局長、事務各課長といった教員・職員の責任者から構成されており、本学の運営上の中心組織である（根拠資料 2-1）。役職会は、法人本部の策定した中期計画に基づき、大学の諸活動に関する企画・設計、運営に当たるとともに、点検・評価の結果を受けて改善プログラムの策定・実施を行っている。

2. 点検・評価の体制

大学評価委員会は、「大学学則」第2条に則って設置されている。大学評価委員会の構成・役割・権限については「高野山大学大学評価委員会規程」（以下、「大学評価委員会規程」という）に規定されている。学長が選任した教職員によって構成された大学評価委員会は、自己点検・評価の実施計画を策定し、全学的な自己点検・評価のマネジメントを行う。大学評価委員会は、各部局から提供された資料に基づいて点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。さらに「自己点検・評価報告書」を作成し、公表する。

自己点検・評価は大学評価委員会だけが行うのではなく、各部局が役職会から示された各種方針に基づき、現状分析をふまえて方針・到達目標を策定すると共に、それを実施、点検・評価、見直しを行っている（各部局によるPDCA）。その報告は、学園本部に報告され、毎年5月に「事業報告書」としてまとめられている。大学評価委員会は、「事業報告書」を中心に前年度の各部局の活動を点検・評価を行っている。

「内部質保証方針」では、年度ごとの自己点検・評価（PDCAサイクル）の工程が定められている。具体的には、①年度初めの役職会における「学長プラン」の立案→②各部局による年次活動計画の策定、実施→③年度末ひと月前までに、計画達成度の大学評価委員会へ報告（会計報告については、決算報告をもってこれに代える）→④年度末2週間前までに、大学評価委員会による自己点検・評価の学長への報告、および全教職員への公表→⑤外部有識者による評価→⑥役職会による改善プログラムの策定→⑦次年度学長プランの策定のサイクルである。

内部質保証システムの有効性および適切性については、大学評価委員会が中心となって実施している。各部局の議事録を学内の共有フォルダに保管することを義務化し、全教職員が議事録を閲覧できるようにし、全教職員によるモニタリングを実施している。特に大学評価委員会では議事録の内容を確認しながら、大学の諸活動が適切に運営されているかを点検・評価している。

3. 自己点検・評価の現状

大学基準協会の「高野山大学に対する改善報告書検討結果」（以下、「改善報告検討結果」という）で内部質保証のシステムは改善が認められるとされたが、「大学の諸活動を網羅した「学長プラン」に基づく内部質保証の取り組みは、開始後間もないため、今後着実に機能させることが望まれる」と実効性が期待されている。その後、2023（令和5）年度については、自己点検委員会が自己点検報告書を作成して、学長に提出した上で、外部評価員に評価をしてもらい、意見をいただいた（根拠資料2-2【ウェブ】、根拠資料2-3【ウェブ】）。

学習については、学部は各学科および教務委員会、大学院は大学院委員会、教職課程については教職支援センターにおいてアセスメント・ポリシーで決められた学習効果調査の結果を参考にして定期的に検討している。「授業アンケート」（年2回）や「学生生活調査」（年1回）の学習面の項目によって学生の実態を把握するとともに、自由回答によって要望を確認している（根拠資料2-4wb）。またアドバイザー教員を中心として学生面談を定期的に行うとともに、授業担当者が学生の状況を学科会議や教務委員会、教授会、大学院委員会に報告し、授業内容等を検討している（根拠資料2-5）。学資出資者についても、保護者会（年1回）を開催し、意見の聴取を行っている。学習以外についても、「学生生活調査」（年1回）

の学生生活の項目や学生面談において実態を把握している。

大学基準協会の認証評価の指摘事項については、大学評価委員会において内容を精査した上で、学長と役職会に報告し、改善を提言している。改善内容については、役職会から各部局に対して指示するとともに、教授会や各委員会において報告することで共有し、改善課題として具体的な対応をすることとしている。文部科学省の設置履行状況調査（教育学科）の指摘事項については、学科や学園本部が内容を精査し、学長に報告するとともに、改善策を検討している。

2022（令和4）年7月の大学基準協会に提出する「改善報告書」や、2022（令和4）年3月の「自己点検・評価報告書」の作成に自己点検・評価の実施における課題が多く見いだされた。2024（令和6）年度には、2025（令和7）年度からの第4期認証評価のための報告書作成を行う必要があり、2023（令和5）年度には自己点検・評価体制の課題を見出すとともに、改善を図っていくこととなった（資料2-6）。本学は小規模大学であり、教職員数が少ないために、「内部質保証方針」に決められた自己点検・評価体制には実効性が少ないことから、実効性を高めるべく改善することが確認された（根拠資料2-7）。

大学評価委員会による自己点検・評価の対象については、2022（令和4）年度以前は学長プランを中心としていたが、2023（令和5）年に「大学評価委員会規程」第4条を改正し、「①大学の理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育・学習、⑤学生の受入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務、⑪その他の諸活動」とすることで、大学の諸活動全般を対象とすることを明記した（根拠資料2-8）。今後、「内部質保証方針」についても自己点検・評価の対象を大学の諸活動全般とすべきである。

年度ごとの自己点検・評価の工程についても「内部質保証方針」に基づくことが試みられている。2022（令和4）年度の大学評価委員会による「自己点検・報告書」が3月に作成され、学長・役職会に報告され、外部評価者による評価が行われた。各課による活動の達成度を中心とする自己点検・評価は、年度末に法人本部に報告され、決算報告され、5月に「事業報告書」にまとめられることや、年度末・年度初め多忙な3月に自己点検・評価を行うことには無理がある。2023（令和5）年度の「自己点検・報告書」については、「事業報告書」が作成・公開され、教職員の仕事量が比較的少ない8月中に原稿の提出を行い、9月中に大学評価委員会で編集し、11月に外部評価を受けることが計画されたが、結果的には完成できなかった。認証評価のような自己点検報告書は、本学のような人員が少ない大学では難しいことが実感され、今後、実施方法や時期などを再検討することとなった。

4. 教職課程の自己点検評価

教職課程については、教育学科と密教学科に設置されているために、全学的な教員養成教育を目的として教職支援センターが置かれている。密教学科の教職については、宗教科という特殊性もあり、教職課程センターが高野山キャンパスに置かれていた。2022（令和4）年には、両学科が協力して、「令和4年度教職課程自己点検評価報告書」（以下、「教職課程自己点検評価報告書」という）を作成している（根拠資料2-9【ウェブ】）。

5. 行政機関、認証評価機関等から指摘事項への対応

(1) 2022（令和4）年度大学基準協会「改善報告」

2022（令和4）年度の大学基準協会の「改善報告」では、是正勧告4点、改善課題8点について改善状況を報告した。その結果、「改善報告書検討結果」では是正勧告1点、改善課題2点の改善が認められたが、是正勧告3点、改善課題6点の是正・改善が求められた。これを受けて、大学評価委員会において内容を吟味した上で、今後、改善に向けてどのような対応が必要かを検討した（根拠資料2-10）。その上で、学長に報告するとともに、役職会に報告した（根拠資料2-11）。改善が求められる点について、学長から各責任者・部局に対して具体的な改善を検討するように指示があった。具体的な対応としては、以下の通りである。

①是正勧告

「基準5 学生の受け入れ」に関して文学研究科修士課程及び博士後期課程が異なる学位課程でありながら同一学生の受け入れ方針を設定したが、改善が認められた。しかし、『大学要覧』とホームページで公表している内容が異なる点については改善を求められた。これに対して、ホームページの内容を訂正した。ICT推進委員会において、間違いが発生しないように、ホームページの「情報公開」のページのリニューアルと、情報揭示のルールについて改善するように検討した（根拠資料2-12）。

「基準5 学生の受け入れ」に関して、過去5年間の入学定員充足率、および収容定員充足率の平均が文学部および密教学科で低いために、定員管理を徹底するようという指摘に対して、密教学科の収容定員充足率の改善が認められたが、入学定員充足率が依然と低いために定員管理について是性が求められた。加えて、教育学科の入学定員充足率および、収容定員充足率が低いために改善が求められた。その後、文部科学省の定員管理のルールが収容定員充足率を中心とすることに変更されたこともあり、密教学科については遠隔授業を中心とした社会人編入学生向けの密教文化コースを新設した。その結果、収容定員充足率が大きく改善した。教育学科についても、短期大学からの編入生や外国人留学生の確保を行うべく、関係機関に対する訪問を強化したが、収容定員充足率の改善には至っていない。

「基準10 大学運営・財務（2）財務」に関して事業活動収支差額比率が著しく低い状況が続いており必要な財務基盤を確立していないとして、中・長期の財政計画を策定し、実行するように指摘されていたが、財務状態を分析するとともに、数値目標を設定した上で学生生徒等納付金の確保や、人件費等の抑制に関する具体的な方策を明らかにして、計画に沿って財務基盤の確立に向けて取り組むように改善が求められた。その後、中期の財務計画の策定に着手するとともに、財務状態を分析し、数値目標を設定した。密教学科に社会人編入生を対象とした密教文化コースを新設したことで、収容定員充足率が大きく改善し、学生生徒等納付金が増加した。人件費についても、カリキュラムの見直しを行うとともに、非常勤講師の削減を図っている。2025（令和7）年度からは、教育学科の入学定員を50名から15名に減らし、密教学科は30名を65名と増やした。

②改善課題

「基準2 内部質保証」について、自己点検・評価のもとになっている「学長プラン」の対象範囲を大学の諸活動としたことで、改善したと認められたが、着実に機能させることが求められた。これに対して、2022（令和4）年度には簡易な自己点検・評価報告書を作成し、

外部評価員に外部評価を依頼した（根拠資料 2-2【ウェブ】、根拠資料 2-3【ウェブ】）。本学で持続可能な内部質保証システムを検討するとともに、可能な範囲から実施している。

「基準 4 教育課程・学習成果」について、文学研究科修士課程及び博士後期課程における学位授与方針及び教育課程の編成実施方針が、学位名の違いしかなく、学位の種類に応じた内容をより明確に示すように改善が求められるとともに、『大学要覧』とホームページで公表している内容が異なっていると指摘された。これに対して、大学院委員会において、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針について検討をし、改善した（根拠資料 2-13、根拠資料 2-14）。ホームページについても更新をした。

「基準 4 教育課程・学習成果」について、履修登録単位数の上限を 50 単位と高く設定しており、卒業要件に含まれない「自由科目」については単位数に含まず、単位の実質化を図るその他の措置として十分でないとして改善が求められた。これに対して、教務委員会において単位の上限や、単位の実質化を図るその他の措置について検討した結果、2025 年度より両学科ともに履修単位数の上限を 48 単位とすることとした。ただし、「自由科目」は教職資格であることから、履修者の単位取得状況を把握するとともに、学習に問題がおこらないように個別指導を行うこととなった（根拠資料 2-15）。本学は学生数が少なく、密教学科では教職の希望者は 5 名までであり、個別の指導が可能である。教育学科も 3 年次は 20 名程度であるが、2 年次以下は 5 名程度であるために、個別指導が可能である。

「基準 4 教育課程・学習成果」について、アセスメント・ポリシーに示す各種測定法と学位授与方針の関連性が明確でないために、学位授与方針に示した学習成果を把握するための具体的な評価指標の開発をすることが求められた。これに対して、教務委員会において学習成果の把握の評価指標について検討し、各年次での学習成果の測定方法とその活用について明確化した（根拠資料 2-16）。これまでも学習成果の測定は行っていたが、活用に力を入れることとなった。

「基準 5 学生の受け入れ」について、文学研究科修士課程について収容定員充足率が低いために大学院の定員管理を徹底するように改善が求められた。これに対して、大学院委員会および学生募集委員会に改善策を作成するように依頼し、検討した。その結果、学生募集委員会では社会人や留学生に対する募集を強化した。また大学院委員会では、2026（令和 8）年度より入学定員を減らすこととした（根拠資料 2-17）。また遠隔授業を中心とする密教文化コースとの連続性を維持するために、修士課程密教学専攻通信教育課程でもテキスト中心から遠隔授業中心に切り替えることとした。

「基準 10 大学運営・財務（1）大学運営」について、大学運営に関する SD 研修については役職者に限定しており、他の教員も対象とするように改善が求められた。それに対して、FD・SD 委員会において検討した結果、全教職員に対して認証評価についての SD 研修を実施した。今後も、大学運営に関する SD 研修を実施する予定である。

（2）教育学科の設置履行状況調査

教育学科の設置履行調査については、2021 年度より 2 点の改善の指摘事項があった。両方とも、改善の履行中である。

①退職年齢を超える専任教員数の割合

定年規程の退職年齢を超える専任教員数の割合が高いという指摘事項（改善）を受けた。

これに対して、教員組織編制の将来構想に基づき、2025 年度より退職年齢を超えている特任教員については退職を予定している。それに代わる専任教員を適宜補充する予定である。

②収容定員充足率

志願者等のニーズ調査の分析等による教育内容の特色とニーズに乖離の是正による教育内容の充実と、効果的な学生募集のための施策をするとともに、収容定員の見直しを検討するようという指摘事項（是正）を受けた。これに対して、教育学科で各高校訪問時に高等学校側および高校生のニーズを聞き取り、内容をまとめた上、教育学科のカリキュラム委員会で検討した。教授会や理事会において、収容定員の見直しを決定した。また2025（令和7）年度より入学定員を50名から15名に減らすこととした。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

大学基準協会からホームページが見にくいとの指摘もあり、2022（令和4）年度の「情報公開」については学校教育法の区分に準じて、項目分けをして掲示した。今後はさらに見やすい公表の方法を検討していくこととなった（根拠資料2-18）。

本学においては、大学の諸活動の状況等をホームページの「情報公開」において公表している。公表されている内容としては、以下の通りである。

1. 学則・教育研究上の目的・各種方針
教育理念
沿革
寄附行為（2025/4/1～）〔旧寄付行為 2025/03/31 まで〕
学則 【 大学（2025/4/1～）〔旧学則 2025/4/1 まで〕 ・ 大学院 】
各種方針
計画・施策
2. 大学組織に関する情報
教学組織図 事務組織図 委員会組織図 役員名簿
3. 教員に関する情報
教員一覧 【 大学 ・ 大学院 】
教員数（職務・学位・年齢構成、職階別教員数、専任教員1人当たりの学生数）
4. 学生に関する情報
学生数
入学定員、収容定員、在籍者数、収容充足率 出身地域別学生数
留年・退学・除籍者数
入学者に関する情報
アドミッション・ポリシー（入学者の受入れ方針） 【 大学 ・ 大学院 】
入試情報 入学者数一覧（入試区分別志願者・受験者・合格者・入学者数）
入学者推移（2020～2024 年度）
卒業・進学・就職に関する情報

- ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針） 【 大学 ・ 大学院 】
- アセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）
- 授業設計と成績評価ガイドライン
- 大学院文学研究科論文審査基準
- GPA 成績分布状況
- 取得可能な学位および学位授与数
- 卒業の要件、卒業の認定等
- 学科別単位取得状況
- 学科別免許・資格取得者数
- 学生の修学、進路支援
- 外国人留学生 卒業後進路状況（ 2023 年度 ）
- 社会人学生のキャリアアップ・キャリアチェンジ実績（対象：2023（令和 5）年度）
- 卒業・修了生）
- 5. 国際交流に関する情報
 - 外国人留学生数 海外派遣学生数 海外協定校
- 6. 履修に関する情報
 - カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針） 【 大学 ・ 大学院 】
 - カリキュラム
 - 授業科目および単位 【 大学 ・ 大学院 】
 - 授業科目表 【 大学 ・ 大学院 】
 - 実務経験のある教員による授業科目一覧（2024 年度）
 - シラバス 【 大学（ 密教学科 ・ 教育学科 ） ・ 大学院 】
- 7. 教育研究環境に関する情報
 - 校地・校舎等の施設 校舎等の耐震化率
 - 図書館
 - 密教文化研究所
 - 交通アクセス
- 8. 学費・奨学金に関する情報
 - 入学金・授業料・教育充実費・実習費・在籍料等
 - 奨学金
 - 修学支援新制度更新確認申請書様式第 2 号
- 9. 学生支援に関する情報
 - 学修支援
 - 学生の心身の健康に係わる支援
 - 学生生活支援
 - 奨学金・授業料免除
 - 学生の修学・進路支援
- 10. 認証評価及び自己点検・評価に関する情報
 - 認証評価および自己点検・評価
 - 学修成果に関する調査
 - FD・SD 研修
- 11. 社会貢献活動に関する情報
 - 社会連携・社会貢献
- 12. 研究に関する情報
 - 研究倫理・研究不正
 - 研究活動における不正行為に関する窓口
- 13. 大学運営に関する情報
 - ガバナンス・コード

令和5年ガバナンス・コード実施状況点検結果報告書
財務情報
教育学科設置認可申請書（2020年度設置）
教育学科設置に係る設置計画履行状況報告書（2021年度 2022年度 2023年度
2024年度）

14. 教職課程に関する情報

教員の養成の理念・目的（教育職員免許法施行規則第22条に規定する情報）
教職課程自己点検評価（2022年度）

以上のように本学のホームページの「情報公開」に教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表している。また、教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報についてもホームページの「情報公開」において公表している。

教職課程についても、ホームページの「情報公開」のページにおいて、「教員の養成の理念・目的」とともに、「教職課程自己点検評価報告書」を公開している（根拠資料 2-9【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

大学評価委員会では、内部質保証のシステムの整備や機能の状況について点検・評価を実施している。具体的には、自己点検・評価の時期や項目について大学評価委員会において検討をしている。そのために、委員会を定期的に開催し、認証評価の指摘事項を中心としているものの、それ以外の問題についても幅広く検討した上で、学長・役職会に報告している。さらに2022（令和4）年度には、自己点検・評価報告書を作成した上で、外部評価員に評価を依頼し、大学評価委員および役職が評価意見を聞いた。

2023（令和5）年度についても、同様に自己点検・評価報告書を作成しようとしたが、規模が大きく、原稿が集まりにくかったこともあり、加えて認証評価の自己点検・評価報告書の作成が控えていたために、完成は断念した。本学のような小規模大学でも、可能な方法を検討していく必要があることを実感した。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

大学基準協会の認証評価において、多くの指摘事項を受けて、大学評価委員会において検討し、学長・役職会に提言している。自己点検・評価についてのシステムも改善し、PDCAサイクルが機能するように努めている。学習効果測定についても、アセスメント・ポリシーを見直し、入学から卒業時、および卒業後の追跡調査を実施して、数量的なデータを収集し、分析をおこなっている。また本学は小規模校であるために、数量的なデータの統計的意味が低いために、質的なデータの収集にも力点を置いている。本学では小規模校の強みを活かし、アドバイザー教員を中心とした学生面談を行い、学生情報を学科会議や教授会で共有して

いる。アドバイザー教員以外の教員も、授業担当者と学生との接点が多く、学習状況や大学に対する意見を聞くことができ、情報共有することができる。そのような学生からの情報を各種改善の基本データとしている。2024 年度には学部生を集めて、学習や大学生活についての懇談会を開催し、教務委員会や学生部協議会に報告した（根拠資料 2-4【ウェブ】）。

短所

自己点検・評価を担当する大学評価委員会は専任教職員を置くことができず、兼務の委員によって構成されている。また IR についても専任教職員が置かれていない。小規模校であるために、自己点検・評価を行うための負担は膨大である。大規模校と同様の自己点検・評価はできない。また一人の兼務が多いために、どの立場での意見であるあるのが不明確な場合が多い。教職員数が少ないにも関わらず、委員会・会議が多く、同一議題に複数回参加しなければならないという非効率が起こっている。

教育学科設置後に、教授会が各学科に置かれているために、学科会議と教授会のメンバーがほとんど同じであり、それぞれの会議の位置づけが不明瞭になっている。教授会は学長が議長となっているために、別時間帯に開催されなければならないために、その他の会議の日程調整が難しくなっている。

大学評価委員会には、両学科の教職員が委員として入っているが、キャンパスが異なっており、相互に授業担当する教員割合が低いために、他方の自己点検・評価がしにくい状況である。2028（令和 10）年に、高野山キャンパスに統合する予定であるので、少しは改善されると考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は定員充足率をはじめとして多数の課題を抱えているが、小規模校であるために「自己点検・評価報告書」を毎年作成することは難しい。今後、自己点検・評価を継続するために、どの時期に作成するのか、必要なデータを収集・保存・共有をする体制をどのように構築するのかなど本学独自のシステムを検討する必要がある。

客観的な自己点検・評価を求めるという観点から、大学評価委員会の構成が、役職会構成員でない委員長をはじめ、中堅・若手を中心としているが、大学諸活動の改善の実効性を弱めていると考えられる。たとえば、改善の提案に対する対応が遅いことが多く見られる。他大学では教学担当の副学長が自己点検・評価の中心となって指揮をしていることが多いが、本学も他大学の事例を参考にしながら実効性のある自己点検・評価体制を構築すべきである。重要事項の決定に理事会や役職会が独断で決定する傾向があるため、今後は自己点検・評価の結果を踏まえた PDCA サイクルが機能するようにしていく必要がある。

2021（令和 3）年 4 月に教育学科を新設したが、コロナウィルス感染拡大の影響もあり、教育学科の自己点検・評価については十分に行えていない。人間学科が閉じるに当たり、人間学科と教育学科に対する本格的な自己点検・評価を行う必要がある。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

1. 教育研究組織

本学の教育研究組織は、令和6年度現在、大学基礎データ表1に記したように、下記の通りである。

文学部	密教学科		
	教育学科		
大学院	文学研究科	修士課程	密教学専攻 仏教学専攻 密教学専攻通信教育課程
		博士後期課程	密教学専攻 仏教学専攻
別科	密教専修コース		
	密教文化研究所		
	高野山大学図書館		

2. 理念・目的と教育研究の適合性

「大学学則」の第1条に本学の教育理念・目的を以下のように定めている。すなわち、本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し社会に貢献する人材を育成することを目的とする」とある。

この本学の教育理念ならびに教育目的に基づき、「密教学科履修規程」、および「教育学科履修規程」第2条には、文学部の教育理念を「弘法大師の精神に則り、「いのち」のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共栄をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する。」と定め、本学の教育理念に基づいた人材育成目標を明確化している（「密教学科履修規程」、「教育学科履修規程」）。また、その教育理念を実現するための教育目的は、同じく「密教学科履修規程」第2条ならびに「教育学科履修規程」第2条において、「①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡知を敬い、文化の諸相を理解する能力を養う」、「②地域社会及び生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う」、「③専門的知識と実践的技能の習得を通して、社会に貢献する人間性を培う」と定められている。

この本学ならびに文学部における教育理念・目的と、本学の教育研究組織との適合性について、文学部、文学研究科、別科の順に説明する。

(1) 文学部

現在本学は、文学部のみ単科大学である。文学部には密教学科と、2021（令和3）年度に新たに設置された教育学科の2学科を置いている。

密教学科の教育目標は、「弘法大師以来の真言密教を専門的に学び、教相と事相の二部門からなる真言宗学の学習とその伝統の継承を目指す。併せて密教の思想や歴史ならびに芸術に関する知識を国際的な視野に立って習得し、インドよりアジア諸地域に広がった密教や仏教の文化を学習する。」（「密教学科履修規程」第2条）である。これは、上記の本学の教育理念・教育目的を、密教学の学びを通して具体化することを目指したものである。

教育学科の教育目標は、以下の通りである（「教育学科履修規程」第2条）。

- ①広い学問教養と新しい時代の教育知識を持つ。
- ②課題探求力を培い、予測困難な時代に対応できる力を養う。
- ③教職理解を高め、教育への意欲と愛情の養成、教育実践力の育成。
- ④教職の学びに加えて、多様な体験学習による人間力の育成。
 - (ア) 様々な人々とのふれあいを通して、コミュニケーション力を身につける。
 - (イ) 多様な体験から、相手の立場を理解し、思いを受け止めることができる。
 - (ウ) 仲間と共同してものごとを完成させることができる。
 - (エ) 困難に遭遇しても、くじけずにやり遂げられる力を身につける。
 - (オ) 学び続ける力を育む。
- ⑤WEBを利用した英語力の育成と、海外での教育事情視察による国際的視野の獲得。
- ⑥環境や地域貢献などに関する知識と広い視野、地域の各種団体との連携活動による実践的知識・技能や集団での行動力の獲得。
- ⑦心理ケアへの理解を深め、ケアに関わる知識や能力の育成。

これは、「社会に貢献する人間性豊かな人材の育成」という教育理念の実現を目指すものである。

密教学科と教育学科の2学科は、それぞれに本学の教育理念・目的を具体的に達成することを目指して設置されている。特に密教学科は、真言密教の専門的学びを教育・研究の中核とし、社会に貢献する真言宗僧侶を育成することを第一義的使命としている。他方、教育学科は、日本初の庶民教育機関である綜藝種智院を創設した弘法大師空海の教育観を踏まえつつ、教育現場の現地体験や地域社会との連携といった体験を通して、社会の礎である教育に貢献する人間性豊かな教員を育成することを目指している。

このように本学では、文学部に、弘法大師空海以来の伝統である真言密教の学びに特化した学科と、教育現場・地域社会での幅広い体験に基づく教員養成に特化した学科を配置することによって、高い専門性と広い教養を合わせ教育・研究する体制を担保するとともに、「文化の諸相を理解する能力を養う」、「社会に貢献する人間性を培う」という本学の教育目的の達成を図っている。

なお密教学科では、2021（令和3）年度教育学科の設置を受け、従来の、①僧侶育成や高野山の特性を活かしたカリキュラムに加え、②留学生用カリキュラム、③社会人編入生用カリキュラムを新たに設けている（「密教学科履修規程」）。これは、次世代を担い社会に貢献する真言宗僧侶の育成という密教学科の人材育成目標の輪郭を明確にするとともに、密教学科の提供する学びへの国際的・社会的なニーズに対応することを目指したものである。

また、教育学科では、その開設以来、体験を重視する教育方針から、①地域との触れ合いで培う教師力・人間力、②体験を支える学びで養う課題探求力、③現場で育む教育理解と実践力、④英語学習の集大成として海外短期留学などをカリキュラム化している（「教育学科履修規程」）。これは、さまざまな体験を経た人間性豊かな教員の育成という教育学科の人材育成目標を明確にすることを目指したものである。

このように両学科では、本学の教育理念・目的をそれぞれに追求している。しかしながらそれは、宗教家であると同時に教育者でもあった弘法大師空海を、教育・研究における相互補完的に実現する関係でもある。その意味では、文学部全体として、より効果的に本学の教育理念・教育目的の実現を目指しうる体制となっている、と言えよう。このように、本学文学部の教育・研究組織は、本学の教育理念・目的に適合したものである。

（２）文学研究科

現在本学は、大学院文学研究科に、密教学専攻と仏教学専攻の２つの専攻を置いている。また別に通信教育課程として、密教学専攻修士課程を設置している。大学院の設置は、「大学院学則」第１条において、「大学学則」第６条第２項に基づくものであることを明示している。

したがって、「大学院学則」第２条において、本研究科の教育理念・目的を「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めもって文化の進展に寄与することを目的とする」と定めているが、これが「大学学則」第１条を上位の規定とすることは明白である。すなわち、本学大学院の教育目的は、「大学学則」第１条において掲げられた「密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究する」という目的を、さらに深い専門性において追及するものである。

本研究科の２つの専攻は相互補完的關係の下、「大学院履修規程」第２条に謳われる「弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかに」することを目指している。この教育目的は、上述の密教学科の教育目的と重なるが、大学院文学研究科では、高度な専門性を有する研究者および職業人を育成することで、本学の掲げる教育理念・目的を実現することを目指している。本学は、大学院にこの２つの専攻を置くことで、密教・仏教についてさらに深く学びたいという学究者の要求に応えている。

文学研究科修士課程には、博士前期課程コース、社会人コース、僧侶コースの３つのコースを置いている。博士前期課程コースは、密教、仏教の教理および実践を学術的に究めることによって、高度な専門性を有する研究者を育成することを目的としている。社会人コースは、社会人の生涯学習の観点に立ったコースであり、僧侶コースは、高野山真言宗寺院後継者を中心として、真言宗僧侶、真言宗教師を育成することを目的とするコースである。なお、博士前期課程は博士後期課程とともに全体として博士課程を構成し、専門研究者の育成を行っている。

このように、密教学専攻、仏教学専攻の２つの専攻と、修士課程に３つのコース、博士後期課程を擁する本学の大学院文学研究科の教育・研究組織は、「大学学則」第１条において掲げられた「密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究する」という目的を深めることを目指すものであり、本学の教育理念・目的に適合したもので

ある。

本学大学院（通信教育課程を含む）は、学部と共通の教育研究組織をもって運営されており、本学文学部での学習をさらに深めるための組織体制となっている。

（3）別科

別科としては、「宗門後継者あるいは社会人として有為な人材を育成することを目的」として「基本的な密教学領域の知識を授け、実習を重んじた職業教育を行なう」密教専修コースを設けている（根拠資料 3-1）。別科密教専修コースは、僧侶になるための知識と技術に関する学習を行う、真言宗の僧侶を目指す2年間の短期養成コースである。

3. 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

附置研究所である密教文化研究所は、1943（昭和 18）年に開設された高野山密教研究所をその前身とし、1958（昭和 33）年に密教文化研究所に改称され、今日に至っている。密教文化研究所は、「大学学則」第 39 条に基づいて設置されており、その目的は「高野山大学密教文化研究所規程」（根拠資料 3-2）第 2 条において「真言密教の蘊奥を究め、これを顕揚すると共に社会に貢献すること」と定められている。この目的は「大学学則」第 1 条に掲げられた「密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究する」という目的を深めるものである。密教文化研究所には、日本およびアジア地域の密教の基礎的研究ならびに基礎資料の調査研究を行う「基礎研究部門」と、密教の思想と文化ならびに関連領域についての総合的な比較研究を行なう「総合研究部門」という2部門が置かれ、その目的が追求されている。

図書館については、第 8 章の記述に譲る。

また、文学部密教学科には教職課程が設置されており、2018（平成 29）年度より「教職課程センター」として専任教員 2 名がこれに配置されていた。一方、2021（令和 3）年度に開設された教育学科では「教職支援センター」が設置され、教育学科の専任教員 6 名をこれに配置していたが、2024（令和 6）年度、この両センターを「文学部教職支援センター」（以下、「教職支援センター」という）として統合した。その設置目的は、「高野山大学教職支援センター規程」第 2 条において、「全学の協力のもとに教職課程の改善・充実等に積極的に取り組むことで教職課程の質の保障に努めるとともに、宗門大学としての資源・機能を活かしたより質の高い教員養成の充実・発展に資することを目的とする」と定められている（根拠資料 3-3）。これは、教員養成という分野において、「大学学則」第 1 条に掲げられた教育理念・目的を追求するものである。

このように、本学に設置される附置研究所、各種のセンターは「大学学則」第 1 条に掲げられた本学の教育理念・目的をそれぞれの仕方で追求するものであり、これらを設置することは本学の教育理念・目的に合致したものであると言える。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学の教育研究組織の教育目的に対する適切性は、自己点検評価の対象として大学評価委員会において継続的に検討されている。また、毎年度授業アンケートを実施し、受講生による講義内容に対する評価に基づく検証も継続的に実施している（根拠資料 2-4）。アンケートの集計結果は、学長・副学長・大学院委員長・学科主任に共有され、次年度の時間割編成の際の参考資料となっている。

また本学の経営母体である高野山真言宗の議決機関である宗会では、本学の在り方について検討がなされている。これには、高野山学園本部長などの本学役職者が参加し、財務状況を中心とした客観的数字に基づいた本学の現状についての説明が行われ、それを踏まえて本学教育研究組織の在り方についての議論がされている。またその議事内容は、「高野山時報」において公表されている。

密教学科では、「社会に貢献できる真言宗僧侶の育成」という第一義的使命に対する密教学科の教育態勢の適切性については、寺院後継者の本学への入学率の減少から見る限り、真言宗を中心とした本学のステークホルダーからの評価が低い状態にとどまっていることがうかがえる。この状況に対する対策として、密教学科の人材育成目標を明確化して密教学科を僧侶育成に専門化させることとなった。また、留学生数や社会人学生の増加を見込んで、留学生用のカリキュラムや社会人用に特化したカリキュラムの設置が必要と判断された（根拠資料 1-1）。そのため、密教学科のカリキュラムを、従来の内容を実施する「密教学科コース」、留学生用コースとしての「日本文化コース」、社会人用コースとしての「密教文化コース」の3種類に区分した（「密教学科履修規程」）。特に「密教文化コース」では、遠隔授業の活用によって、従来は直接大学院の通信教育課程に入学するしかなかった社会人学生の受け入れを積極的に進め、大学院との効果的な接続を目指している。

教育学科では、設立時の学生数見込みと実際の入学生数との乖離から、また、高校訪問などの活動を通じた高校サイドの反応から、幼児教育・小学校教育のみに特化した教育学科の「児童教育コース」が、必ずしも受験生のニーズに合致していない面があると判断した。そこで新たに中学校（英語）・高等学校（英語）の教員免許状の取得を可能とする「中等英語教育コース」を設置した（根拠資料 3-4、「教育学科履修規程」）。

文学研究科では、授業に関しては上述の授業アンケートによる授業評価を実施している。一方、修士論文を提出しないまま在籍期限切れ退学となる学生が徐々に増えてきている。これは、通信教育課程による社会人学生の増加が要因と考えられることから、文学研究科における修士課程の各コースと通信教育課程のカリキュラムを整理し、遠隔授業を中心とする新しい通信教育課程社会人コースを設置することとした（根拠資料 3-5）。このことにより、密教学科密教文化コースを経てさらに研究を深めたい社会人へ学びを提供するとともに、文学研究科全体の研究水準の向上を目指している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学の教育研究組織の最大の長所・特色は、何ととっても他に類を見ない「高野山」とい

う特殊な地域にある。宗祖・弘法大師空海が「修行の道場」として開創して以来、この場所
で1200年以上続いてきた真言密教の伝統的な修行体系と現代的な学問の双方向から、密教
や仏教、そして教育を学ぶことのできる本学の教育研究組織は、他の高等教育機関では決し
て真似できない長所と特色を有している。

密教学科における「社会に貢献できる真言宗僧侶の育成」という第一義的使命は、大学院
文学研究科や密教文化研究所、高野山大学図書館といった組織を擁する本学において、いっ
そう高いレベルで実現することが可能になっている。それは、高野山という特殊な地域に伝
わる有形・無形の文化財を教材とすることのできる本学ならではの長所・特色と言えよう。

問題点

ただし、その一方で、密教や仏教という内容の特殊さゆえに、関心を持つ多くの人に教育
を提供する仕組みが不十分と言わざるを得ない。密教学科・大学院・研究所・図書館を有機
的に結びつける学びの仕組みを構築することが、密教学科、そして文学研究科や附置研究所
等における喫緊の課題と言えよう。

それは、河内長野キャンパスを中心とする教育学科においても同じである。「人間性豊か
な教員の育成」を掲げる教育学科では、地域の人々に「特任マイスター」として教育に関わ
ってもらうことで、多様な人たちとの体験と通じたコミュニケーションを通じた学習を取り
入れている。このような教育内容の背景には、「物の興廃は必ず人に由る。人の昇沈は定
んで道にあり」と唱えた弘法大師空海の教育観が横たわっている。しかしながら、現在の学
生数を鑑みるに、その教育内容の持つ可能性が受験生に魅力的に届いているとは思えない。
高野山キャンパスも踏まえた全学的な教員養成の仕組みを構築することが、教育学科の喫
緊の課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教育研究組織は、その設置目的が「密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を
総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を
陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し社会に貢献する人材を育成すること」にある。し
たがって、学部・研究科・別科・附置研究所等のいずれもが、この目的を達成するために設
置され、運営されている。これら各組織は、それぞれの活動理念を追求しつつ、教育・研究
における相互補完的關係を通して、教育研究組織全体としてより効果的に本学の教育理念・
教育目的の実現を目指しうる体制の一翼を担うものである。

上述の通り、本学の教育研究組織は、その体制としては十分に整っているが、それぞれの
展開する教育内容・研究内容の連携や相互フィードバックの体制に関しては、十全とは言え
ないという問題点がある。

現在密教学科と文学研究科で準備が進められている、密教文化コースから通信教育課程
社会人コースへ、という遠隔授業を中心とした学びの流れの構築は、本学の教育研究組織最
大の長所であり特色でもある、高野山ならではの学びを、それを求める社会的なニーズとど
のように結びつけていくのか、という点において重要である。と同時にそれは、教育研究組
織においてそれぞれに展開している教育内容・研究内容の有機的連携やフィードバックの
体制の構築と不可分であると言えよう。

教育学科は教員養成を中核におく以上、その内容に大きな特色を構築することは困難かもしれない。しかしながら、他の高等教育機関では決して真似のできない、「高野山」という文化を用いた教育内容・研究内容を構築することで、「弘法大師の精神を現代の教育に活かすとはどういうことか?」という課題に対して、まさしく発展的に向き合うことができよう。

以上のように本学の教育研究組織は、「弘法大師の精神に則り、「いのち」のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共栄をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する。」という本学の教育理念・教育目的の達成に向けた体制としては整ったものとなっていると考える。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
文学部密教学科	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
文学部教育学科	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
文学研究科修士課程密教学専攻	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
文学研究科修士課程仏教学専攻	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
文学研究科博士後期課程密教学専攻	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
文学研究科博士後期課程仏教学専攻	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
文学研究科修士課程密教学専攻通信教育課程	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/5028/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：対象となる学部がないため、省略			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学，専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部，学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験，実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：該当しないため、省略。							

※関係法令：大学設置基準第42条の9，専門職大学設置基準第29条，30条

※専門職大学において，課程を前期・後期で区分している場合は，全課程の状況を示すとともに，別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
2学期	15週	90分	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-1-01%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%AD%A6%E5%89%87202
備考：			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち，授業の時間)	規程（条項）	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため，省略			

※関係法令：大学設置基準第21条，第23条，専門職大学設置基準第14条，第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単位の 上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
密教学科	50 単位	1 年間	○	前年度の GPA3.0 以上, 58 単位まで。	○
教育学科	50 単位	1 年間	○	前年度の GPA3.0 以上, 58 単位まで。	○

備考：計画的な履修・学習を推進するため、上限を設けているが、自由科目（卒業要件には含まれない科目）や卒業論文、課外学習科目や体験学習科目等は時間外の科目のため、除外している。成績優秀者には希望する科目を受講できるように、8 単位を上限に緩和している。

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2，専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修了要件単 位数	既修得等（注）の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
文学部密教学科	124 単位	60 単位	「密教学科履修規程」第 5 条, および「教育学 科履修規程細則」[Ⅲ] 3 https://www.koyasan- u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan- univ.pdf
文学部教育学科	124 単位	60 単位	「高野山大学文学部教育学科履修規程」第 3 条, および「高野山大学文学部教育学科履修規程細 則」[Ⅲ] https://www.koyasan- u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan- univ.pdf
文学研究科修士課程	30 単位	0 単位	「高野山大学大学院履修規程」第 7 条第 1 項 https://www.koyasan- u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan- univ.pdf
文学研究科博士後期課 程	12 単位	0 単位	「高野山大学大学院履修規程」第 7 条第 2 項 https://www.koyasan- u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan- univ.pdf

備考：

※関係法令：大学設置基準第 28 条, 第 29 条, 第 30 条及び第 32 条, 第 42 条の 12,

専門職大学設置基準第 24 条, 第 25 条, 第 26 条, 第 29 条及び第 30 条,

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条,

専門職大学院設置基準第 14 条, 第 15 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 23 条, 第 27 条, 第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2, 第 14 条, 第 21 条, 第 21 条の 2, 第 22 条, 第 27 条, 第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
文学研究科修士課程	有	「高野山大学大学院文学研究科修士論文提出の手続」 https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan-univ.pdf
文学研究科博士後期課程	有	「高野山大学大学院文学研究科課程博士論文提出の手続」 https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan-univ.pdf
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項，大学院設置基準第14条の2第1項

※研究指導，学位論文作成指導を行うにあたり，学生に予め明示する計画であって，課程修了に至るまでの研究指導の方法，内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準（注1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注2）規程・URL
文学研究科修士課程	「高野山大学大学院文学研究科修士論文審査基準」 https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan-univ.pdf	該当なし
文学研究科博士後期課程	「高野山大学大学院文学研究科博士論文審査基準」 https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/directory/2024/R06koyasan-univ.pdf	該当なし
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項，大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について，学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として，あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し，学位に求める水準を満たした研究成果が否かを審査する基準として，あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
文学部（含・別科）	入学時アンケート，授業アンケート，GPAのほか，卒業生アンケートの状況を，推移を含めて確認している。	アセスメント・ポリシー https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4734/ 学修成果に関する調査 https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4894/
文学研究科	入学時アンケート，授業アンケート，GPAのほか，修了生アンケートの状況を，推移を含めて確認している。	アセスメント・ポリシー https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4734/ 学修成果に関する調査 https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4894/

		u.ac.jp/notice/news/detail/4894/
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
文学部（含・別科）	大学評価委員会，教務委員会，学科会議	大学評価委員会自己点検・評価報告書
文学研究科	大学評価委員会，大学院委員会	大学評価委員会自己点検・評価報告書
備考：		

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学が授与する学位は、「高野山大学学位規程」(以下、「学位規程」という)第2条により、文学部においては学士(文学)、学士(教育学)、大学院文学研究科においては修士(密教学)、修士(仏教学)、博士(密教学)、博士(仏教学)である。本学では、これらの学位の授与方針をディプロマ・ポリシー(または「卒業認定・学位授与に関する方針」として定めている(根拠資料4-1【ウェブ】)。

1. 文学部

本学は、文学部のディプロマ・ポリシー、すなわち学士(文学)の授与方針を次のように定めている(「学位授与方針」)。

本学の教育理念に照らし、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

1. 体系的に学んだ専門的な知識と方法論に基づいて、総合的に問題を解決し新たな価値の創造につなげていく能力が、一定の水準に達したと認められる学生。
2. 生命尊重の精神に基づいて人間の存在と叡智を敬い、種々なる文化の価値を創造的に理解する能力を有する学生。

この方針に基づき、学科ごとのディプロマ・ポリシーが定められ、明示されている。

密教学科のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである(「学位授与方針」)。

高野山大学文学部密教学科では、所定の単位を修得し、かつ以下のような知識や技能、能力を身につけた学生に学位を授与する。

1. 仏教・密教に関する専門知識。
2. 体系的に学んだ方法論・技能にもとづいて問題を探求し、論理的・実証的に思考するとともに、それを表現する能力。
3. 真言宗僧侶としての基礎的技能。
4. 日本やアジアの伝統文化をグローバルな視点からの理解する能力。
5. 現代社会における宗教の役割を理解し、実践することのできる能力。

また、教育学科のディプロマ・ポリシーは、以下の通りである(「学位授与方針」)。

文学部教育学科のカリキュラムにおいて卒業要件を満たす単位を取得し、中等英語教育や初等教育や幼児教育、保育に関わる基礎的な知識・能力を身につけると共に、次の資質・能力を備えた学生に学士(教育学)の学位を授与する。

1. 教育や保育の現場で活躍しうる実践力・人間力
(1)授業構成力、教材開発力を身につけ、学習活動を適切に運営できる力を有する。

(2) 児童・生徒たちに寄り添い、適切なコミュニケーション能力や仲間と協働してものごとを完成させる力、困難にくじけず最後まであきらめない心を有する。

(3) 児童・生徒たちの悩みを受けとめ、適切なカウンセリングなど心理ケアに関する知識・能力を有する。

2. 地域の安心安全や活性化に貢献しうる人間力

(1) 地域社会および生活文化を大切にし、ケアの心で人々を支援できる知識・能力を有する。

(2) 地域の人々と協力し合って活動し、地域活性化に貢献できる知識・能力を有する。

このように、両学科のディプロマ・ポリシーは、文学部のディプロマ・ポリシーをより具体的にする形で設定・明示されている。

2. 文学研究科

修士課程にあっては、2年以上在籍し、文学研究科が教育と研究の理念と目標に沿って設定した、所定の専門科目について30単位以上を修得すること、さらには修士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となっている。その修士課程のディプロマ・ポリシー、すなわち修士(密教学)、修士(仏教学)の授与方針は、以下の通りである(「学位授与方針」)。

(1) 修士課程

○密教学専攻

修士課程密教学専攻では、下記の目標を達成した者に、修士(密教学)の学位を授与する。

①過去の密教学を継承・融合する研究能力を身につけている。

②新たな密教学を創造する研究能力を身につけている。

③【博士前期課程コース】研究・教育において、高度な専門性を必要とする職業を担うための能力を身につけている。

【社会人コース・僧侶コース・通信課程】実社会において、高度な専門性を生かすための優れた能力を身につけている。

④研究に関する倫理観を身につけている。

○仏教学専攻

修士課程仏教学専攻では、下記の目標を達成した者に、修士(仏教学)の学位を授与する。

①過去の仏教学を継承・融合する研究能力を身につけている。

②新たな仏教学を創造する研究能力を身につけている。

③【博士前期課程コース】研究・教育において、高度な専門性を必要とする職業を担うための能力を身につけている。

【社会人コース・僧侶コース】実社会において、高度な専門性を生かすための優れた能力を身につけている。

④研究に関する倫理観を身につけている。

このように修士課程にあっては、専門分野における研究能力と、高度な専門性を必要とす

る職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の目安になる。

次に、博士後期課程にあつては、3年以上在籍し、文学研究科が教育と研究の理念と目標に沿って設定した、所定の専門科目について12単位以上を修得することが、学位授与の要件である。さらに、課程博士論文を在籍期間中に提出して、在学中に、その審査及び最終試験に合格することが必須である。また、文学研究科博士課程の5年間を通じて、高い倫理性と強い責任感をもって、自らの研究を遂行する能力を身につけているかどうか重要な目安となる。その博士後期課程のディプロマ・ポリシー、すなわち博士（密教学）、博士（仏教学）の授与方針は、以下の通りである（「学位授与方針」）。

（2）博士後期課程

○密教学専攻

博士後期課程密教学専攻では、下記の目標を達成した者に、博士（密教学）の学位を授与する。

- ①国内外における過去の密教学を継承・融合する専門的な研究能力を身につけている。
- ②密教学に関する独創的な研究能力を身につけている。
- ③高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力を身につけている。
- ④研究に関する倫理観を身につけている。

○仏教学専攻

博士後期課程仏教学専攻では、下記の目標を達成した者に、博士（仏教学）の学位を授与する。

- ①国内外における過去の仏教学を継承・融合する専門的な研究能力を身につけている。
- ②仏教学に関する独創的な研究能力を身につけている。
- ③高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力を身につけている。
- ④研究に関する倫理観を身につけている。

このように博士後期課程においては、専門分野における学術的な新規性・独創性を導き出す研究能力と、専門的な研究者としての優れた能力を身につけているかどうか、課程修了の目安になる。

以上のディプロマ・ポリシーには、各学位にふさわしい学習成果が身につけるべき能力の形で明示されており、それらは概ね適切に設定されていると認められる。また、これらの方針は、本学ホームページ、及び『大学要覧』において公表されている。

以上のことから、本学は、課程修了にあたって学生が習得することが期待される、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し、明確に示している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学は、教育課程の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシー（または「教育課程の編成方針」）として定めている。

1. 文学部

文学部のカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである（「教育課程の編成方針」）。

本学の教育理念に基づき、密教・仏教の古典に学び、それを実践にいかしていくための広範な知識・技能を基礎的なものから体系的に教授し、最終的に必修科目としての卒業論文作成において丁寧な個別指導を実施し、それまでの学習成果の総合的な発揮を促す。

この文学部のカリキュラム・ポリシーに示された方針に基づいて、学科ごとのカリキュラム・ポリシーが定められ、明示されている。

(1) 密教学科

密教学科のカリキュラム・ポリシーは、密教学科の教育目標を実現するため、次のように定められている（「教育課程の編成方針」）。

高野山大学文学部密教学科は、上記の教育目標を実現するために、次の方針のもとに教育課程を編成し、実施する。

1. 1年次には、本学の建学の精神を学ぶための建学の精神科目をおく。とともに、大学で学ぶための基本的な学習能力と仏教・密教の基礎知識を身につけるために、導入研修や基礎ゼミ、語学（英語・漢文／サンスクリット語）の科目、真言宗僧侶としての基礎的技能を習得するための実技科目をおく。
2. 2年次には、仏教・密教の専門的知識と方法論を体系的に学ぶために、仏教・密教に関する概論・概説の科目をおくとともに、弘法大師の著作を読解する祖典講読の科目をおく。
3. 3・4年次には、専門的知識と方法論、技能の習得のために、特殊講義・講読演習・密教学演習などの専門科目をおく。
4. 習得した知識や技能を総合的に活用して問題を解決し、また新たな価値の創造に結びつけていく能力を身につけるため、4年次にはすべての学生に卒業論文を課す。
5. 現代社会における宗教の役割を体験的に学ぶために、加行、ボランティアや巡礼・遍路といった実習科目をおく。

上記のカリキュラム・ポリシーに基づき、密教学科では「密教学科履修規程」別表 1-1 に記された科目群を、別表 1-2～1-3 の方針で展開している。

密教学科では、必修科目を 1・2 年次履修の教養科目と 3・4 年次履修の応用科目に大きく分け、それぞれに必修・選択必修に分類している。この分類は、従来の密教学科である密教学コース、留学生用の日本文化コース、社会人用の密教文化コースで大きく異なっており、

それぞれの関心に応じたカリキュラムの履修が可能になっている。

1年次の必修科目（教養科目）としては、全員の必修科目として「建学の精神」科目（空海の思想入門）があり、本学の教育理念の浸透を図っている。また、密教学コースでは導入科目として導入研修を設け、本学での学習へのスムーズな導入を目指している。語学科目では国際化社会の現状を踏まえ、密教学コースで英語Ⅰを必修として課すとともに、密教学コース・密教文化コースでは古典語としての「漢文」・「サンスクリット語」のいずれかを履修して仏典の読解能力の育成に努めている。なお、日本文化コースでは「日本語」を必修科目としている。また、密教学基礎ゼミを必修科目として設け、大学の学びに必要なアカデミックスキルの習得を求めている。さらに教養基礎科目として、密教学コースの学生には「常用経典」を必修とし、真言宗で日常的に用いる経典の読誦と内容の把握ができるように努めている。その他、「漢字Ⅰ」や「かなⅠ」といった書道の授業や茶道、華道といった実技の科目、さらに「哲学」や「心理学」といった一般教養的な科目も教養基礎科目として選択必修するようにしている。これらに加えて、密教学コース・日本文化コースでは、キャリア科目としてキャリアデザインが必修となっている。

2年次では、上記の必修科目（教養科目）に加え、講義（「密教学概論」、「仏教学概論」、「密教史概説」、「仏教史概説」）という概論的科目群を指定し、専門的知識と方法論の基礎を教授している。さらに講読として「祖典講読Ⅰ」を全員必修とし、弘法大師空海の著作を読解する力を身につける。さらに基礎科目として、「歴史学」、「宗教学」などが設けられている。なお、密教学コースでは語学科目である英語Ⅱが、日本文化コースではキャリア科目としての「キャリアデザイン」が必修となっている。

3年次・4年次になると、必修科目（応用科目）の履修が求められる。講読として祖典講読Ⅱまたは宗典講読のいずれかを選択必修し、弘法大師の著作または仏典を読解する能力をさらに向上させる。また、特殊講義や講読演習といった科目群を設けて、専門知識のさらに進んだ学習を可能としている。特に真言宗僧侶でしか受けられない伝授関係の科目は、宗典講読・特殊講義・講読演習のクラスとして開講される。そして演習である密教学演習では、密教学科での学びを総括する必修科目としての卒業論文/卒業研究の作成に向けた、専門的な指導を実施する。

これらの必修科目以外にも、密教学科では選択科目として、総合科目、企画科目、外国語科目（「サンスクリット語上級」や「チベット語」、「中国語」など）、僧侶科目（「法式上級」、「声明上級」）、実技・実習科目（「体育実技」、「ボランティア」、「巡礼・遍路」）、歴史学科目（「書誌学」、「古文書読解」など）、普通科目（「社会学」、「現代の人権」、「日本国憲法」など）、書道師範科目（「篆刻」、「条幅制作」など）、社会福祉主事科目（「社会福祉論」、「社会保障論」）、キャリア科目（「キャリア研修」、「インターンシップ」）、学芸員資格科目（「生涯学習概論」、「博物館概論」、「博物館実習」など）を開設している。

以上のように密教学科では、学士（文学）の学位に整合する密教学・仏教学の科目群を、密教学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、基礎的な教養から専門的な応用へという形で配置・開講している。それぞれの科目は、密教学科の「弘法大師以来の真言密教を専門的に学び、教相と事相の二部門からなる真言宗学の学習とその伝統の継承を目指す。併せて密教の思想や歴史ならびに芸術に関する知識を国際的な視野に立って習得し、インドよりアジア諸地域に広がった密教や仏教の文化を学習する」という教育目標を達成するべく、その到

達目標が設定されている。

(2) 教育学科

次に教育学科のカリキュラム・ポリシーは、その教育目標を実現するために、教育学科の教育目標を実現するため、以下のように定められている(「教育課程の編成方針」)。

本学の教育理念と教育目的に基づき、大きく「専門科目」群、「基礎科目」群とでカリキュラムを編成し、「専門科目」の中に、「理論的科目」群と「体験的科目」群を置く。「理論的科目」群には、「教職関連科目」や「心理関係科目」に加えて、「体験サポート科目」群を特別に配置する。「体験サポート科目」群は、「体験的科目」の学びと、「理論的科目」の学びを繋ぎ、体験と理論的な学び、経験と知識との往還を図るために配する。

1. 「理論的科目」では、教職や心理関係についての専門的知識・技能を育み、実践力のある教師や社会人としての資質・能力の育成を目指す。
2. 「体験的科目」は、本学の最も特徴的な科目群であり、教員に必要な資質・能力を育成するために設定した科目群である。1年次から、学校や地域において多様な体験を積み重ね、地域での様々な年齢層・職種の人々とのふれあいを通して、相手の話に耳を傾け、分かりやすく伝えられるコミュニケーション力や、相手の気持ちに寄り添うことのできる能力、困難にぶつかってもやり遂げられる力、仲間と協力してものごとを完成させる実践力などを育むことを目的とする。
3. 「体験サポート科目」によって、実践と理論をつなぎ、大学での学びを確かに内実化することを目指す。
4. 「基礎科目」は、建学の精神に則った本学の特徴的な科目や、教養科目、僧侶科目などを配し、「いのち」や、社会、文化について理解し、人間を含む世界への豊かで多様な視点を育むことを目指す。

教育学科は、上記のカリキュラム・ポリシーに基づき、教員養成というディプロマ・ポリシーとの整合性を図りつつ、適切な教育内容の実施に努めている。また、実践と理論を繋ぎ、教育や保育の現場で活動し得る実践力・人間力を有する人材養成を根本目標とした上で、教員免許法が定める「教職関係科目」に加え、「体験サポート科目」群の履修を求めることにより、社会と繋がる学校教育の在り方を体験的に学習できる仕組みになっている。

教育職員免許法に基づく「教職関係科目」については、小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状取得の基準があることから、それに準拠した科目配置となっている。加えて、保育(幼児)教育として保育士資格を取得する教育課程を実施している。

「理論的科目」群の代表的科目である、「教職関係科目」については、「小学校教諭関係科目」と「幼稚園教諭関係科目」がある。「教育原理」「教職入門」「教育と社会」などの7科目を必須科目とし、選択科目として「教育課程論」「生徒指導論」「進路指導・キャリア教育」など11科目を選択必修とし、教員養成の根幹となる教育理論を学習するように教育課程を設定している。「小学校教諭関係科目」「幼稚園教諭関係科目」においては、各教科を内容論と指導論に分け、質の高い教科指導ができる教員養成を目指し、教育内容をより充実したものとする教育課程であることが本学教育学科の特長と言える。

保育士資格については、幼稚園教育科目と保育士関係科目を履修することにより、優れた保育士の育成を目指している。このように「理論的な学び」を堅実に進めていくことで、学

生が教育に対する理解を深め、関心を高めることにより、自信を持つようになった。学習意欲や関心の向上は、次に述べる「体験的な学び」と密接に結び付けている。

「体験サポート科目」群は、「体験的科目」の学びの群と「理論的科目」の学びの群に分けて実施している。「体験的科目」の学びの群は、「地域体験基礎」「地域体験Ⅰ～Ⅳ」などの科目で構成される。農場、植栽、林間地、馬場などや、演劇体験などで実体験する実践的学習であり、地域住民などとの共同作業や高等学校との連携事業などを通して、体験活動の意味・意義を理解する学習活動となっている。また、1年生と2年生については、実際に小学校や幼稚園を訪問し、子どもたちの活動を観察・見学したり、特別支援教育の場でサポート的な役割を果たしたりする。こうした経験は、将来において小学校や幼稚園教員・保育士になるために重要な学びの場となっている。たとえば、教育実習に参加する際には、学校保育現場体験で培われた経験知が基礎的な学力となり、学生は自信を持って臨むことができる。

「理論的科目」の学びの群については、「体験サポート科目」群があり、必修科目である「地域体験基礎」や、「自然と人間」「地域体験特論」など選択必修科目を学習している。

これらの科目群は、教員や保育士というキャリアに繋がる目標に立ち、各科目を有機的に連携したものとなっている。たとえば地域体験で野菜や草花を栽培し、「植物栽培の基礎」を学習した学生は、教員になって「理科」や「生活科」、その他の授業を進めていく上での貴重な経験となっている。また、「地域の安心安全や活性化に貢献しうる人間力」の育成を目指すディプロマ・ポリシーのもと、地域住民と共同的に作業し、交流することは、人間関係の横のつながりを学ぶことになり、社会に必要な連携・協力の意味・意義を実践的に学んだことになる。「理論的な学び」と「体験的な学び」のバランスの難しさはあるが、学生はこの2つの大きな領域を往還しながら、人間として成長しており、能力・資質面で豊かな教員が育っている。

以上のように、文学部は両学科とも教育課程の編成方針に基づいて開講科目を定めている。両学科ともに基礎力の養成、幅広い教養の涵養、専門的知識と方法論の修得、社会人として必要な能力の育成などを教育内容とする授業科目を有しており、それらを1年次から4年次に至るまで、入門から応用、基礎から専門へと学びを段階的に深化させるよう順次性・体系性をもって配している。

これによって、学生は、基礎的な講義やゼミなどを通して基礎知識と基本的な学習能力を獲得することから始め、概論や理論的な科目を通して広い教養と一般的な知識を身につけ、実習・演習などの専門的な科目を通して専門的知識と方法論を磨き、最後に卒業論文/卒業研究によって、それまでの学びの総括をすることができるようになっている。

これらの授業科目は「大学学則」第14条において、必修科目・選択科目・自由科目に区分されている。また授業形態についても「大学学則」第16条において、講義、演習、実習または実技に区分されている。

これらの授業科目区分は「密教学科履修規程」および「教育学科規程」の別表Ⅰと『大学要覧』とに明記されている。また授業形態も、『シラバス』の「入学から卒業までの履修について」において、履修する学生の視点に立って丁寧に説明されている。「履修規程」を掲載した『大学要覧』は入学時、『大学要覧』は毎年度配布されるが、本学ホームページ上で

も公表されている（根拠資料 4-2【ウェブ】）。

2. 文学研究科

文学研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである（「教育課程の編成方針」）。

高野山大学大学院は、学位授与の方針に示した能力を修得するため、体系的な教育課程を編成する。

(1) 修士課程

①密教学専攻

博士前期課程コース・社会人コース・僧侶コースにおいて、授業は特殊研究・演習・講義によって行う。講義において密教学の基礎や方法論などを学び、特殊研究・演習において高度な読解力や分析方法などを修得する。

通信課程において、授業は TR（テキスト・レポート）・SR（スクーリング・レポート）・TS（テキスト・スクーリング）・ER（エクササイズ・レポート）・G（特別演習）の形式によって行う。テキスト学習あるいはスクーリングによって密教学の基礎や方法論などを学び、高度な読解力や分析方法などを修得する。エクササイズによって体験学習をする。

少人数指導や修士論文の執筆過程における個別指導、通信課程においては特別演習によって創造力・倫理観を養い、専門性を必要とする様々な職能を修得する。

すべての授業は、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その成績評価は、筆記又は口述により、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

修士論文の審査は、3名以上の審査委員によって行う。

②仏教学専攻

授業は特殊研究・演習・講義によって行う。講義において仏教学の基礎や方法論などを学び、特殊研究・演習において高度な読解力や分析方法などを修得する。

少人数指導や修士論文の執筆過程における個別指導によって創造力・倫理観を養い、専門性を必要とする様々な職能を修得する。

すべての授業は、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その成績評価は、筆記又は口述により、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

修士論文の審査は、3名以上の審査委員によって行う。

②博士後期課程

①密教学専攻

授業は、特殊研究・演習・講義によって行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その成績評価は、筆記又は口述により、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

講義において、密教学の基礎や方法論などを学び、特殊研究・演習において、高度な読解力や分析方法などを修得する。

少人数指導や、博士論文の執筆過程における個別指導によって、独創性・倫理観を養い、専門性を必要とする様々な職能を修得する。

博士論文の審査は、3名以上の審査委員によって行う。

②仏教学専攻

授業は、特殊研究・演習・講義によって行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。その成績評価は、筆記又は口述により、客観的な成績評価基準に基づいて行う。

講義において、仏教学の基礎や方法論などを学び、特殊研究・演習において、高度な読解力や分析方法などを修得する。

少人数指導や、博士論文の執筆過程における個別指導によって、独創性・倫理観を養い、専門性を必要とする様々な職能を修得する。

博士論文の審査は、3名以上の審査委員によって行う。

以上のように、大学院文学研究科では、密教学専攻と仏教学専攻との2専攻の博士課程（博士前期課程・博士後期課程、以下、博士前期課程を修士課程という）において、それぞれの専門分野の知識を習得して、その分野にかかわる研究能力と専門性を必要とする職業を担うための能力を身につけるための教育課程を編成し、実施している。

修士課程においては、「大学院履修規程」別表1に見られるように授業科目（特殊研究・演習・講義など）を、基礎科目・主要科目・関連科目・共通科目の四つに分類して、博士前期課程コース、社会人コース、僧侶コースの3コースに沿った体系的な編成を行っている。なお、通信教育課程については、「大学院通信教育規程」別表1に見られるように、基礎科目、主要科目、関連科目、共通科目の四つに分類して編成されている（根拠資料4-3）。なお、通信教育の特性を考え、TR履修（テキストによる授業と在宅レポート試験による単位認定）、SE履修（スクーリング授業と科目最終試験による単位認定）、SR履修（スクーリング授業とレポート試験による単位認定）、TS履修（レポートを提出して合格し、その上でスクーリングを受講し、科目最終試験を受けて単位認定）等の授業方法を採用している。

博士後期課程においては、「大学院履修規程」別表1に見られるように特殊研究、演習、講読に加えて、特殊演習によって個々の学生の研究テーマに合わせた指導を行っている。

以上のように、文学部・文学研究科ともに、その教育課程は、教育課程の編成・実施方針との整合が図られており、また順次性、体系性への配慮もなされている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進め

るために十分な内容であるか。)

- ・授業の履修に関する指導，学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認，授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

1. 文学部

文学部においては、課程修了時に求められる学習成果の達成のため、単位制度の実質化を図る措置として、1年間に履修できる単位数を、一部科目を除いて50単位までと上限設定し、それによって1つ当たりの授業に対する学習時間を担保していた。しかし第2章でも述べた通り、2025年度より両学科ともに履修単位数の上限を48単位とすることとした（根拠資料2-15、根拠資料4-4【ウェブ】、根拠資料4-5【ウェブ】）。ただし、「自由科目」は教職資格であることから、履修者の単位取得状況を把握するとともに、学習に問題がおこらないように個別指導を行うこととなった。

また、本学の授業の特徴として、授業形態に関わらずアクティブラーニングの科目が80%を越えている。ややもすれば消極的な態度になりがちな学生に、積極的な授業参加を促すアクティブラーニング形態は、様々な事情や背景、あるいは困難さを抱えた本学の学生が、学習成果を達成するためには有効な方法と言えよう。

また本学では、教務委員会の監修により『講義概要・授業計画』（シラバス）を毎年作成し、配布するとともに、ホームページに公開している。その際、科目名と副題を設定し、受講生が科目の内容を把握しやすいように留意するとともに、10個の項目を記載するよう全教員に依頼している。その記載項目とその内容は、以下の通りである。

- | | |
|-------------------|---|
| 授業の目的と概要 | ：当該授業のねらいと内容を説明する。 |
| 授業の到達目標 | ：授業の到達目標を明示する。 |
| 授業計画 | ：半期15回、通年30回分の授業計画を明示する。 |
| 準備学習（予習・復習）・時間 | ：授業の到達目標を達成するために必要となる授業時間外の学習（予習・復習）の内容と必要時間の目安を明示する。 |
| テキスト | ：授業で使う教科書の紹介。 |
| 参考書・参考資料等 | ：参考書・参考資料の案内。 |
| 学生に対する評価 | ：試験、レポート、小テスト、授業中の発表・ディスカッションへの参加度などの評価事項を明記した上で、各評価の比率をパーセンテージで表示し、成績評価方法を明確にする。 |
| ルーブリック（目標に準拠した評価） | ：S、A、B、Cの4段階に分けて評価基準を明示し、学習成果の指標とする。 |
| 課題に対するフィードバックの方法 | ：課題（試験やレポートなど）に対するフィードバック、質問や要望、メッセージなどへの対応方法を記載する。 |
| その他 | ：特記事項（アクティブラーニング、ICTの利用など）。 |

このように各授業の内容について『講義概要・授業計画』（シラバス）に記載することで、

学生が受講する授業の達成度を自分自身で理解し、意欲的かつ効果的に進めていくための情報を開示している。また、『講義概要・授業計画』（シラバス）では、「入学から卒業までの履修について」として、両学科ともにカリキュラムの全体像を示すカリキュラムマップを明示している。カリキュラムの体系性・順次性を視覚的にわかりやすく示し、学生自身が本学での学びの全体像を把握できるようにすることで、個々の授業に対するモチベーションを高めるよう、工夫している。

(1) 密教学科

次に、それぞれの学科における取り組みについて触れることとしたい。まず密教学科であるが、密教学科の教育課程で提供する学びの最大の特徴は、高野山に継承されてきた有形・無形を問わない文化財級の資料群を教材として用いる点にある。

具体例としては、真言宗僧侶としての基礎的技能の習得を目指す学生には、高野山内の住職をはじめとする真言宗僧侶を実務経験者の講師として招いた実技科目・実習科目、さらには僧侶でなければ受講できない科目をカリキュラムに組み入れることで、学習の動機付けを意識しやすくできるようにしている。また、高野山内塔頭寺院の所蔵物を調査する授業では、文化財などの取り扱いに関する基本的な事柄を、実際の貴重な資料を用いて体験しながら学ばせることで、受講生の学習意欲の向上を図るなどの工夫が行われている。

また、密教学科では学生参加型のアクティブラーニング形式の授業が多く、単位の実質化に必要な自学自習を促す授業体制となっている。そのため、1年次の密教学基礎ゼミ、2年次の祖典講読Ⅰ、3・4年次の密教学演習といった必修科目については複数クラス制をとり、密教学科専任教員複数名が数名から十数名のクラスを担当として担当することで、ホームルーム的機能を持たせ、学生の学習に対するモチベーションの把握やサポート、履修のコントロール等を実施できるようにしている（根拠資料 4-6）。さらにICTを利用した授業では、LMS（学習管理システム）を活用し、毎回の授業に対するリアクション・ペーパーの提出を求め、それに対する教員のコメント・講評をもって出席とする方法を実施している。また配信授業の大半は録画データとして保存し、学期中はもちろん、夏期・春期の休業期間を使った復習に供するなど、学習効果の向上につながる取り組みも実施している（根拠資料 4-7）。

密教学科の学びの総決算となる卒業論文/卒業研究についても、その指導は密教学演習（3、4年次履修科目）の担当者である指導教員が常日頃から個別メニューできめ細かく行っている。4年次の5月半ばには卒業論文/卒業研究の題目届、10月初旬には同じく目次届がある。これらは卒業論文への積極的な取り組みを促すペースメーカー的な役割を果たしている。また密教学科では、毎年夏休み明けに4000字程度で記した卒業論文/卒業研究の一部または全体要旨を提出させ、それに基づいて中間口述試問/中間発表会を実施している。これによって、個々の学生の卒業論文/卒業研究の進捗状況を把握すると共に、種々の指導を与えて学生の主体的・積極的取り組みを喚起するようにしている。

(2) 教育学科

教育学科の取組は、学校や保育の現場で通用する資質・能力を持った学生を輩出することが重要課題であり、前述した「理論的な科目」の学びと「体験的な科目」の学びの繋がりを

重視する意義もこの点にある。ここでは代表的な科目 3 つでの実践事例を具体例として示すが、その背景に体験活動で獲得した実践的な学力があると考えている。

国語科においては、諸領域（詩、物語、説明文、作文、絵本、漢字指導、俳句、短歌など）の指導にパワーポイントを使用し、模擬授業形式で実施している。詩、物語、説明文のテキストをもとに具体的発問をし、学生から回答を求めている。難しい発問や主発問については、はじめから答えを説明せずに、グループを作って学生に討論させ発表させる。

アクティブラーニングに繋がる「考える授業」の試みである。指導法では、詩や物語の学習指導案を作成させ、模擬授業を 1 人 30 分以内で実施している。授業後には、学生自らが振り返り（リフレクション）、教員から助言する。また、教員が教材の一場面の模擬授業を実施する。学生に児童の役割をさせ、実際の授業と同じように学生に対して発問し、発問に対する答えを発表させ、板書を書いて具体的に模擬授業のやり方を示している。

社会科の授業での工夫に関しては、アクティブラーニングとしてのグループ（4～5 名）学習を多く取り入れている。学校現場では、各自治体においてさまざまな ICT 対応の学習支援ツール（例：ロイロノートなど）が使われているので、それらのツールを使いこなせるような情報処理能力の育成に努めている。また、授業の組立が重要であるという認識のもとに、実際の現場での教育に携わっている方からの聞き取り、現地に取材に行くことを計画的に実施している。

幼稚園教育・保育教育においては、授業の冒頭に、皆で歌唱する。歌の持つ柔らかな感覚が授業に対する意欲を高める効果を発揮している。歌唱が苦手の学生もいるが、こうした自然な学びがプログラムにあるため、音楽に対する思いや関心が変化しつつある。また、小学校音楽教育とも繋がるが、鍵盤楽器の練習について、大阪千代田短期大学との共用で個人レッスンが可能な個室が用意されており、配慮された設備のもと、学生は基礎から鍵盤楽器の習熟に取り組んでいる。

2. 文学研究科

文学研究科においては単位数の年間制限はない。しかし特殊研究、演習などの授業科目は、いずれも予習・復習に多大の時間を要するものであるため、単位制度の実質化は果たされていると考えられる。研究室に大学院生それぞれに専用の机が与えられ、大学院生が自主的に研究を進める環境が整っている。また、本学の附置研究所である密教文化研究所が開催するさまざまな研究会に出席する機会も多く、最先端の学術情報や研究動向に触れるチャンスも多く提供されている。

また、文学研究科における研究指導のあり方は、通学の修士課程及び博士後期課程と修士課程密教学専攻通信教育課程とでかなり異なっている。

通学の修士課程、博士後期課程の研究指導計画は、学年暦の中に年間スケジュールが明示され、また「高野山大学大学院文学研究科課程修士論文提出の手続き」及び「高野山大学大学院文学研究科課程博士論文提出の手続き」の中に、修士論文・課程博士論文提出までの流れとして説明されている（根拠資料 4-8、根拠資料 4-9）。これらに基づいて実施されている研究指導の概要を学生の立場から記述すると次のようになる。

(1) 修士課程

1 年次 4 月

「指導教員並びに研究テーマ届」を、指導教員による通

		覧を経て、提出する。
	5月～10月	指導教員の決定後、研究の計画を立て実行する。
	10月～2月	研究成果と計画変更の検討を行う。
	2月	「研究報告書」を、学務課教務係を経て指導教員へ提出する。
2年次	4月	修士論文の履修登録を行う。
	5月	「修士論文題目届」を、指導教員による通覧を経て、提出する。
	5月～10月	研究の計画を立て実行する。
	10月	「修士論文目次届」を、指導教員による通覧を経て、提出する。
	10月～1月	研究計画の実行および成果のまとめ。
	1月	「修士論文」を提出する。
	2月	「研究報告書」を、学務課教務係を経て指導教員へ提出する。(修士論文未提出者のみ)

(2) 博士後期課程

1年次	4月	「研究計画書」(4,000字)を、指導教員による通覧を経て、提出する。
	2月	「研究成果報告書」(20,000字)を提出し、第1年次の研究指導を受ける。
2年次	2月	「研究成果報告書」(20,000字)を提出し、第2年次の研究指導を受ける。
3年次	4月	「資格申請書」(8,000字)を提出し、審査に合格すれば「課程博士論文提出資格」を得る。
	11月	「課程博士論文」(120,000字)を提出。

文学研究科の研究指導は、年度当初に新入生オリエンテーションの一部として行われる単位履修指導から始まる。新入生の指導教員の決定は4月中に行われる。それは、新入生自身が指導を受けることを希望する教員から承諾を得て届を提出し、それを大学院委員会が検討して許可を出す仕組みである。以後、個々の学生の研究はその指導教員の指導の下に遂行される。

大学院生は毎年2月末までに『高野山大学大学院紀要』(以下、「大学院紀要」という)に載せる「研究概要」(800字程度)を提出することが義務づけられている。また、修士課程修了以上の者については、『大学院紀要』に論文(12,000～20,000字、査読あり)を投稿することもできる。博士後期課程在学者は、指導教員による特殊演習を通して課程博士論文作成に向けた指導を受ける。また関係学会に入会して、発表・投稿するよう奨められる。また院生会(大学院生が自主的に運営する会)が主催する月例発表会が、教員も参加して年間10回程度開かれており、大学院生の研鑽の場となっている。

(3) 修士課程通信教育課程

他方、修士課程密教学専攻通信教育課程の研究指導は年度当初に開かれる大学院通信教

育課程オリエンテーションから始まる。以後、学生は、各自のペースでレポートを作成し、スクーリング（面接授業）を受講して単位を修得しながら、指導教員の指導の下、修士論文の作成を次の順序で進めてゆく（根拠資料 4-10）。

1. 研究テーマ届の提出（1 年次 4 月）
2. 指導教員決定（1 年次 4 月）
3. 面接指導・研究報告・メールのやりとり
4. 研究計画書提出
5. 面接指導・研究報告・メールのやりとり
6. 草稿作成許可
7. 草稿のやりとり
8. 研究発表会
9. 清書許可
10. 修士論文提出許可通知
11. 修士論文提出
12. 口述試問
13. 修了

このように、文学研究科における研究指導は研究指導計画を明示したうえで、それに基づいて実施されている。そのことによって、文学研究科において開講される各授業の意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を実施している。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

1. 成績評価・単位認定

本学は、前後期とも 15 回の授業回数を確保している。特に文学部では、1 年間に履修できる単位数を、一部科目を除いて 50 単位までと上限設定し、それによって十分な予習復習時間を担保していた。これらの措置によって、単位制度の趣旨に基づいた単位認定を行っていた。しかし、第 2 章でも述べた通り、2025 年度より両学科ともに履修単位数の上限を 48 単位とすることとした（根拠資料 2-15、根拠資料 4-4【ウェブ】、根拠資料 4-5【ウェブ】）。ただし、「自由科目」は教職資格であることから、履修者の単位取得状況を把握するとともに、学習に問題がおこらないように個別指導を行うこととなった。

授業科目の成績評価は、各担当教員に委ねられている。各担当教員は、文学部においては「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」の第 5 章「成績」（第 16～20 条）に、文学研究科においては「大学院に関する試験並びに試験実施規程」の第 5 章「成績」（第 17

～18条)に基づき、またシラバスの「ルーブリック」に準拠して成績評価を行い、客観性と厳格性の担保に努めている(根拠資料4-11【ウェブ】、根拠資料4-12【ウェブ】)。

本学が認める編入は第3学年編入のみである。他大学等での既修単位の単位認定の上限は、原則として60単位と定められている。その場合、単位認定は包括的に行われ、一部を除いて1～2年次の必修と選択をもって認定すると定められている(根拠資料4-3、根拠資料4-2)。

2. 学位授与の実施

(1) 文学部

学位授与の実施について、密教学科では「密教学科履修規程」第5条に、卒業に必要な授業科目及び単位数として必修科目64単位、選択科目60単位、合計124単位以上を別表Iにより修得すべきことが明示されている。また教育学科については、「教育学科履修規程」第3条に、卒業に必要な授業科目及び単位数として、必修科目94単位、選択科目30単位、合計124単位以上を別表Iにより修得すべきことが明示されている。

なお、この内の必修科目の単位数には、卒業論文/卒業研究の単位も含まれている。卒業論文/卒業研究の審査及び最終試験(口述試問は、複数の審査員(主査1名・副査1名)が卒業論文/の審査及び最終試験(口述試問)を行う。この最終試験(口述試問)について、密教学科では、令和5年度より公開形式で行っている(根拠資料4-13)。

最終試験(口述試問)の結果に基づいて密教学科・教育学科で卒業論文報告会を実施し、卒業論文に評点を付する。60点以上が合格である(根拠資料4-10)。なお、その審査基準はそれぞれの学科のディプロマ・ポリシーに定められ、明示されている(「学位授与方針」)。

学科最終試験(口述試問)の結果は教授会に報告され、単位修得状況と合わせて卒業判定が行われ、卒業と判定されたものには、密教学科にあつては学士(文学)の学位が、教育学科にあつては学士(教育学)の学位の授与が決定する。

上記の手続きは、「文学部及び別科に関する試験並びに試験実施規程」及び「学位規程」に定められ、明示されている(根拠資料4-11【ウェブ】、根拠資料4-1【ウェブ】)。

(2) 文学研究科

文学研究科については、「大学院履修規程」第7条に、修士課程の修了に必要な授業科目及び単位数として、主要科目12単位を含め30単位以上を別表1により修得すべきことが、博士後期課程の修了に必要な授業科目及び単位数として、各専攻指定の特殊演習を含め12単位以上を別表1により修得すべきことが明示されている。さらに修士課程または博士後期課程を修了するためには、修士論文または博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することが必要とされる。このことについては、「学位規程」第4条と第5条に明示されている(根拠資料4-1【ウェブ】)。ただし、修士課程密教学専攻通信教育課程の修了要件は、「高野山大学大学院通信教育規程」第18条において、「2年以上在学し、第8条の規定するところに従って合計30単位以上を修得し、且つ必要な研究指導を受け、研究発表を行い、修士課程の学位論文を提出してその審査および最終試験に合格すること」と定められている(根拠資料4-3)。

修士課程の学位である修士(密教学)、修士(仏教学)については、複数の審査員(主査

1名・副査2名)が修士論文の審査及び最終試験を行い、その結果を大学院委員会に報告する。大学院委員会で学位を授与できる者と議決した時は、文書により学長に報告する。学長は報告に基づいて、課程修了の可否を決定し、学位記を授与する(根拠資料4-1【ウェブ】)。

博士後期課程の学位である博士(密教学)、博士(仏教学)については、複数の審査員(主査1名、副査2名以上)によって博士論文の審査及び最終試験が行われ、その結果を大学院委員会に報告する。大学院委員会で学位を授与できる者と議決した時は、文書により学長に報告する。学長は報告に基づいて、課程修了の可否、あるいは論文の合否について決定し、学位記を授与する(根拠資料4-1【ウェブ】)。慣例として博士の学位論文審査においては、学外者を副査として1名、入れている。

以上のように、学位審査及び修了認定は、規程に基づいて厳格に行われており、客観性と厳格性が保たれている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

文学部の学位授与方針は、「体系的に学んだ専門的な知識と方法論に基づいて、総合的に問題を解決し新たな価値の創造につなげていく能力が、一定の水準に達すること。生命尊重の精神に基づいて人間の存在と叡智を敬い、種々なる文化の価値を創造的に理解する能力を有すること」である。本学カリキュラムに配置された科目群を学生が学習し、その結果としてそれぞれ独自の問題を見出し、それを卒業論文において追及することにおいて、ディプロマ・ポリシーが掲げる力を身につけることが本学の教育体制である。

文学研究科においても、基本は共通である。修士課程・博士後期課程における学習成果・研究成果は、それぞれの授業の成績として、また最終的には修士論文・課程博士論文への評価として測られる。

それぞれの授業の判定は、それぞれの授業担当者にゆだねられているが、それぞれの授業科目にはそれぞれの特性に応じた判定基準がルーブリックの形で明示され、S、A、B、Cの成績に対応する学習成果の指標が示され、学習者の主体的学習目標設定を援助している。また、卒業論文・修士論文・課程博士論文の判定においては、最終的な口述試問において、直接の論文指導者以外の教員を審査員として加えて評価の客観性を担保するとともに、審査結果を卒業論文報告会・大学院委員会において報告する仕組みとなっている。論文評価の指標については、先述したとおり、ディプロマ・ポリシーに謳われた能力が当該論文において示されているかが基準となる。それを判定するのは、本学教員であり、教育者・研究者としての本学教員の能力において当該論文が基準を満たしているかどうか測定される(根拠資料4-1【ウェブ】)。教員の能力の担保については、第6章に譲る。

本学では、文学部・文学研究科に共通する「大学の学習成果の把握に関する方針(アセスメント・ポリシー)」を設け、学生の学習成果について、アドミッション・ポリシー(学生

の受け入れ方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の3つのポリシーに基づき、「機関レベル(大学全体)」、「教育課程レベル(学部・研究科)」、「科目レベル」の3段階で、学習成果を検証する。また、その結果に基づいて教授会並びに大学院委員会で改善計画を策定し、より質の高い学習成果が身につくよう、教育の改善や学習支援の向上に全学的に取り組むことが定められている(根拠資料4-14)。

なお「大学の学習成果の把握に関する方針(アセスメント・ポリシー)」の具体的な指標は、以下の通りである。学習成果を測定する時期や、各測定がどのレベルで、どのように活用するのかを決めている。

1. 機関レベル(大学全体)

各種入試の成績、調査書等の記載内容、入学時アンケート調査などに基づいて、アドミッション・ポリシーで求める能力・意欲が身についているかを検証する。また、卒業段階において、就職率、資格・免許を活かした専門領域への就職率及び進学率、卒業時アンケートや同窓生向けアンケートなどから学修成果の達成状況を検証する。

2. 教育課程レベル(学部・研究科)

学部・学科、研究科・専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの学習到達目標が達成されているかを、免許・資格取得状況の把握、卒業・留年率、卒業・修士論文、単位修得状況(GPA)、就職率及び進学率、研究報告等を用いて検証する。

3. 科目レベル

科目ごとの学生の学修成果については、授業アンケートの結果及びシラバスに定める評価方法、個人成績に沿って検証する。

月	入学前	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	卒業後
4月		入学時調査 学力調査				
5月						
6月						
7月		授業アンケート	授業アンケート	授業アンケート	授業アンケート	
8月						
9月						
10月	入学試験					
11月	入学試験	学生生活調査	学生生活調査	学生生活調査	学生生活調査	
12月	入学試験	授業アンケート	授業アンケート	授業アンケート	授業アンケート	同窓生アンケート
1月						
2月	入学試験				卒業時調査・ 進路調査	
3月	入学試験	単位修得状況 成績評価 GPA 退学率・休学 率・留年率 シラバスチェ ック	単位修得状況 成績評価 GPA 退学率・休学 率・留年率 シラバスチェ ック	単位修得状況 成績評価 GPA 退学率・休学 率・留年率 シラバスチェ ック	卒業・修士・ 博士論文、卒 業・留年率、 職率及び進学 率、免許・資 格、単位修得 状況、GPA	

○上記検証は随時、学部・学科及び研究科ごとに取りまとめられ、教授会並びに大学院委員会にて改善計画を策定し、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用する。

各評価の方法と活用

評 価	評価方法と活用	レベル
入学試験	入学試験を実施し、アドミッション・ポリシーに適合する学生の受け入れを行う。	機関レベル 教育課程レベル
入学時調査	新入生の志向を把握するための調査を行い、入試広報活動、教育課程および支援体制を改善する。	機関レベル 教育課程レベル
学力調査	多様な入試で入学した学生の学力を、統一テストで把握することで、入学後の指導に活用する。	機関レベル 教育課程レベル
GPA 単位取得状況 学位授与数 退学率・休学率・留年率	年度ごとにこれらの状況を把握し、各学科において、アドバイザー教員による個別学習支援を行うほか、教育課程を改善し、大学として教育体制を充実する。	機関レベル 教育課程レベル
成績評価	各授業科目における成績評価の妥当性を検証し、成績評価の信頼性を担保するとともに、授業担当者による教育改善、学科における教育課程の改善を行う。	科目レベル
授業評価アンケート	授業担当者による授業改善、学科による教育課程の改善を行う。	教育課程レベル 科目レベル
シラバスチェック	授業内容およびディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの整合性を検証し、授業担当者による授業改善を図る。	科目レベル
学生生活調査	学生に対して日常的な学修状況のほか、学修成果や成長実感等を測るための調査を行い、全学的な教育体制および教育課程を改善するとともに、学生への個別学修支援を行う。	機関レベル 教育課程レベル
卒業研究・卒業論文	各学生の卒業研究・卒業論文を評価し、学修成果を把握するとともに、教育課程の改善のほか、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの検証をする。	機関レベル 教育課程レベル
卒業時調査	学生に対して学修成果や教学体制の満足度等を測るための調査を行い、全学的な教育体制および教育課程を改善する。	機関レベル 教育課程レベル
資格・免許取得状況	卒業時の資格・免許取得状況を把握し、その支援体制および教育課程を改善する。	機関レベル 教育課程レベル
就職率・進学率	キャリアセンターにおいて就職・進学状況の調査を行い、学科および大学において、キャリア支援体制や教育課程を改善する。	機関レベル 教育課程レベル
同窓生アンケート	卒業後 3～5 年を経過した卒業生を対象に、本学における学修についての意識調査を行い、キャリア支援体制および教育課程を改善する。	機関レベル 教育課程レベル

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学は、小規模大学であり、学生と教員との接点も多いため、学生の学習の在り方については体感的に理解されている点が多い。また、教員同士の間での学生に関する情報交換も盛んであり、個々の学生の学習に関してのみならず、或る学年に共通してみられる特徴や、近年の学生全般に見られる傾向性なども日常的コミュニケーションにおいて把握されている点が多い。また、高野山真言宗を母体とし、真言宗寺院の子弟を受け入れることが多い本学には、本学に子弟を送っている保護者による声も届きやすい。

もちろん、各学期の終わりには授業アンケートも実施され、学生による授業評価が集計されている。この集計結果は各教員に返却され、各教員がそれぞれの授業内容・方法を振り返り、改善する際の参考にされている。FD・SD 委員会で検討した上で、総評を作成し、教務委員会で検討する（根拠資料 4-15）。

また、卒業論文の成績には、その学年の学習成果の程度が反映され、これも教育内容・方法の適切性を測る基礎となっている。

このように、1 学年定員 80 名（密教学科 30 名、教育学科 50 名）の本学においては、学生の学習達成度は日々の授業の観察、学生と教員との密接な関係、教員同士・教員職員間の頻繁な情報交換といった通常業務の中で確認されている。学生の学力低下傾向が続いていることも、そうした中から確認されている。例えば 2023（令和 5）年度卒業生において、80 点以上の卒業論文（優秀な論文に対して 80 点以上の評価が与えられる）が出なかったことには、この学年の学習成果が必ずしも満足のいくものでなかったことが表れている。

こうした状況に対応すべく、密教学科では学科会議におけるカリキュラムの見直しを繰り返し実施している（根拠資料 4-16）。また 2023（令和 5）年度には、卒業生・同窓生を対象とした「同窓生アンケート」を実施し、どのような科目を開講すべきかについての情報を検討した（根拠資料 2-4【ウェブ】）。

教育学科は、教育内容、教育方法について、学生から授業評価を求めることで授業改善に努めている。4 ターム制であることから、各ターム期間内に、授業期間中の前半期及び期末の 2 回にわたって授業評価を求めているため、年間 8 回の授業評価を行うことになる。ただし、2024（令和 6）年度よりセメスター制（2 期制）となったために、現在は年間 4 回の授業アンケートを実施している。

授業評価は、ネットに学生が質問項目に対する回答を入力する方式で進める。集計結果が明らかになることで、各授業に対する学生の学習成果と学習ニーズが分かり、課題も明確になる。評価結果は学生に返却する。また、教員集団で結果の共通理解を図り、各教員が自身の評価を得ることによって授業改善に取り組んでいる。評価がターム毎に行われることから、可及的速やかに結果を生かすことができた。タームの推移によって直ちに授業が改善され、豊かな授業づくりにつながったことが確認されている。このように、教育学科において

は、学生の意見や要望を把握することをふまえ、教育内容・方法の検討を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学の教育課程の長所として第一に挙げるべきは、高野山に継承されてきた有形・無形を問わない文化財級の資料群を教材として用いる点にある。真言宗僧侶としての実技科目に限らず、文化財調査や弘法大師空海の本質に基づく教育観など、他の高等教育機関では真似のできない環境や資源を用いた学びこそが、本学の教育課程最大の長所であると言える。

第二の長所として、定員一学年 80 人の小規模校であることのメリットも上げたい。アクティブラーニング形式の授業が多いだけでなく、講義形式の授業においても 1 クラスの履修者数は数名～30 名程度までに概ね抑えられており、一人ひとりの学生に目が届く規模が守られている。学生の学習成果についても、この一人ひとりの学生の顔が見えるこの環境においては、自然と把握されることが強みである。

問題点

しかしながらその一方で、教育課程及びその内容、方法について定期的・客観的な点検・評価が不十分である。小規模校ならではの実感的把握に依存しすぎ、客観的調査にまで至らないケースが多い。シラバスにルーブリックが項目として導入されているが、十分に活用されているとは言い難い。学習成果についても、近年の学生の学力低下に十分に対応できておらず、ディプロマ・ポリシーに謳われた諸能力を十分に涵養できていない。また FD 活動についても、授業アンケートの実施、講習会・検討会の開催などはされているが、授業評価体制の構築や成績評価・学位授与の基準の設定など、全学的な取り組みにまで至っているとは言えないのが実情である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

論理的思考力や問題解決力、高度な日本語運用力やコミュニケーション能力といった汎用性の高い能力を身につけ、発表・議論すること、論文をまとめること。こうした文学部の学びによって、本学が掲げる学位授与方針に定められた能力は十分に育成される。あわせて本学の学位授与方針は、弘法大師空海の生命尊重の精神を受け継ぐことを謳っている。この学位授与方針を公表することで、本学は、本学が育成を目指す人材が、弘法大師空海の本質を引き継ぎ、汎用性の高い能力を身につけた人物であることを明らかにしている。

本学は、そうした人材を育成するため、教育課程を体系的・順次的に編成している。大学への学びへの導入から、学問のアウトラインを掴む概論的講義群と、より専門性の高い特殊講義・特殊ゼミへと進み、最終的に卒業論文作成において高度な思考力を培う、というのが本学の教育課程の骨子である。主体性をもって取り組むならば、誰でも無理なく学位授与方針の掲げる目標に到達できるよう、本学の教育課程は設計されている。

しかし、学生の学力・学習意欲の低下に対して、十分に有効な対策を講じられていないのも事実である。本学には、研究に必要な文献や、学生一人当たりには教員数の充実など、学びのための条件は既に十分に整っている。その条件も活用されなければ、意味はない。一人ひとりの学生の顔が見え、その学習成果もそれぞれの教員においては把握されている

が、それを教師集団において共有化し、組織的に教育に当たる仕組み作りは遅れていると言わざるを得ない。ポートフォリオの活用なども含め、個々の学生の学びの成果を「見える化」するとともに、その評価基準をも「見える化」し共有化していくための、さらなる工夫が必要であろう。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
文学部密教学科	https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%20%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85%EF%BC%88%E5%AF%86%E6%95%99%E5%AD%A6%E7%A7%91%EF%BC%89.pdf
文学部教育学科	https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%20%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85%EF%BC%88%E6%95%99%E8%82%B2%E5%AD%A6%E7%A7%91%EF%BC%89.pdf
文学研究科	https://www.koyasan-u.ac.jp/pdf/2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%20%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%20%E6%96%87%E5%AD%A6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E7%A7%91%20%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
該当規程なし	
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

1. 学生の受け入れ方針

(1) 文学部

学生の受け入れ方針について、学位課程ごとに設定している。文学部については、文学部、密教学科、教育学科ごとに設定している。それぞれ以下の通りである。密教学科は、編入学生の受け入れ方針も設定している。

- ・文学部アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

本学の教育理念である『いのち』の営みを尊び、人間と環境・文化を理解し、人間性豊かで創造性にあふれた人材を育成する」に共感し、密教・仏教の古典に学び、みずから考え行動しようとする、学習意欲の高い学生を受け入れる。
- ・密教学科アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

高野山大学文学部密教学科は、以下の教育目標に共感する、学習意欲の高い学生を受け入れる。

 1. 仏教・密教に関する専門知識を身につける。
 2. 弘法大師の生涯と思想について研究する方法論を身につける。
 3. 僧侶・寺院後継者として必要な知識と技能を身につける。
 4. 高野山の伝統文化をはじめ、広くアジアの伝統文化を理解する。
 5. 現代社会における宗教の役割を理解する。
- ・密教学科アドミッション・ポリシー(編入学生受け入れ方針)

高野山大学文学部密教学科は、以下の教育目標に共感する、学習意欲の高い者を編入学生として受け入れる。

 1. 高野山真言宗僧侶として、高野山内で高度な専門的知識と技能を身に付ける。
 2. 仏教や密教の教義や、宗祖弘法大師の思想、高野山の文化についての知識を身に付ける。
- ・教育学科アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

教育学科では、以下のような学生を求める。

 1. 本学の建学の精神および教育目的を理解し、人間的成長と学ぶ幸せを願う人。
 2. 教育について関心と意欲を持ち、大学での履修にふさわしい基礎的な学力を有する人。

3. いのちを尊び、子どもたちやすべての人々に寄り添い、「利他」の精神を育もうとする人。
4. 学校や地域での活動に積極的に関わる気持ちを持つ人。
5. 探究心・好奇心を高め、社会に貢献する意欲を有する人。

(2) 文学研究科

文学研究科では、文学研究科、修士課程、博士後期課程、専攻、コースごとに学生の受け入れ方針を設定している。なお、2025（令和7）年度から、密教学専攻は、従来からのテキスト学習を中心とする「通信教育課程」に加えて、遠隔授業を中心とする「通信教育課程社会人コース」を設定した。仏教学専攻の「社会人コース・僧侶コース」は廃止した。博士後期課程については両専攻ともに条件を追加した。

・文学研究科アドミッション・ポリシー(入学者受入れ方針)

高野山大学大学院文学研究科は、以下のような入学者を求める。

高野山大学および大学院が規定する理念・目的・目標に共感する者。

密教・仏教の古典に学びながら自ら課題を設定して探求するための基礎的学力を備え、専門分野で積極的な研究を行う意思を持ち続ける者。

(1) 修士課程

○密教学専攻

[博士前期課程コース]

- ・密教学の基礎知識を持つ者。
- ・論理的な文章を書ける者。
- ・文献資料を読解するための基礎的な語学力を修得している者。
- ・外国語による表現に対応できる者。

[僧侶コース]

- ・密教学の基礎知識を持つ者。
- ・論理的な文章を書ける者。
- ・漢文を読解できる者。

[通信教育課程・通信教育課程社会人コース]

- ・密教学への興味を強く持つ者。
- ・論理的な文章を書ける者。

○仏教学専攻

[博士前期課程コース]

- ・仏教学の基礎知識を持つ者。
- ・論理的な文章を書ける者。
- ・文献資料を読解するための基礎的な語学力を修得している者。
- ・外国語による表現に対応できる者。

(2) 博士後期課程

○密教学専攻

- ・密教学の専門的知識を持つ者。
- ・国内外の研究動向を踏まえた研究課題を設定し、研究計画を立案できる者。

- ・論理的な文章を書ける者。
- ・文献資料を読解するための語学力を有する者。
- ・外国語による表現に対応できる者。

○仏教学専攻

- ・仏教学の専門的知識を持つ者。
- ・国内外の研究動向を踏まえた研究課題を設定し、研究計画を立案できる者。
- ・論理的な文章を書ける者。
- ・文献資料を読解するためのサンスクリット語やパーリ語、漢文などの語学力を有する者。
- ・外国語による表現に対応できる者。

(3) 改善報告書検討結果への対応

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、2022（令和4）年度の基準協会の「改善報告書検討結果」において、「文学研究科修士課程及び博士課程において、入学者受け入れ方針の改正を行い、各課程に対応した方針を策定していることから」改善が認められた。しかし、2023（令和5）年度第10回大学院委員会（2023年1月31日開催）において、学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成実施方針（カリキュラムポリシー）を変更するとともに、学生の入学者受け入れ方針も変更した（根拠資料 5-1）。特に博士前期課程コースでは、「文献資料を読解するための基礎的な語学力を修得している者」を追加し、博士後期課程では、「国内外の研究動向を踏まえた研究課題を設定し、研究計画を立案できる者」として学位論文を作成する能力と可能性を追記した。さらに博士後期課程密教学専攻では、「文献資料を読解するための語学力を有する者」として、英語に限らず、漢文や古文書の読解能力を有していることを条件とした。一方、博士後期課程仏教学専攻では、「文献資料を読解するためのサンスクリット語やパーリ語、漢文などの語学力を有する者」として、初期仏教の原典も研究対象にできる人材を受け入れるように変更した。

2. 入試選抜の方法

(1) 文学部

文学部の入試選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜、留学生選抜に分けて行われている。各入試選抜の内容と選抜・評価方法については、『学生募集要項』の「入学者選抜における選抜内容と選抜・評価方法一覧」に掲載されている。各選抜方法が、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協同して学ぶ態度のどの能力を測ろうとしているのかを明示した上で、具体的な評価内容を示している。

密教学科の総合型選抜では、面接、調査書、自己PR書は必修で、事前課題あるいは書道実技から選抜によって選抜している。以上の選抜方法は、すべて点数化して、合格判定に用いられる。面接は、2名の教員によって行われる。調査書は、学習状況を示す評定平均値だけでなく、クラブやボランティアなど課外活動も総合して点数化している。自己ピーアル書は面接官が採点する。事前課題は、1名の教員が採点している。書道実技は、当日課題を与えて、書道担当教員が採点している。学校推薦型選抜は、指定校については小論文と面接、調査書、併設校については口述試問と面接、調査書を点数化している。小論文と口述試問は、

密教・仏教や宗教にかかわる課題を出題している。一般選抜は、調査書と国語を点数化して選抜している。

教育学科の総合型選抜では、調査書と小論文、面接、オープンキャンパス参加型は調査書と小レポート、面談を総合的に点数化して選抜している。学校推薦型選抜は、指定校・併設校は調査書、自己PR、課題解決型問題、面接、公募制では調査書、小論文（自己PR）、課題解決型問題、面接を点数化して選抜している。一般選抜は、調査書、国語、英語を点数化して選抜しているが、英語については外部試験を活用して試験に代替している。一般選抜Ⅲについては、調査書、小論文、面接を点数化して選抜している。

留学生選抜は、面接と日本語を点数化して選抜している。社会人選抜は、密教学科では事前課題と面接、教育学科では小論文と面接を点数化しており、履歴書と志望動機については点数化せず、参考として選抜している。

(2) 文学研究科

文学研究科については、修士課程の博士前期課程コースでは、密教学専攻では密教学、語学（英語）、面接、を入試科目としている（『学生募集要項』）。僧侶コースと通信教育課程社会人コースはリカレント教育の面が強いため、密教基礎と面接で選抜している。教学専攻では仏教学、語学（英語）、面接で選抜している。博士課程では、密教学専攻・仏教学専攻の選抜科目は語学（英語）、専門科目、面接である。いずれの選抜でも、面接は点数化せず選考の参考にしている。

入試問題の作問や面接官は、学長から委嘱を受けた教授会構成員である教員が行っている。入試に関して問題がある場合には、文学部と大学院で構成される入試検討委員会で検討した上で教授会に上程する。「高野山大学教授会規程」第3条（6）に学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとして、「学生の入学」が挙げられており、文学部については教授会で入試判定を行っている（根拠資料5-2）。文学研究科については、「高野山大学大学院委員会規程」第3条（6）の審議事項のうちに「学生の入学」が挙げられており、文学研究科については大学院委員会で入試判定を行っている（根拠資料5-3）。

3. 受験時の合理的配慮

本学では、「高野山大学における障害のある学生等の支援に関する規程」を制定しており、第1条に「在籍する障害のある学生及び入学を志願する障害のある者」に適切な支援を行うために必要な支援を行うために必要な事項を定めることを目的としている（根拠資料5-4）。本規程の第7条の4では、「学生サポート係は、障害のある学生の入学前相談、障害のある学生への具体的な支援・相談対応、障害のある学生の学生生活環境整備及び、教職員や関係部署並びに支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。また、障害のある学生支援に関する研修や啓発活動を実施する」としている。

「高野山大学障害学生支援ガイドライン」には、「3 受験に対する支援」があり、(1) オープンキャンパス及び事前相談に関する配慮、(2) 入学試験前相談に関する配慮、(3) 入学試験に関する配慮、(4) 施設・設備に関する配慮について具体的な支援を実施することとなっている（根拠資料5-5）。

受験生に対しては、『学生募集要項』に「本学は身体等に障害のある志願者に対し、入試

における公平・公正な機会の提供に努めます。身体等に障害があり、受験するうえで合理的配慮を必要とする場合は、出願期間中に本学総務課(TEL：0736-56-2922)までお申し出ください」と掲載している。コロナウィルス感染拡大後は、希望に応じてオンラインでの面接に対応している。

4. 入試情報の公開

入試情報については、『学生募集要項』において詳細に掲載している。『学生募集要項』はホームページにも公開している。オープンキャンパスや大学案内セミナー、高校訪問においても『学生募集要項』を配布するとともに、入試情報を詳細に説明している。

学生の受け入れ方針については、2022(令和4)年度の「改善報告書検討結果」において、「文学研究科修士課程及び博士課程において、入学者受け入れ方針の改正を行い、各課程に対応した方針を策定していることから」改善が認められたが、『大学要覧』とホームページで公表している内容が異なっている点について改善が求められた。その指摘を受け、『大学要覧』とホームページの内容が一致するように修正した。2024(令和6)年より『大学要覧』についてはホームページにて公開するとともに、「情報公開」と「在学生の方へ」のページについては、学生および受験生、その他ステークホルダーに分かりやすいホームページに変更した(資料2-17【ウェブ】、資料4-2【ウェブ】)。

ホームページを分かりやすく改善するとともに、大学の担当者がホームページの内容を自由に編集することができるように変更したことで、内容の間違いのチェックが行われるとともに、間違いが発見されれば早急に修正することができる。ホームページの内容確認については、担当部局が常に監視するとともに、ICT検討委員会も定期的に内容確認を実施している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

「改善報告書検討結果」において、文学部密教学科の収容定員充足率の改善が認められているものの、過去5年間の入学定員充足率の平均は大学全体(文学部)で0.52、密教学科で0.75と依然と低いと指摘されている。2021(令和3)年度に新設された教育学科の入学定員充足率が低いことも指摘されている。

1. 文学部

密教学科については、入学定員充足率が2022(令和4)年度1.00、2023(令和5)年度1.07と1.00を超えたが、2024(令和6)年度は0.83と低下した、過去5年間の入学定員充足率の平均比率は0.85と改善している。2023(令和5)年度から定員管理が、入学定員充足率から収容定員充足率に変更となったことで、それまでも多かった社会人編入生によって定員管理が改善されたと言える。特に密教学科では遠隔授業を中心とした密教文化コースを2023(令和5)年度より新設したことで、2024(令和6)年度までの2年間については、

57名、52名の編入生を受け入れた。そのことで、密教学科の収容定員充足率は大幅に上昇した（基礎データ表2）。

一方、教育学科は、大阪府河内長野市の利便性の良いキャンパスに設置されたが、南大阪地域は教員養成系大学が競合していたために（四天王寺大学、大阪大谷大学、桃山学院教育大学、関西福祉科学大学など）、後発の高野山大学は学生受け入れにおいて不利な環境であった。それに加えて、少子化による受験生の減少と、教職に対する悪評価が重なったために、受験生を思うように集めることができなかった。結果として、2021（令和3）年度の20名の入学生を上限として、1桁の入学生しか受け入れできないという状況に終わっている。併設校である高野山高校も生徒数が少ない上に、他大学を希望する生徒が多くなっている。短期大学からの編入生については、大阪千代田短期大学から4名を受け入れているが、収容定員率を充足するには至っていない。学生募集としては、事務職員だけではなく、全教員が担当を決めて可能な限り高校訪問を実施している。さらに留学生を確保するために、日本語学校にも頻りに訪問を行っているが、2023（令和5）年に2名の留学生を受け入れただけである。文学部全体としては、定員充足率は80%であるが、教育学科は入学定員50人を下回っており、完成年度を迎えた現在、収容定員200名に対して42名の在籍となっている。

このような状況の中で、2024（令和6）9月に、2025（令和7）年度の入試より、教育学科の定員を50名から15名に減員し、密教学科の定員を30名から65名に増員することとした。また2028（令和10）年度より教育学科の学生が密教学科の科目を履修することでさらに人とのつながりを大切に考えることのできる教員になることを目指し、現在の河内長野キャンパスから高野山キャンパスに統合することが決定している（根拠資料5-6）。

2. 文学研究科

「改善報告書検討結果」については、大学院修士課程については0.33と低くなっていると指摘されている。大学規模に対して大学院の収容定員が多いことは、以前から問題となっていた。2024（令和6）年度第8回大学院委員会（11月6日開催）において、修士課程の入学定員21名（密教学専攻13名、仏教学専攻8名）、収容定員42名を、入学定員10名（密教学専攻7名、仏教学専攻3名）、収容定員20名と変更することを決定し、「大学院学則」の変更を役職会に上程し、役職会で2026（令和8）年度入試より定員を変更することを決定した（根拠資料5-7）。通信教育課程（修士課程密教学専攻）の入学定員20名、収容定員40名を、入学定員10名、収容定員20名に変更した（根拠資料5-8）。

また修士課程仏教学専攻に設置されていた僧侶コースと社会人コースを廃止し、密教学専攻だけとした。また密教学専攻の社会人コースについては、通信教育課程とし、修士課程密教学専攻の学生とし受け入れることとした。従来の通信教育課程に、加えて通信教育課程社会人コースを設けることとした。

3. 学生募集活動

なお、学生の受け入れに関わる事項については、入試検討委員会で検討し、役職会に報告している。学生募集の状況は、学生募集委員会において逐次状況を共有するとともに、役職会で報告している。特に高校訪問を強化するとともに、オープンキャンパスを高校生向け、社会人向けと分けて開催するとともに、オンラインでの参加も設けており、個別相談もオン

ラインで行っている。オープンキャンパス以外でも、日程を調整し、大学見学とともに個別説明をしている。また公式 Youtube を開設して、高校生や社会人にアピールする内容を公開している。また SNS で行事や日常の様子も配信しており、できるだけ受験生に本学を理解してもらう工夫を行っている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れ方針については、学部は教務委員会、大学院は大学院委員会において点検・評価される。また大学評価委員会でも点検・評価し、学長・役職会に報告され、教務委員会や大学院委員会に検討の指示が出される。実際に、大学院の学生の受け入れ方針については、大学基準協会からの指摘を受け、大学評価委員会が点検・評価し、学長・役職会に改善の報告をし、大学院委員会で改正した。

定員管理については、学部、大学院ともに役職会が定期的に点検・評価し、学部は教授会、大学院は大学院委員会で検討するとともに、具体的には学生募集委員会を中心に、入試検討委員会でも検討し、学科会議にも検討を依頼する。

学部、大学院は入学定員充足率が低い状態が続いていたが、大学基準協会からの改善の指導を受けて、大学評価委員会が点検・評価し、学長・役職会に報告し、教授会や大学委員会が改善策を検討した。学部については、学生募集委員会が改善策を検討したが、結果的には役職会において社会人編入の拡大を図ることを目的として、密教学科に遠隔授業を中心した密教文化コースを設置するためのタスクチームを組織することを決定し、募集を行った（根拠資料 5-9）。その結果、社会人編入が 2023 年度 57 名、2024 年度 52 名となり、収容定員充足率も大きく回復した。

教育学科の定員管理については、入学定員充足率が非常に低かったために、大学評価委員会から学長・役職会に改善をするように報告し、教育学科教授会・教育学科会議で改善策を検討した結果、中学校・高等学校の英語教員免許状が取得できるようにした（根拠資料 5-10）。また入試制度の改善として、総合型選抜ではオープンキャンパス参加型などの選抜方法を導入するほか、英語の外部試験利用制度（いわゆる「みなし受験」）を導入した（『学生募集要項』）。オープンキャンパスの実施回数を増やしたり、オープンキャンパスに参加できない志願者のために、日時を調整して個別対応する「毎日オープンキャンパス」を開催したりしている。また、指定校への啓発をより重点化する意味から、重点校を決めて学校訪問をするなどの工夫をしている。

編入の拡充を図ることを目指して、連携協定を結んでいる大阪千代田短期大学からの編入者に対しては、本学のカリキュラムへのスムーズな移行ができるように志願者履修のモデルを示すなど個別に対応している。また、留学生の入学を促進するために、日本語学校を訪問し、募集を強化した。特に中国人留学生の日本語能力の支援について力を入れているこ

とをPRしている。

以上のように教育学科も学生募集に注力しているが、成果がでないために、2026(令和7)年度の学生募集から入学定員を50名から15名とし、入学者が増えている密教学科の入学定員を65名とすることとした(根拠資料5-11)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

教育理念は明確であり、両学科の学生の受け入れ方針もそれに基づいて具体的に設定できている。小規模の学部であることから、入学前の説明や入学試験などにおいても志願者のニーズにできるだけ応えている。各入学選抜での受験者数が少ないこともあり、総合型選抜や学校推薦型選抜においては、より受験生のことを知るという意味で面接を実施している。調査書についても評定平均値だけではなく、課外活動などの成果についても判定の材料としている。面接と調査書は、どちらも点数化している。一般入試についても、調査書を点数化している。どの入試選抜方法でも、できる限り受験生の学習歴や課外活動の実績などを総合的に判定している。

問題点

密教学科では密教文化コースの入学生が増えたことで、収容定員充足率が回復した。密教学科の入学定員充足率も回復したが、教育学科は入学定員充足率が最大で0.40であり、編入者も多くない。教育学科の入学定員が50名であり、2024年度には学部の収容定員は320名となった。密教学科の収容定員充足率が高くなっているが、文学部全体では1.00に達していない。その結果として、2025(令和7)年度入試から教育学科の定員を50名から15名とするが、現状として直近の2年間の入学・編入学が1桁であるために、15名の定員を充足させるには効果的な改善策を打ち出す必要がある。

大学院については、修士課程密教学専攻の通信教育課程以外は、収容定員充足率が低いままである。学部生が少ない上に、僧侶になる学生もおり、大学院への内部進学は1、2名に留まっている。少子化と就職の好況を考慮して、2026(令和8)年度より入学定員・収容定員を減らすこととなった。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生の受け入れにあたっては、密教学科・教育学科とも教育内容や卒業後の進路が明確である。しかし、密教学科の場合には、僧侶希望者しかいないのではないかとの先入観が強いために、最初から志望校として選択されない傾向が強い。また教育学科は、教職に対する悪評価が流れており、全国的に教員養成系が敬遠されている。

密教学科については、全国的なりスキリングの流れの中で、社会人の大学での学び直しがおこっている。また「心の時代」などの物質文化に対する批判の中で、社会人の密教・仏教への関心は高まっている。遠隔授業だけではなく社会人が、さらに学びたいと思えるような工夫を続けていくことが重要である。スクーリングや対面による学習会などを開催することで、社会人が孤立しないようにしていくことが必要である。学習における教員と学生、学生同士のつながりの構築である。

密教学科では、社会人への募集とともに、グリーンエイジへの募集も重要である。高校訪

間やオープンキャンパスについても改善の余地があると考えている。オープンキャンパスでは、他大学が行っているような学内見学や模擬授業などだけではなく、瞑想などの修行の体験や、宿泊研修などを実施していくことで密教を実感してもらうことが重要である。またこれまで手薄であった高野山真言宗の支所や、同窓生に対する募集を強化する必要がある。特に同窓生については、入学選抜における優遇や奨学金などの制度の整備などを行うことでより関心を持ってもらうことが重要である。

教育学科については、2025（令和7）入学定員を15名とするが、直近では1桁しか入学者がいない。また2028（令和10）年度より河内長野キャンパスから高野山キャンパスに移転することとなり、立地条件としては悪くなり、学生募集はさらに難しくなると考えられる。少子化や就職率が高い状況の中で、文部科学省が改革を行ったとしても教員ブームが再来することは望めない。資格にこだわらない教育内容への転換によって教員志望以外の受験生への募集拡大や、学生寮の設置などによって、現在大阪南部を中心とした募集範囲を拡大することを考えることも必要である。そのような検討の上で、募集停止も視野に入れざるを得ない。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
求める教員像および教員組織の編制方針	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4739/
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
令和6年度密教学科教員の学内業務状況（特任教員を除く）	令和6年度密教学科教員の学内業務状況（特任教員を除く）
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		34	16	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	密教学科	20	9			
	教育学科	14	7			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注2）	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体（注1）							大学基礎データ（表1）
学部・学科等							
備考：							

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係

る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。
 注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○○学部	専ら従事する教員		●以上					
○○学科	それ以外の当該大学の教員		●以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科 (薬学)	それ以外の当該大学の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部・学科等に使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

[専門職大学及び専門職学科] ※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外の当該大学の教員		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
文学研究科修士課程密教学専攻	7	5	6	1	大学基礎データ(表1)
文学研究科修士課程仏教学専攻	5	2	4	1	
文学研究科修士課程密教学専攻通信教育課程	12	7	10	2	
備考:通信教育課程については両専攻教員の兼担とする。					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
文学研究科修士課程密教学専攻	7	5	6	1	大学基礎データ(表1)
文学研究科修士課程仏教学専攻	5	2	4	1	
備考:修士課程と兼担					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
備考:					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
該当規程なし	
備考:	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
高野山大学教育職員任用規程	「高野山学園 法人本部規程集」
高野山大学教員任用資格審査規程	「高野山学園 法人本部規程集」
備考:	

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

1. 大学として求める教員像と教員組織の編制方針

「大学学則」第1条および「大学院学則」第2条には、本学及び本学大学院の理念・目的を以下のように記している。

【大学学則】

第1条 高野山大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く教養を培い、密教、仏教、人文及び社会に亘る専門の学芸を総合的且つ有機的に教授研究するとともに、弘法大師の綜芸種智の教育理念に則り、人格を陶冶し、学問・文化の伝承と発展に寄与し社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

【大学院学則】

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めもって文化の進展に寄与することを目的とする。

文学部・文学研究科では、この理念・目的に基づく教育理念・教育目的を踏まえ、本学として求める教員像を設定している。

文学部では、「密教学科履修規程」及び「教育学科履修規程」の第2条には、両学科に共通する教育理念・教育目的を、以下のように記している。

第2条 文学部の教育理念及び教育目的は次のとおりとする。

(1)教育理念

弘法大師の精神に則り、「いのち」のあらゆる営みを尊び、人間とその環境の共存共生をはかり、諸民族諸地域の文化を理解し、新しい文化を創造して、社会に貢献する人間性豊かな人材を育成する。

(2)教育目的

①生命尊重の精神に基づき、人間の存在と叡知を敬い、文化の諸相を理解する能

力を養う。

②地域社会および生活文化を重視し、その新しい発展に寄与する創造性を養う。

③専門的知識と実践的技能の修得を通して、社会に貢献する人間性を培う。

また文学研究科では、「大学院履修規程」において、文学研究科の教育理念・教育目的が以下のように定められている。

(教育理念)

第2条 本大学院は、弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与することを理念とする。

(修士課程の教育目的)

第3条 修士課程は、学部において履修した一般的並びに専門教養基礎の上にさらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専門性を要する職業等に必要とされる、高度な能力を養うことを目的とし、国際的・学際的な視野のもとに、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化を総合的に明らかにし、現代社会にその意義を発揚できる人材を育成する。

(博士課程の教育目的)

第5条 博士後期課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要とされる、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

上記の理念・目的に基いて、本学では「求める教員像および組織の編制方針」をウェブサイト上の「情報公開」内にある「各種方針」で公開している。

求める教員像

高野山大学は、本学の教育理念及び教育目的を実現するため、以下のとおり「求める教員像」を定める。

- ・弘法大師空海の本質に基づく教育を理解し、協力できる者
- ・大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者
- ・教授、准教授、助教、講師それぞれに必要な研究上の業績を有し、その向上に努める意思のある者
- ・学生支援に対し進んで貢献する熱意があり、それを体現できる者
- ・本学の教育・研究・大学運営等あらゆる活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者

教員組織の編制方針

- ・教育課程との整合性を重視し、専門領域における優れた研究業績と教育に対する熱意をもった教員を任用し、配置する。
- ・広く国内外に人材を求め、年齢・性別構成に配慮する。
- ・教員の募集、任用、昇任等にあたっては、規則および方針に基づき公正かつ適切に行う。

このように、本学では、その教育理念・教育目的に基づき、教員に求める資質や業務内容

を「求める教員像」及び「教員組織の編成方針」として明示している。

2. 教育上の責任

本学の教育課程全体は学長が統括する。

2021（令和2）年度の教育学科開設以来、本学の教職課程は、高野山キャンパスを中心とする密教学科と、河内長野キャンパスを中心とする教育学科とに大きく分類される。それぞれのキャンパスには副学長が置かれ、教育課程を含めた各キャンパスにおける学長業務を補佐している（根拠資料6-1）。

カリキュラムに関しては、教務委員会が責任を持って運営に当たる。教務委員会は、副学長を委員長とし、学科主任などで構成される。それぞれの学科のカリキュラムについては、教務委員会で調整・協議し、教授会にて決定することになっている（根拠資料6-2）。

本学の教員は密教学科・教育学科のいずれかに属し、それぞれのカリキュラムにおける専門分野、またはそれに関連する授業科目を担当する。各教員の担当授業科目の内容や担当授業時間は、毎年度実施される授業アンケートなどを参考にしつつ、各学科会議で協議・検討される。その限りにおいて、それぞれの教員はそれぞれ担当する授業科目についての教育上の責任を負う。なお、教職課程に関しては、学科とは別に教職支援センターを設けており、教職支援センター主任と教職課程科目担当教員が、文学部全体の教職課程の運営について協議・検討する（根拠資料3-3）。

本学大学院は学部と一体的に運営されており、大学院単独で教員の採用等は行っていない。したがって、教員の編成方針は学部のそれに準ずる。大学院の運営については、学長を議長とする大学院委員会が置かれ、大学院担当教員はその委員として大学院の教育・研究の運営に参画している。また、大学院委員会には大学院委員長が置かれている。大学院委員長は学長を補佐して大学院の運営に当たり、大学院の代表として役職会に出席する（根拠資料5-3）。

3) 教員組織

2024（令和6）年現在、本学文学部（密教学科・教育学科）の教員組織は以下の通りとなっている。

密教学科教員 20名（内、教授10名）

教育学科教員 15名（内、教授8名）

文学部全体の収容定員は320名であるため、教員数・教授数ともに大学設置基準に適合している。

それぞれの学科教員の専門分野は、次の通りである（根拠資料6-3）。

密教学科：日本密教4名、密教学2名、仏教学4名、図像学2名、書道1名、中国哲学1名、臨床心理学1名、社会学・民俗学1名、日本中世史1名、日本古代仏教史1名、国文学1名、教職課程1名

教育学科：教育学3名、数学教育1名、キャリア教育1名、英語教育2名、国語教育1名、環境教育2名、音楽教育1名、社会教育1名、健康教育1名、臨床心理学1名、社会福祉1名

1人当たりの平均授業時間数は、密教学科では週12時間から20時間程度、教育学科では

週 12～21 時間程度時間程度となっている。専門分野が細分化されるため、やむを得ないが、特定の教員に担当授業科目が偏ってしまっている感は否めない。

ただし、2024（令和 6）年度の文学部学生数は 259 名のため、専任教員一人当たりの学生数は約 8 名である（根拠資料 6-4【ウェブ】）。まさに学生一人ひとりに目が届きやすい教員配置と編成になっていると言えよう。

以上のように、本学の文学部・文学研究科における担当教員は、適正に配置されている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

1. 教員任用

本学では、新任教員の採用にあたっては公募を原則としている。適する人材を広く求めるため、国内の大学・短期大学・高等専門学校には文書でその旨を通知するとともに、研究開発法人科学技術振興機構の求人公募情報ウェブサイトにも掲載し、本学ホームページにも公表することとしている。

新任教員の採用および昇任の手続きは「高野山大学教育職員任用規程」（以下、「教育職員任用規程」という）第 5 条に明記している。以下、該当する条文を引用する。

（任用手続）

第 5 条 専任教員の任用手続は、次の各号の順で行う。

- (1) 学長名により、専任教員任用伺書（理事長宛）を提出する。
- (2) 常務理事会議決
- (3) 専任教員の採用のための選考は、学長が行う。
- (4) 選考に際しての候補者の募集は、原則として公募によることとする。
- (5) 学長は、大学教員の採用のための選考に当たっては、教授会において選出された教員任用資格審査委員会の意見を聴くものとする。
- (6) 教員任用資格審査委員会における資格審査基準については、高野山大学教員任用資格審査規程及び学長が提示する人事方針に基づくものとする。
- (7) 選考に際して、学長は教授会の意見を聴くことができる。
- (8) 学長名により、選考結果報告書（理事長宛）を提出する。
- (9) 理事長名により、辞令を交付する。

上記条文中の「高野山大学教員任用資格審査規程」（以下、「教員任用資格審査規程」という）第 2 章に定める教員任用資格審査委員会は、副学長、教授会の互選による教授 4 名および当該学科等主任で構成される。「教員任用資格審査規程」には、審査に必要な書類、学歴および職歴による審査基準、必要経過年数、研究業績、国家資格、大学運営への寄与、社会的貢献など、各種の審査基準が明記されている。教員の新任・昇任に当たっては、これを遵守しなければならない。上記の通り、本学は、教員の募集・採用・昇任等について、諸規程に基づいて適切に実施している。

2. 教員組織の年齢構成・男女比率

教員の採用や昇進といった任用手続きは、上述の通り「教育職員任用規程」「教員任用資格審査規程」といった諸規程に則り、適切に実施されているが、教員組織の年齢構成、及び男女比率には問題があると言わざるを得ない。

2024（令和6）年度の教員組織における年齢構成と男女比率を挙げると、以下の通りである（根拠資料6-4【ウェブ】）。

年齢構成	30代：4名（12%）	密教学科3名、教育学科1名
	40代：4名（12%）	密教学科3名、教育学科1名
	50代：9名（26%）	密教学科8名、教育学科1名
	60代：12名（35%）	密教学科5名、教育学科7名
	70代：5名（15%）	密教学科1名、教育学科4名

男女比率 男性30名（88%）：女性4名（12%） 密教学科0名、教育学科4名

ここからも明らかなおとおり、本学の教員組織においては、年齢構成と男女比率に著しい偏りがある。年齢構成では、40代以下が24%程度なのに対し、60代以上が50%となっているなど、教員組織の高年齢化が進んでいる。その傾向は教育学科に特に顕著であるが、一方の密教学科でも女性教員が0名であるなど、教員組織の年齢構成・男女比率には早急に解決すべき課題である。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

1. FD・アセスメント

教育研究活動等の改善・向上に向けたFDについては、FD・SD推進委員会を設置し、教務委員会との連携のもと、授業アンケートを実施している。学生を対象にした授業アンケートは、前期だけの講義については7月に、後期および通年の講義については12月に、学部・大学院のすべての講義を対象に実施している（根拠資料2-4【ウェブ】）。

また、学内における研修の実施、学外における研修への派遣などを随時行っている（根拠資料6-5【ウェブ】）。

また、卒業時アンケートの実施や同窓生に対するアンケートの実施など、教育活動の改善に向けた各種アンケートを実施しており、カリキュラム編成時の参考資料として、教務委員会を通じて各学科・各教員にフィードバックすることで授業のスキルアップにつなげるようにしている（根拠資料6-5【ウェブ】）。

2. 研究活動や社会貢献活動

研究活動への支援については、第8章で述べる通り、教員に対して研究費や個人研究費を提供している。教員が主としてかかわる学会や研究会などについての学内施設については、本来有料で貸し出しているものについても、申請をすることで、無料あるいは割引をして使用することができるように配慮している。研究調査での出張についても、授業や学内業務に差支えない場合には最大限配慮している。研究成果の公開は、学会発表は当然として、本学の連携協定のない公開講座などへの出向についても認めている。

社会貢献活動については、第9章で述べる通り、本学によって協定を結んだ連携だけでなく、教員個人による社会貢献活動についても認めるようにしている。行政や自治体などの外部委員の外、高野山真言宗の研究員を務める教員も多い。

教員が研究活動や社会貢献活動などに時間を取れるように、担当授業時間数については、授業開講時については平均して6コマ（1コマ90分）を越えないように配慮している。会議や授業外の業務を入れても、出勤は授業開講時でも4日間ですむようにして、最低週1日は授業準備や研究をするための自宅研修ができるように配慮している。若手教員の場合には採用初年度は授業を少なくして、本学になれるに配慮して時間割を編成するようにしている。また授業外の業務についてもできるだけ減らしている。

本学は規模が小規模にもかかわらず、発行する学術雑誌が『高野山大学論叢』、『密教学会報』、『高野山大学大学院紀要』、『密教文化研究所紀要』、『綜芸』などと多く、専任教員が研究成果を発表する場が多くある。逆に言うと、教員が研究しない限り、雑誌が定期刊行できない状況にある。当然、学外の学術雑誌や著書等に投稿・執筆する教員も多い。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等については、各教員が個々の活動業績を、科学技術振興機構知識基盤情報部が提供する研究者データベースサイト「researchmap」にて公開することとなっている。本学ホームページの「教員紹介」のページに「researchmap」のリンクが貼られており、学外から自由に参照することができる（根拠資料6-3）。

3. 教員の諸活動の評価とその活用

教員の研究活動、社会活動等の活動業績は、学内においては採用や昇任に際して考慮される。「教員任用資格審査規程」第9条には、審査基準として学歴及び職歴以外に、教育研究業績等審査基準として、職位ごとの査読論文及び著書等の論文の必要な本数が決められている。加えて、大学運営への寄与の外、国家資格や社会貢献などを挙げて、それらを論文の本数に読み替えている。

国家資格等は、①医師・弁護士は論文3編、②社会福祉士・臨床心理士・公的カウンセラー資格は論文1編、③情報処理資格は論文1編、④中学校教育職員免許状・高等学校専修教育免許状は論文1編として読み替える。大学運営への寄与については、①役職相当職3年以上は論文1編、②委員会等の長3年以上は論文0.5編として読み替える。

それに加えて、社会的貢献については、①各種審議会（国都道府県）は論文1編、②各種審議会（市区町村）の委員は論文0.5編、③本学主催の公開講座（公開放送を含む。）講師は論文0.5編、④他の教育機関等への非常勤講師出向で継続性のあるものは論文0.5編としている。

教員の採用や昇任の教育研究業績等の審査に、教員の研究活動や社会活動等の活動業績

が入っていることで、教員の自発的な活動への参加を促している。ただし、教育活動については、現在のところ教員の評価としては客観的な基準にはなっていない。今後、授業評価などを積極的に行っていくことが、教育の質の向上にもつながると考えられる。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学の教授会は、教授のみならず、専任教員全員が構成員となっている。また、毎月招集される各学科の学科会議においても、各学科所属の全教員が出席する。少人数ゆえ、日常的に全教員の顔を見ることができ、定年・昇任等の事情についても自然と周知される。

各教員が責任を持つ専門分野での教育研究活動に関しては、学科における授業時間数や授業アンケートによって把握しているが、小規模大学であるゆえに、学生との関係も近い。学生との会話の中で、教員への評価を知る機会にもなるが、それを絶対視せず、一つの情報としてしながら、総合的に教員を見ている。また教員間の関係性も小規模であるがゆえに把握しやすい。

組織的には、学科、学部単位で教員組織が運営されているのかを点検・評価している。学科では学科主任が中心になり、学部では副学長が中心になり点検・評価している。全体的には大学評価委員会が学科、学部の点検・評価を参考にしながら、点検・評価をしている。

たとえば、休講が多く、補講をしていない教員については、教務委員会においてリスト化した上で、学長に報告している。該当する教員については、学長が個別面談をして、事情を聞くとともに、改善を促している。罰則を伴わないために、教員間の距離が近くその効果はそれほど大きくはない。一方、教員を表彰する制度は、勤続年数以外にはなく、昇任だけが具体的な教育研究業績への評価となっている。今後は他大学のように、教育面や研究面での積極的な表彰などの制度を設けていくことが必要である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学の教員・教員組織における特色は、その教育理念の根幹を弘法大師空海に置くことにある。したがって教員についても、その教育理念に共感する人物を求めており、それを方針として明示している。また、教員組織の編成方針についても明示している。教員の任用や昇任についても、規程に基づき適切に運用されている。

その結果として、密教学・仏教学の教員は勿論であるが、周辺分野の教員でも密教・仏教や高野山に対して研究関心を持っている教員が多い。たとえば、歴史学の教員も、政治史を専門にしても仏教史的なアプローチをとって研究を進めており、高野山内の子院の古文書調査を行っている。また社会学・民俗学の教員は、もともと檀家制度から社会関係を研究していたが、金剛峯寺が所蔵している近代資料を授業で整理している。

本学は、小規模で学生数が少ないために、給与などの待遇はあまり良くないが、研究資料

の宝庫である高野山に勤務していることに利点を感じている教員は多い。

問題点

一方で問題点としては、教員組織における年齢構成・男女比率に偏りがある点が挙げられる。女性教員が少ない。密教学科の専門とする研究分野の特徴からやむを得ない面もあるが、一定数は在籍することが望まれる。

また、学生の学力低下に起因する個別指導の増加、外国人留学生への個別の支援など、教員の負担は増加する傾向にある。教員の負担軽減については、組織的・根本的に解決する必要がある。

教員が少なく、距離が近いこともあり、ムラ組織的な要素があることで、大規模校と異なり互いの情報は比較的理解している。しかし、授業をはじめとする学内業務に協力的でない教員に対して、学長などが指導しても大きな効果はない。一方、表彰などプラス評価する制度を作ることで、教員組織の結束力を強めていき、さまざまな学内活動が活性化する必要があるのである。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、全国で最も小規模な大学の一つであり、密教学・仏教学という特殊な分野を専門としている。本学は、世界で唯一の密教学科を持ち、大学図書館には国宝やチベット仏經典などを所蔵し、高野山内にはさらに多くの文化財が所蔵されている環境にある。それは一級の研究素材が豊富にあるというだけではなく、一級の教材が豊富にあって、学生が授業や卒業論文で直に手にすることができることを考えると、今後も維持していく必要がある大学の一つであろう。

しかし、超少子化が進行して多くの大学が淘汰されていくとともに、経済状況の好調を考えると、大学院へ進学しても本格的な研究者を目指す学生は少なくなるだろう。さらに本学は、都市から離れて、利便性や生活環境も悪い。その中で、本学の教員を積極的に目指そうとする学生はさらに少なくなるだろう。

密教や高野山に魅力を感じて、それらを研究し、授業のために教材化する教員がいなければ、本学の維持はない。その意味でも教員組織を編成するためには、学内の後進育成と学外の適任者の採用が重要課題である。密教学・仏教学の教員採用については、専門の研究者が多くいるために、適格な採用ができると思われるが、周辺分野の教員採用については難しい面が多い。教養教育やキャリア教育などを担当する教員の採用をどのようにするのかも課題である。

組織内部で見ると、教員全員が互いの顔や特徴を知るといった長所を持つ反面、組織的な活動に展開しにくいという短所にもなっている。戦後から 1980 年代までは強力なリーダーのもと、海外調査などを組織して多くの成果を上げていたが、そのような大きな共同研究・調査も行われなくなっている。今後は、本学の存在意義を再認識して、密教文化研究所を研究拠点とした学内教員による大型研究プロジェクトを企画していくことが重要である。そのためには、研究の経済基盤を安定させる必要があり、外部資金を獲得することは勿論であるが、共同利用拠点などに応募することも検討すべきである。本学の所蔵する古文書類の調査をはじめ、高野山内の文化財の調査を実施し、そのデータベース化を着実に実行する中で、

それらを利用した研究をすることがセールスポイントになるはずである。さらに研究の過程で、学生にも参加してもらうことによって、他大学ではまねのできない教育ができると確信する。

以上のような教育研究活動の実現のためには、長期的な教員の人事計画を立てること、特に学内での後進の育成システムの構築が喫緊の課題である。加えて、外部研究者の採用を慎重かつ大胆に行うことが重要である。そのためにも、教員の教育研究環境の向上は避けて通れない問題である。また、教育活動・研究活動に関する組織的な評価制度の設置が早急に望まれる。そのことによってこそ、公共の高等教育機関として、ステークホルダーを満足させ、外部への説明責任を果たせると考える。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2017/303_koyasan_disclosure.pdf
備考：	

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

1. 学生支援の概要

本学では「学生支援に関する方針」に基づいて、学生支援の体制を設定している。「学生支援に関する方針」においては、①生活支援、②進路支援、③障がい学生支援の3つの柱について述べている。支援の実質化のために、学生部協議会が置かれており、教員と事務職員によって支援内容の検討が行われている。

「学生部協議会規程」が制定されており、学生の生活指導、学生の課外教育活動、宗教教

育（得度・受戒・加行・灌頂等）、奨学金、学生の就職等に関する事項について検討し、決定事項は教授会において承認を得ることとなっている（根拠資料 7-1）。事務主管は、学務課学生サポート係となっている。生活支援については、教員と常勤事務職員が担当をしている。

進路支援については、就職・進路支援委員会が置かれており、進路計画を立案するとともに、教員と事務職員が協力して進路に関する情報提供や個別の進路相談を行っている（根拠資料 7-2）。キャリア支援室を設置し、非常勤のキャリアコーディネーターが週 1 回キャリアカウンセリングの時間を設けて、個別相談を行っている。

障がい学生支援については、「高野山大学障害学生支援ガイドライン」に基づき、学生サポート係が担当する（資料 5-5）。合理的配慮に関する担当者の方針に従って、アドバイザー教員や学科主任などの教員と事務職員が協力して支援を行っている。精神的な面で配慮を必要とする学生については学生相談室を設けており、高野山キャンパスでは 2 名の非常勤カウンセラーが週 3 日、河内長野キャンパスでは週 1 日相談に当たっている（根拠資料 7-3【ウェブ】）。

学生支援については、アドバイザー教員の学生との面談が重要となっている。アドバイザー教員が学生の問題点が付き、学生サポート係や学生部協議会と連携しながら、支援を実行していくこととなる。

教育学科では、面談記録は、Google ドライブに学生一人一人のフォルダを作り、教職員のみが閲覧・修正ができるようにして面談担当者が交代しても継続した指導が行えるよう配慮されている。教育学科は、Google Classroom を活用して学生への授業周知や資料提供を行い、ICT の利用を教員に周知し、実情に応じた指導を徹底している。

2. 修学支援（学習面）

密教学科では、入学直後に開講されている導入研修を必修科目としており、新入生に対して大学での学習や生活について理解をしてもらうとともに、本学での学習目的を自覚してもらうことを狙いとしている（根拠資料 7-4）。教育学科では、入学直後はオリエンテーションを行い、学習の意識付けを実施している。

1 年次では、基礎ゼミを必修として、大学で学ぶためのアカデミックスキルの修得を中心に指導を行っている。基礎ゼミの担当者がアドバイザー教員となっているため、基礎ゼミが HR の機能を持っており、個別の指導を実施する。4 月中に必ず個別面談を実施して、学生一人ひとりの課題を把握している。学習や生活面で問題があれば、アドバイザー教員が各担当部局に対して情報共有を行う（根拠資料 4-5）。逆に、他の教員や事務職員から担当する学生についての問題があれば、アドバイザー教員に情報共有が行われる。以上のように全教職員による学生一人ひとりの見守り体制が構築されている。2 年次では密教学科の祖典講読、教育学科の基礎ゼミ、3、4 年生では演習の担当者がアドバイザー教員となっている。

学業不振の学生に対する補習授業や課題については各教員に任せられている。宗教行事や就職活動などの有効欠席については、学習において不利益ができないように、担当教員に対して課題や補充授業を依頼している。教育学科では、学生が教員としての素質を伸ばすために教職支援センターと協力して、教職対策講座を計画し、実施している。また留学に向けて TOEIC や TOEFL の試験の点数を上げるための英語力基礎講座を学科専属教員が実施して

いる。

学生ごとに、担任にあたるアドバイザー教員を決めて、学習面の指導とともに生活全般の相談に対応している（根拠資料 2-5）。全教員に対して週 1 時間以上のオフィスアワーを義務付けて、学生の面談を行っている。教育学科では、専任教員はオフィスアワーを設定しており、その詳細は学生にメール等で周知されている。非常勤教員はメールなどを通じて学生から相談受けている。オフィスアワーは会議などの公務よりも優先するものとしている。また個別指導を行ったり、学生が自主学習を行ったりするために学習支援室が置かれている。パソコンなどの IT 器材が設置されており、学習に使用することができる。

障がい学生の修学支援については、学生の申し出に応じて学生部協議会において合理的配慮を検討し、関係する教員や学務課事務職員が協力して支援を行っている。入学試験時の合理的配慮については『学生募集要項』にも明記して、相談があれば対応している。入学式後にも学資出資者に対して、合理的配慮の説明をして、申し出があれば検討することとしている（根拠資料 5-4）。対人恐怖症などのために、対面授業を受講できない学生については、可能な範囲で遠隔授業や、試験における個別受験を担当職員に依頼をしている。

留学生に対しては、入学試験において日本語能力検定 3 級以上を求めているが、入学直後にプレメントテストを実施して能力を図っている。日本語の授業を必修として、日本語教師資格を持っている非常勤講師が、大学で必要な日本語能力の育成を行っている。日本語能力とともに、日本文化を理解する授業も開講し、基礎的な日本語から応用的で、専門的な授業内容に結びつくようなカリキュラムを提供している。中国人留学生が多いこともあり、中国人教員が個別に指導を行っている。キャリアデザインの授業を利用して、学外研修を実施し、座学に限らないアクティブな授業も提供している（根拠資料 7-5）。

学期ごとの成績発表の前に、学務課教務係とアドバイザー教員を中心として、学生一人ひとりの単位取得状況を確認している。学習の継続に困難を抱える学生に対しては、まずアドバイザー教員が個別面談を行うとともに、学資出資者に成績不振を通知している。可能な限りアドバイザー教員と学務課事務職員とで、学資出資者と面談をして、問題の確認と改善策の検討を行っている。学資出資者との面談については、希望があった時に実施しているが、前期成績発表の後の 9 月上旬に保護者会を開催している（根拠資料 7-6）。

コロナウィルス感染拡大においては、ICT 機器の準備や通信環境確保等に対して、全学生に対して補助金を支給していたが、感染が終息した後は特に実施していない。通学生については、基本的に対面授業となっている。学生は学内 WiFi が利用できるために、通学においては特に問題を生じしていない。社会人を対象とした密教学科密教文化コースは、遠隔授業を主としているが、有職者や定年退職後で経済的には比較的余裕を持っているために、ICT 機器や通信環境に対する支援は必要がない。遠隔授業については、通信環境を考えて、リアルタイムでの配信とともに、オンディマンドでも配信している。リアルタイムでの授業で配信上の問題があったとしても、オンディマンドで受講できるようになっている。学習状況の確認をするために、遠隔で個別指導を実施している。今後は、大学院の通信課程と同様に、定期的な対面での学習支援会を東京と大阪で開催する予定である。

3. 学支援（経済面）

経済的な支援として、学生支援機構の奨学金や就学支援金を受けている学生も多いが、学

生サポート係が申請書作成の支援を行っている。それらの公的な奨学金や補助金以外にも、入学金の免除（「入学金免除規程」）や学費の減免（「学費減免規程」）が行われている。その他にも大学独自の給付型奨学金が10以上用意されており、複数の学生に給付されるものもあり、学生数が少ないために、給付率は高い。僧侶を目指す学生や教育学科の学生などの独自の奨学金が用意されている。留学生や社会人に対する学費免除はほぼ全員を対象としている（根拠資料7-7【ウェブ】、大学基礎データ表7）。

4. 生活支援

学生の健康状況については、毎年健康診断を義務付けて、健康管理を行っている。高野山キャンパスでは、導入研修時に警察による薬物乱用の講義を行ってもらっている。河内長野キャンパスでは、毎年全学年合同で4月に警察による自動車・自転車などの交通安全講習会と、薬物乱用防止講習を行っている。

精神衛生については、アドバイザー教員と学生サポート係事務職員が協力して対応している。密教学科の学生は、遠隔地の出身者がほとんどであり、一人暮らしをしていたり、寺に住み込んでいたりするケースが多い。入学時の導入研修では、学生間の交流をする機会を設けており、グループ活動を行っている。また学友会でも新入生歓迎会を開催している。孤独化の防止対策としては、学生サポート係が主催してバーベキューや鍋パーティなどの学生交流会を開催している。

アドバイザー教員が4月中に新入生の面談を行うことで、大学に対する適応度合いを確認し、問題が起こっている場合には、学生サポート係と情報共有する。学科会議や学生部協議会でも情報共有をする場合がある。特に精神的な面での問題が悪化している場合には、カウンセラーとの面談を勧める場合もある。

密教学科の学生は、遠隔地の出身者が多いこともあり、高野山キャンパスには女子寮と留学生寮が設置されており、住生活を支援している。「高野山大学女子寮規程」や「高野山大学留学生男子寮（八葉寮）規程」によって運営されている（根拠資料7-8、根拠資料7-9）。寮の自主的運営を目指す観点から、学生の寮長が置かれ、職員の寮監が支援している。高野山も温暖化の影響を考慮して、女子寮にはエアコンを設置した。

5. 進路支援

密教学科は僧侶や寺院関係の仕事に就く学生が多く、教育学科は教職を目指す学生が多いため、専門的な進路指導を実施している。

僧侶については、僧侶資格の基礎科目である教学実習を1年次で開講している。得度と受戒を学園主催で行っており、1年次で受けることができる。2年次以降で加行や伝法灌頂を受けることで僧侶資格を取得することになる。各段階で、僧分の教職員が指導を行っている（根拠資料7-10【ウェブ】）。

長期休暇を利用して真別処でおこなう加行を受ける場合もあるが、1年間専修学院で学ぶことによって僧侶資格を取得する学外施設利用制度がある。学外施設利用制度では、大学が授業を提供しており、年間30単位程度を認定しているので、休学することなく、進級することができる。伝法灌頂を終えた学生を対象とした授業も開講しており、専門性が身に付くカリキュラムが編成されている。

在学中に僧侶資格を取得する場合もあるが、卒業後に専修学院に進学する学生もいる。本学の教員が講師として授業を担当していることで、継続な指導が行われている。

卒業後の進路としては、自坊に帰って僧侶となる学生も多いが、金剛峯寺や他の寺院の役僧となる学生も多い。在籍中に金剛峯寺や山内寺院で住み込みや通いで寺の仕事を体験している学生が多く、卒業後の進路に役立っている。授業でも実習科目は、実践的な内容となっているが、大学や金剛峯寺の宗教行事に参加することで、より実践的な能力が身につけている。作法などの事相を活動内容とするクラブである行道部があり、学生自ら主体的に学んでいる。

教育学科では、小学校教員、幼稚園教諭、保育士を目指す学生が多く、ほとんどが教員資格を取得するための授業であり、進路を意識した授業が多い。特に学校・保育現場体験が1、2年次の必修科目となっており、教育現場に入ることで具体的な職業イメージが構築されている。教員採用試験対策をするための授業外の講座を設けて、対策を行っている。その結果、2025年度教員採用試験の小学校教員合格者は4名であった。

一般就職についても、「高野山大学就職・進路支援委員会規程」があり、就職担当教員がガイダンスや進路調査（年2回）を定期的実施して、個人ごとの学生の希望を把握している（根拠資料7-2）。密教学科では1年生全員に対して外部業者の性格検査を受検させており、2年生以上の希望者に対して性格検査と就職対策試験（SPI）を受検させている。教育学科では全学年に対して性格検査と就職対策試験（SPI）を受検させている。

キャリア科目として、キャリアデザインを3年次まで開講し、進路を考える機会としている。密教学科では1年次、教育学科では2年次までを必修とし、それ以降は選択としている。1年次は自己を見つめる、2年次は業界研究（社会のしくみを知る）、3年生はインターンシップや就職活動に向けた指導を行っている。密教学科では、3年次でインターンシップを選択科目として開講している。5日間以上の就業体験と、事前指導・事後指導によって2単位を認定している。教育学科では教育実習に行く学生が多いため、インターンシップは科目とはなっていない。密教学科・教育学科ともに希望者については適宜斡旋するとともに指導している。

公務員を希望する学生に対して個別に学科試験対策の指導を行っている。また就職活動においては、学生と適宜面談をしながら、エントリーシート作成や面接などの指導も行っている。卒業生でも就職指導の希望があれば対応することもある。

6. その他支援

「学生支援に関する方針」の①生活支援は、自主活動と安定した生活の支援を挙げられている。学生が自主活動を主体的に行うために、学生を中心とした学友会が設置されている。その組織および運営については「高野山大学学友会会則」によって決められている（根拠資料7-11）。執行部として学生が主体となって運営される学友会総本部が設定されており、学生の自主活動を支援・管理している。学生生活を豊かにするために、体育会系クラブと文化系クラブが活動しており、学友会に登録している。2024年時点で18団体（体育会系クラブ6団体、文化系クラブ12団体）登録されている。

体育会系クラブ……バスケットボール部、バスケットボールサークル、弓道部、フットサル部、合気道同好会、レクリエーション部

文科系クラブ……裏千家茶道部、書道部、表千家茶道部、宗教教育部、復習研究会、国際交流クラブ、行道部、ハンドメイドサークル同好会、高野山イベントサークル同好会、クッキングサークル、ボードゲーム同好会、書道同好会、認可されたクラブには毎年学友会費から活動費が交付されている。クラブには教育職員が顧問を務めており、クラブ活動に対して指導・助言を行っている。定期的に活動内容の検討をする代表者会議が開催されている。クラブの新設についても、代表者会議で検討される。学園祭についても学友会の担当を中心として運営されている。学友会会長は学長が務めるが、総本部長は教員の中から学生の指名によって選ばれ、学友会の活動を学生サポート係とともに助言するなどの支援している。学友会の活動については、学部学生から集金した学友会費が財源となっており、学園祭やクラブ活動などの資金として使用される。学友会費の分配は、学友会総本部が原案を作成し、代表者会議で決定した上で、学生大会において承認を得ることになっている。学友会総本部の委員についても、学生の投票と学生大会の承認を必要としている。ボランティアや学外活動などについては、学生部協議会で検討され、承認される（根拠資料 7-12【ウェブ】）。

7. 学生の基本的人権の保障

基本的人権の保障については、「学校法人高野山学園の職場におけるセクシャルハラスメントの防止に関する規程」が制定されており、「高野山大学における人権問題に関する規程」には人権問題防止対策委員会を設置して、人権意識の啓蒙活動を行うことが記されている（根拠資料 7-13、根拠資料 7-14）。実際に全教職員および学生に対してハラスメント防止の啓蒙チラシを毎年配布している（根拠資料 7-15【ウェブ】）。FDSD 委員会が FD・SD 研修の年間計画の中に人権研修を必ず入れている。全教職員に対しては、毎年 SD 研修として人権講演会を実施しており、学生にも聴講を許可している（根拠資料 6-5【ウェブ】）。2023 年度には LGBTQ、2024 年度には宗教 2 世やジェンダーに関する講演会を実施した。これらには全教職員の参加が義務付けられ、リアルタイムで受講できない場合にはオンデマンドにて受講した。学生には、密教学科では選択科目「現代の人権」を、教育学科では必修科目「人権と社会」を開講している。

学生からの人権問題の訴えを受けるために、教職員の相談窓口が設けられている。相談窓口は人権問題防止対策委員会の委員が務めるが、委員の構成は教育職員・事務職員、男女などを考慮して任命されている。実際に人権問題が発生した場合には、人権問題防止対策委員会が内容を検討し、当事者に聞き取り調査を行う。その結果として、人権侵害事案であると判断した場合には、学長に報告し、調査委員会を立ち上げて、当事者および関係者への聞き取り、証拠資料などを収集した上で報告書を作成して学長に報告する。学長は報告書に基づき、事案の対処を行う（根拠資料 7-15【ウェブ】）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な

取り組みへとつなげているか。

学生支援に関しては、毎年「学生生活調査」を実施し、学生部協議会で問題点が報告され、検討が行われている。学生部協議会で指摘された問題点については議事録に記録された内容について、自己点検・評価委員会が検討し、問題があれば学長に報告する。その後、役職会で改善指示が出される。

教育学科では、学生部協議会に報告する前に、学生委員によって月1回の会議が開かれ、諸施策の検討、実施状況の確認、改善策の検討を行なっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学は学生数が少ないこともあり、アドバイザー教員や学生サポート係を中心とした事務職員と学生との距離が近く、個人面談が定期的に行われているとともに、日ごろから学生と会話している。学生についての情報が収集できており、学生の変化にも気を配っている。その結果、「学生支援に関する方針」にあげる学生支援についても十分に対処できていると考える。河内長野キャンパス（教育学科）では、学生の面談記録を共有するために google ドライブを利用しているが、高野山キャンパス（密教学科）では学生サポート係が把握したものだけが文書化されている。

経済面での支援については、学生数が少ない割には本学独自の奨学金や授業料免除が多い。奨学金は、ほとんどが給付型奨学金で返済の必要がない。日本人だけではなく、留学生に対してはほとんどの学生を対象として授業料免除が行われている。また高野山内で生活している学生多く、宿坊や土産物屋などを中心にアルバイト先もあるので、生活面では安定している。

生活面の支援は、小規模大学であるために、アドバイザー教員や学生サポート係の職員を中心に学生の動向に気をかけている。問題があれば、カウンセラーへの相談を勧めたり、関係部局に連絡をしたりして、連携して対応している。

問題点

キャンパスによる差異をなくす必要がある。また共有情報については、面談記録だけではなく、学生活動全般についての共有化が必要になる。

本学独自の奨学金が多いが、比較的少額のものもあるために、本当に優秀な学生に対してアルバイトなどをしなくても学習に集中できる環境が作れているのかは疑問が残る。

女子寮と留学生男子寮はあるが、日本人向けの学生寮がない点は問題である。また高野山の周辺から通学してくる学生は、電車とバスを乗り継ぐと1時間以上はかかり、交通費も高く、負担となっている。スクールバスなどを運行するという事も検討すべきである。

進路支援については、キャリアデザインの授業を必修にしたり、キャリア支援室を設置したりするなど対応をしている。小規模大学であるので、直接学生に声を掛けて、進路について話をすることもあるが、僧侶や関連の仕事を希望する学生の割合が多いために、一般の大学のようには就職という意識は薄い。一般企業に就職するかどうかは別として、どのようにキャリア形成していくか、どのように生きていくかという本学の教育目的にもつながらるキャリア教育を構築していくことが必要だと考える。

本学は、学生数が少ないことと、寺に住み込んで通学する「寺生制度」があり、課外活動が活発ではない。クラブ活動も2、3のクラブが活動を定期的に行っているという状況である。退学者の問題もあり、学生同士の交流を図るということで、バーベキューパーティや鍋パーティを若手職員が企画・実施している。

学生の人権問題については、人権関係の授業を開講したり、啓蒙のプリントやホームページで呼びかけをしたりしている。これまでに重篤な問題は生じていないが、小規模であるためにハラスメントがおこっても相談窓口申し出しにくい可能性もある。本学では、高野山真言宗社会人権局や高野町人権推進委員会にも相談窓口を依頼している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生支援については、全教職員での情報共有が必要である。本学では学生数が少ないということもあり、学生支援については対応できている。今後、学生の情報共有を行うためには、全キャンパスでICTを活用していく必要がある。今後は面談記録だけに限らず、さまざまな情報が共有化する必要がある。それとともに、個人情報の保護を図る必要がある。教務システムであるキャンパスプランのWeb化を行うことで、入試から卒業後のまでの学生の成長を記録し、共有することが必要である。

経済支援についても、本学独自の奨学金が多くあり、充実している。しかし、少額のものもあり、本当に必要な学生に対して必要な額の奨学金が支給できているのかは疑問が残る。今後、奨学金制度も見直す必要がある。また高野山真言宗の子弟に対しては、本山が奨学金を支給しているが、真言宗の他派の子弟については一般学生と同じ扱いになっている。また同窓生の子弟に対しても、入試制度や奨学金制度で優遇措置はない。今後は、全体的な奨学金制度の見直しが必要だと考えられる。

小規模大学で、学生、教員、職員は顔見知りで会話をしたりするが、それができない学生もいる。クラブ活動も低調であり、課外活動の充実と学生の孤立化を防ぐ対策を検討する必要がある。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
高野山大学教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.koyasan-u.ac.jp/notice/news/detail/4762/
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
高野山大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-2-9-01%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E5%85%AC%E7%9A%84%E7%A0%94%E7%A9%B6%E8%B2%BB%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E5%8F%96%E6%89%B1%E3%81%84%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B20150711.pdf
文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「不正防止計画」の策定について	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-2-9-02%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E7%9C%81%E3%80%8C%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E5%85%AC%E7%9A%84%E7%A0%94%E7%A9%B6%E8%B2%BB%E3%81%AE%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%BB%E7%9B%A3%E6%9F%BB%E3%81%AE%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%80%8D%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%80%8C%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E9%98%B2%E6%AD%A2%E8%A8%88%E7%94%BB%E3%80%8D%E3%81%AE%E7%AD%96%E5%AE%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E4%BB%98%E3%83%BB%E8%A6%81%E9%A0%98.pdf
高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/43_koyasan_disclosure.pdf
高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する内規	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/44_koyasan_disclosure.pdf
高野山大学研究倫理規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/42_koyasan_disclosure.pdf
高野山大学における研究データの保存等に関する規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/41_koyasan_disclosure.pdf
高野山大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-2-9-07%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%8A%E3%81%AE%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E8%A1%8C%E7%82%BA%E3%81%AE%E9%98%B2%E6%AD%A2%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf
高野山大学研究倫理委員会規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-2-9-08%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%80%AB%E7%90%86%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E8%A6%8F%E7%A8%8B20210901.pdf
高野山大学「人を対象とする研究」倫理規程	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/03/2-2-9-09%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%80%8C%E4%BA%BA%E3%82%92%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6%E3%80%8D%E5%80%AB%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B20210901.pdf
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学では、「高野山大学教育研究等環境の整備に関する方針」（以下、「教育研究等環境の整備に関する方針」と称する）を制定し学生の学習、教育研究活動に必要な環境の整備に問題が生じないように留意している。「教育研究等環境の整備に関する方針」においては、施設・設備、図書館、研究機会、研究倫理、密教文化研究所の5項目について、教育研究の充実に努めることを定めている。

1. 施設・設備

施設・整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」では「学生の学習および教員の教育研究活動を推進するために、校地、校舎、施設および設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努める」としている。現在、キャンパスが高野山と河内長野市（大阪府）の2つに分かれるとともに、難波（大阪市）にサテライト教室（2025年3月末で閉室）を設置している。

高野山キャンパスは、戦前からキャンパスが置かれ、現在の校舎は開校100周年事業として1986年に竣工した。約40年を迎える（根拠資料8-1【ウェブ】）。ただし、800mの高地に位置しているために、雪害や気温の年較差などによって平地の校舎に比べると損耗は大きい。必要な修繕を適宜行っており、大きな問題は生じていない。講義室23室（収容定員15名～330名）以外にも、演習室（5室、収容定員20～30名）、会議室（3室）、応接室（2室）を設置している。収容定員330名の講義室は、学会などの講演会にも使用されている。会議室のうち1室は、収容定員80名であり、エレクトーンが設置されていることもあり、御詠歌などの講義でも使用されるとともに、学生への説明会や教職員の研修会、小規模の講演会などで使用されている。

これら以外にも、本学で開講されている密教関係科目に対応するための特別教室を設置している。密教儀礼の授業ができるように、仏壇を常設する講義室が2室ある。さらに長期の修行である加行などができるように、加行道場が設置されており、本堂や護摩の実習が可能な護摩堂など一般の寺院と同様の施設となっている。さらに長期の修行ができるように、宿泊施設（寝室、台所、風呂、トイレなど設置）と講義室を併設している。伝法灌頂を受けて、僧侶資格を取得した已灌頂者の限定した授業を行うために、事相研究室が設けられている。宗教行事や大規模なイベントに対応できるように、松下講堂黎明館（以下、「黎明館」）があり、大ホールは1,000名収容可能であり、会議室（2室）とフリースペースも利用可能である。黎明館には、瞑想体験ができる瞑想室を設けている。

僧侶養成の授業以外の実習授業のための特別教室を設置している。教職課程の基礎科目

である情報処理の授業に対応するために、30 台程度のパソコンを要する情報処理室を設置している。宗祖弘法大師空海が三筆であった伝統を引き継ぐとともに、僧侶の基礎教養として書道教育が充実しており、水道設備とともに、作品の大きさも応じて机と畳の間を併設した書道教室を有している。受講者数が多い仏画の授業では、水道設備のある大学ホール会議室を使用している。茶道の授業や茶道部の活動のための茶室が設置されている。華道や仏教舞踊の授業が開講されており、それに対応するために畳を引いた和室を設置している。

体育施設としては、キャンパス内に体育館が設置されており、体育実技の授業や体育系部活動（バスケットボール部やフットサル部など）に使用されている。黎明館の前の広場をグラウンドとして使用していたが、キャンパスから離れた場所に、公式野球をすることが可能なグラウンドを設置している。グラウンドが離れているために、黎明館の前の広場ではバスケットボール用のゴールポストが設置されるなど簡単なスポーツができるスペースとなっている。その他に、部道場や弓道場、相撲場が設置されており、弓道場は公式試合ができる規格であり、弓道部だけではなく、学外にも貸し出している。

教職課程資料室には、教員採用関係の資料が配架されており、教員希望の学生の相談の場にもなっている。

学生の福利厚生については、学生ホールがあり、学生食堂や飲料水の自動販売機を設置している。また学生の活動を活性化するために、学友会室を設置している。授業外での学習の場として、自習室以外にも学習支援室を設置している。学生の健康状態に対応するために、医務室を設置しており、精神面でのサポートを提供するために学生相談室を設置している。キャリアの相談に対応するために、キャリア支援室を設置している。障害者に対応するために、本館は4階建てであるがエレベータを設置しており、スロープやユニバーサルトイレを設置している。玄関付近には、車イスを常置している。

教育学科は、大阪府河内長野市の大阪千代田短期大学のキャンパスを共同使用している（根拠資料 8-2【ウェブ】）。大阪千代田短大学の幼児教育科において取得できる幼稚園教員免許と保育士資格に必要な施設を用意しており、教育学科で取得可能な小学校教員免許と中学校・高等学校英語教員免許に必要な施設に対応している。講義室以外に、コンピューター室、乳幼児保育実習室、音楽室、リズム室、ピアノレッスン室、図工室、アリーナ（冷房完備の体育館）、こども園を模した「ちよたんルーム」などを完備している。理科教室については、千代田短大の付属高校である大阪暁光高等学校のものを利用している。学生の福利厚生についても、食堂とともに生協（購買）が設置されている。本学独自に教職支援室を設置して、教員採用に関する資料を配架しており、教員採用に対応するとともに、学生のカウンセリングも行っている。

難波サテライト教室は、社会人編入者の対面授業と遠隔授業に対応しており、遠隔授業に対応できる講義室を2室と、自習室を兼用した図書室を設置している。学生同士が談話できるスペースを設置しており、宗教行事に対応できるように厨子を設置している。

2. IT 環境の整備

「高野山大学 ICT 検討委員会規程」には、「本学に ICT 検討委員会（以下、委員会という）を置き ICT を活用し、教育・研究の質的向上に資することを目的とする。」としている（根拠資料 8-3）。

本学のネットワーク環境については、高野山キャンパス、河内長野キャンパス、難波サテライト教室ともに、インターネット環境が整備されており、教員の研究室や職員の事務室には有線 LAN が配線されている。学生やゲストのインターネットの利用に配慮して、本学の本館（廊下を含む）、図書館、黎明館には、無線 WiFi のルータを設置している。無線 WiFi の利用については、ID とパスワードが設定されており、利用制限が設けられている。違法アクセスへの対策として、大学内のパソコン端末にはセキュリティソフトがインストールされている。無線 WiFi を学生やゲストが利用することを考えて、一般回線と事務専用回線を分離して、情報流出への対策を取っている。キャンパスが 3 か所に分かれているために、事務データの共用を安全に行うために、VPN（仮想専用通信網）を導入している。

学生の学習管理については、教務システムであるキャンパスプランを導入して、成績や出席、時間割の管理を行っている。現在は、Web 版を導入していないために、履修登録は学生が Google のフォームから登録している。学生に対する成績や時間割、GPA などの配布については紙媒体で行っており、学資出資者に対しては成績表を学費の振込用紙などの通知とともに年 2 回郵送している。教員の成績提出は、科目ごとに Excel のファイルに入力したものを提出させて、キャンパスプランにデータを流し込んでいる。学生の学習状況の自己分析を促すとともに、事務作業の負担軽減の面からも、教務システムの Web 版の導入を実施することが必要であり、教務委員会や ICT 検討委員会などにおいても導入が検討され、役職会に提言されているが、費用面から導入に至っていない。

授業支援については、正規学生に対して 2020 年 4 月より大学から学生に対して個人メールを付与しており、大学からの連絡事項や個別の案件の連絡に使用するとともに、授業の質問や課題提出に利用されている。

コロナウイルス感染症拡大によって、本学の授業のあり方も大きく変化した。社会人編入を受け入れている密教学科密教文化コースでは、ZOOM を使用した遠隔授業を実施している。リアルタイム授業とオンデマンド授業の両方で実施している。授業の開講期間中は、遠隔授業を録画したものを WebClass で受講生に公開することで、いつでもどこでも視聴できることで、復習の役割を果たしている。また学習効果を上げるために、LMS である WebClass を導入している。WebClass は、授業の単位ごとに設定されることで、授業担当者が授業に関する連絡を一斉に行うことも、受講生一人ひとりに連絡することもでき、質問などの個別指導も実施されている。また担当教員の課題の出題、学生の課題提出について WebClass を通じて行っており、学生単位に学習記録が蓄積され、学習ポートフォリオとして利用されている。WebClass や ZOOM については、現在は密教文化コースの授業では必修であるが、他のコースでも ZOOM によって授業の補習や復習に使用したり、WebClass によって授業の連絡や課題の出題・提出などの行うなどの学習ポートフォリオとして利用したりするとともに、出席管理などにも使うことができることから利用頻度が増えている。

3. 情報倫理の確立

本学では、情報倫理は人権の尊重に基づくとともに、個人情報保護を重視しなければならないと考えている。人権については「高野山大学における人権問題に関する規程」や「学校法人高野山学園の職場におけるハラスメントの防止に関する規程」、個人情報保護については「学校法人高野山学園文書管理規程」や「学校法人高野山学園個人情報保護規程」を制定

している（資料 7-14、根拠資料 7-13、根拠資料 8-4、根拠資料 8-5）。

情報倫理に関する具体的な規程は、「学生用アカウント利用規程」である（根拠資料 8-6【ウェブ】）。本規程第 5 条（6）には「公序良俗に反すること、人権侵害、迷惑行為をしないこと」を述べ、第 6 条では違反者に対してアカウントの利用停止、さらに学則第 34 条に則り懲戒処分に付すことができるとする。また「高野山大学学生用アカウント利用ガイドライン」では、利用方法とともに、情報倫理について注意を促している。以上に基づいて、学生用アカウントを付与する時に誓約書を提出させるとともに、学生用アカウントに限らず私的なアカウントなどの利用においても同様であることを確認している（根拠資料 8-7【ウェブ】）。

学生用アカウントの付与を行う入学時あるいは編入時に、情報リテラシーに関するガイダンスを実施している。特に 1 年次には導入研修の中で情報リテラシーに関する時間を設けて情報倫理について説明している（根拠資料 7-4）。また情報処理の授業においても、情報倫理については説明を行っている。

教員に関しては、「高野山大学研究倫理規程」において個人情報の保護や、情報、データ等の利用および管理について適切に処理することが述べられている。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」において、図書館については「教育、研究および学習の支援のための施設に、専門書、学術雑誌等の図書資料を広範囲に取り揃える。教育、研究および学生の自主的な学習を促進する環境を整えるため、情報環境、開館時間、座席数および閲覧エリア等の利用環境を整備するとともに、学術情報の公開、国内外の教育研究機関との学術情報 相互提供システムの整備を行う」とし、文学部単科大学として最も重要な教育研究施設であり、本学の教育研究の中心施設として位置付けている。

本学の図書館は、「高野山図書館規程」において「大学における教育と研究に必要な図書資料を収集・整理・保存し、利用に供する」としている（根拠資料 8-8）。

1. 蔵書・学術情報資料

本学は 2026（令和 8）年に創設 140 周年、大学昇格 100 周年を迎える長い歴史を有しており、現在の図書館は 1929（昭和 4）年に開館しており、国の登録有形文化財に指定されている（根拠資料 8-9【ウェブ】）。本図書館の 1 階の出入り口には、「高野山図書館」のプレートが設置されている通り、設立当初から高野山全山の図書館としての性格を持っている。密教学・仏教学や高野山関係の図書を収集・保管するとともに、高野山真言宗関係の寺院などの貴重書の寄託・寄贈を受け入れている。それらの図書や貴重書を広く公開することで、密教学・仏教学や高野山の歴史・文化の研究の向上に資することを使命としているために、現

在も学外者に対しても無料で図書館の利用を許可している。

本学のような人文学部系の単科大学では教育・研究両面において、図書館は欠かすことのできないものであるために、財政難の中でも教育研究に支障がないように図書の購入を行っている。図書館は、建物が登録有形文化財であるだけでなく、蔵書冊数は33万冊を超えており、私立大学の図書館の平均蔵書冊数（約30万冊）を上回っており、小規模大学であるために学生一人当たりの蔵書数は多い。

蔵書は、密教・仏教分野に重点が置かれており、その利用頻度を考慮して、図書番号は日本十進分類法を使用せず、密教学・仏教学の図書を先頭にした本学独自のものを使用している。密教学以外の関連分野である国文・歴史・美術・哲学・社会学・心理学・教育学など、大学での教育研究に深く結びついた基本図書や専門図書を配架している。本学は小規模であるために、密教学・仏教学以外の関連分野の図書は、他大学に比べると手薄であるために、大学図書館間相互利用や和歌山地域図書館協議会の相互協力サービスによって、本学に所蔵されていない図書を取り寄せやコピーサービスなどによって補足している。

所蔵資料は和書だけではなく、洋書についても密教学・仏教学を中心とした図書・雑誌を所蔵している。蔵書の内、約10万冊が江戸時代以前のいわゆる古典籍資料であり、当館の特色を示している。一般の図書資料は約23万冊である。なかでも仏教や密教に関する資料は国内有数の蔵書数を誇り、文献的価値の高い貴重書が数多く所蔵されている。各地の寺院から寄託・寄贈された貴重書の江戸時代以前の古典籍約10万冊は、国指定重要文化財の『大日経』、『金剛頂経』、『蘇悉地経』の3点をはじめ、多くの古写本や版本などがあり、密教・仏教のみならず、国文学・国語学・歴史学などの研究においても貴重な資料である。これらの貴重書は学生・教職員の利用に供するため状態が良ければ原本を直接閲覧することができる。また、文庫ごとに目録作成が進められている。

図書の補充は、それぞれの学科・文学研究科・図書館に予算が配分され、教育・研究に必要な図書が選定され、補充される仕組みとなっている。令和5年度の増加冊数は和書1,088冊＋洋書68冊＝合計1,156冊である。雑誌については、図書館の所蔵する和雑誌は1,947種、洋雑誌が139種である。その内訳は、2023（令和5）年度現在で、以下のとおりである。

受入種別	購入		寄贈		計
A. 新聞	和 11	洋 0	和 19	洋 0	30
B. 雑誌	和 246	洋 104	和 1,701	洋 35	2,084
小計	和 257	洋 104	和 1,720	洋 35	2,114

DVD、CD等の視聴覚資料の総保有数は、令和5年度で所蔵数2,719点である。現在、CD・カセットテープを聞くことのできるスペースと、ビデオ・DVD・ブルーレイを見ることのできるスペースを設けており、それとは別にグループ学習室にテレビを設置している。

2. 電子化事業・刊行事業

図書館は所蔵資料の電子化事業・刊行事業を実施し、学生・教職員並びに学外研究者に対して学術情報資料を提供している。近年の刊行物について以下に列挙する。

【近代の真言宗関係雑誌・CD-ROM】

『同学』『高野の光（同学社発行）』『遍照』『高野の光（修道社発行）』『伝燈』『密厳教報』『加持世界』『智嶺新報』『明教新誌』以上、9誌

【図書館所蔵の寄託書・貴重書の電子化】

『高野山講式集』(CD-ROM)として発行。所蔵の233点の講式を電子化。

『ドイツ語訳聖書』ドレ版(CD-ROM)として発行。

『紀伊国名所図会』(DVD-ROM)として発行。

『増福院文庫善本集成』(DVD-ROM)として発行。善本の1426点を電子化。

『諸真言要集』(DVD-ROM)として発行

『デルゲ版西蔵大蔵経』(DVD-ROM)として発行。所蔵の総葉数10万を電子化。

【図書館刊行物】

『密宗年表(高野山大学善本叢書第1巻)』2018(平成30)年3月発行

『高野山古絵図集成(高野山大学善本叢書第3巻)』2020(令和2)年6月発行

『高野山大学図書館紀要』第1号～第6号発行。2017(平成29)年～2022(令和4)年度

なお、2024(令和6)年7月3日開催の図書館協議会において、ジャパンナレッジ等の商用電子データベースの導入、本学関係論文の電子公開、機関リポジトリの設置、電子図書の導入については、現在、図書館と密教文化研究所を中心として全学的に検討されている(根拠資料8-10)。

3. 図書館の運営体制

図書館の組織は、「高野山図書館規程」によって「図書館長、図書課長、司書およびその他必要な職員を置くことが決められている(資料8-8)。図書館長は専任教員1名を任命し、学長の下にあって図書館の業務を管理している。図書課長は、図書館長の下にあって図書館の業務を執行する。司書は、図書課長の下にあって図書館の専門業務に従事している。現在、図書館の閲覧室には、図書館経験15年以上の専任司書職員1名と非常勤職員2名を配置している。また、図書館と密教文化研究所の連携を進めるために図書館経験35年以上の専任司書職員1名が図書館と研究所の業務を兼務している。事務室には専任の課長1名を配置し、全員が司書資格を取得している。また、司書職員と教員の連携を密にし、利用者のレファレンス等の教育研究支援については教職員一体となって対応する体制がとられている。

なお、図書館の管理は、「高野山図書館規程」第3条に基づき、図書館協議会と図書選択委員会を置くこととなっている(資料8-8)。図書館協議会は、「図書館協議会規程」に基づいて運営されている(根拠資料8-11)。委員は学長、法人本部事務局長、図書館長、専任教員の中から選ばれた若干名で構成され、委員は学長が委嘱し、任期は1年として重任を妨げないこととなっている。図書館協議会の協議事項は、「(1) 図書館の運営に関する事項、(2) 図書館の予算ならびに決算に関する事項、(3) 図書館の諸規定に関する事項、その他図書館長が必要と認めた事項」である。また協議会では図書課長が幹事を務め、議事録を作成、保管することとなっている。

一方、図書選定委員会は、「図書選択委員会規程」に基づいて、図書館資料の収集ならびに選択に関する事項を協議する(根拠資料8-12)。委員は、専任教員の中から若干名、図書館長、図書課長、選書担当司書によって構成され、図書館長が委員長を務め、原則毎月2回以上開くこととなっている。

4. 図書館の施設環境・サービス

図書館は、本館の本体部分は3階建てである。1階は管理部門である事務室や館長室が配置されている。2階は大閲覧室があり、その上部は3階がなく、天井まで吹き抜けになって解放感があって、最善の学習環境である。大閲覧室には図書カウンターがあり、図書館員が常駐して、貸出し業務やレファレンスサービスを行っている。

図書館の座席数は、閲覧室(貴重書閲覧用スペース、マイクロフィルム閲覧席、視聴覚スペースを含む)が90席、グループ学習室10席、パソコン・プリンタを備えた情報処理自習室6席、OPAC検索の可能なパソコンを備えた目録検索スペース6席で、定員320名の本学としては十分な座席数を確保している。図書館内全ての場所でフリーWiFiの接続が可能であり、個人のパソコンやタブレットを持ち込んでの学習もできる。閲覧室には参考図書や定期刊行物、新刊図書などが配架されており、図書の大部分は書庫に収蔵されている。その代わりに、図書館は学生、教職員が書庫内に入ることができる全面開架式のため、貴重書以外の一般書・学術資料を手に取りながら必要な資料を探ることができる。各階にはホールがあり、その周りには教員用の個人研究室が設置されているが、現在はその多くは貴重図書の保管室として利用されている。併設する書庫は5階建てであり、蔵書の増加に伴い、第二書庫が隣接して建てられている。第一書庫は主として書籍、第二書庫は逐次行物や洋書などを中心に配架されている。

図書館の利用については、「図書館利用規程」で決められている(資料8-8)。図書館を利用できるのは、本学の教職員と学生以外に、図書館長が許可した者である。図書館の開館時間は、授業期間中の平日は9時から18時、土曜は9時から12時30分である。日曜・祝日は原則として閉館している。授業期間外でも集中講義・通信課程のスクーリング中などは授業期間中と同様に開館する。帯出できる図書館資料の冊数および期間は、「(1)教職員40冊以内・3ヶ月以内、(2)大学院生30冊以内・4週間以内、(3)学部学生・別科生20冊以内・3週間以内、(4)聴講生・科目等履修生15冊以内・3週間以内、(5)学外者5冊以内・1週間以内」と、冊数、期間ともに学習に対して配慮していた。しかし、令和6年度第1回図書館協議会(定例:7月3日開催)によって「図書館利用規程」を改正し、2025(令和7)年4月1日より帯出できる図書館資料の冊数および期間を教員以外は「(2)研究所研究員・受託研究員30冊以内・3ヶ月以内、(3)大学院生・研究生20冊以内・4週間以内、(4)学部生・別科生15冊以内・3週間、(5)聴講生・科目履修生10冊以上・3週間以内、(6)金剛峯寺関係者20冊以内・4週間、(7)同窓生・旧職員5冊以内・3週間以内、(8)学外者5冊以内・1週間」とすることとなった。この改正によって利用者を細分した上で、帯出の冊数・期間を大幅に拡張し、教育研究を支援することとなる図書館資料については、著作権法の範囲で複写を認めており、コピー機を設置している(資料8-10)。

なお、大学院文学研究科修士課程通信教育課程や遠隔授業を受けている学生のために、送本による貸出を積極的に行っており、送本依頼に対して迅速に対応している。また河内長野キャンパスや難波サテライト教室に対しても図書を送本している。

2013(平成25)年より、ブレインテック社の図書館総合システム「情報館」を導入して運用している。これにより、教職員・学生はWebOPACで必要な資料を検索することができ、図書の予約・送本貸出・文献複写・相互利用の申し込みもインターネットを通して可能となっている。国立情報学研究所が提供するネットワークをはじめとする種々の情報ネットワ

ークに参加し、都市から離れている高野山という地にありながら、瞬時に情報にアクセスできる環境を整えており、図書館間の相互利用も活発である。各種図書館関係団体にも加盟し、特に和歌山地域図書館協議会への参加により、公共図書館も含めた和歌山県内図書館横断検索システムの一部を構成している。さらに、本学の特色である仏教系4年制大学図書館で組織する「仏教図書館協会」には同協会の設立当時からの参加校であり、仏教系の高度なレファレンス・文献提供等に対応している。外郭団体としては、「日本図書館協会」「私立大学図書館協会」のいずれにも本学図書館は草創期から参画している。

これらのことから、図書館における学術情報サービスを提供するための体制は整っており、適切に機能していると判断される。

5. 密教文化研究所

「教育研究等環境の整備に関する方針」において、密教文化研究所は「本学の教育研究との有機的な関係のもとに広く学術を総合し、国内外の大学および研究機関との交流を図りつつ、社会と学術文化の進展に寄与することを目的とし、あわせて本学の教育研究の基礎を培い、その水準を高めるために密教文化研究所を置き、研究環境整備の一翼をになう」としている。高度な教育を実施するためには、研究の充実が欠かせないが、本学では密教学研究をリードするとともに、国内外の研究者や研究機関と共同研究をするなど学術交流を促進するために密教文化研究所を設置している。そして、教員の研究をサポートするとともに、その成果を発信している。

密教文化研究所は、「高野山大学密教文化研究所規程」に「真言密教の蘊奥を究め、これを顕揚すると共に社会に貢献することを以って目的とする」としている（根拠資料 8-13）。その事業は調査・研究を主としてあげているが、「研究資料の収集及び整理並びに提供」「研究成果の刊行並びに公表」「密教に関する情報サービス」が挙げられており、研究活動で収集した貴重書などの写真帳などを保管し、研究面で活用している（根拠資料 8-14【ウェブ】）。

2024（令和6）年度の活動としては、若手の受託研究員を中心とした研究所研究会を年5回開催するとともに、密教文化研究所の事業として、弘法大師著作研究会、南山教学研究会、密教文献英訳推進会、巡礼遍路研究会、人権研究会、人権講演会、高野山聖教調査研究、博学連携事業、ゴルドン文庫調査研究、戦時資料の整理、丹生家文書目録作成、北室院の古文書調査などが実施された。

研究成果として収集した資料のデジタル化に関しては、2016（平成28）年度より、文部科学省私立大学研究ブランディング事業の一環として、高野山アーカイブが運営された。高野山大学が所蔵している国宝を含む多くの古写本や版本などの仏教や密教に関する貴重な資料をデジタル化して広くインターネット公開した。しかし、NTT データとの契約が切れたこともあり、データベースのリニューアルを行うために、2024（令和6）6月から一時停止している。ICT 検討委員会、密教文化研究所、図書館において、リニューアルに向けて検討行っており、近日中の再公開を目指している（資料 2-12）。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分にいき、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

1. 研究支援の現状

「教育研究等環境の整備に関する方針」において、研究機会について「教員の研究機会を保障するため、教員研究室等施設面の整備および研究費の確保に努める」としている。

専任教員については、学内研究費として年間 30 万円を支給している。ただし、特任教員については、20 万円としている。研究費とは別に、学会への参加を支援するために、学会発表者に対しては公用出張旅費に準じて学会出張旅費を支給している。発表をしない参加者に対しても年間 15 万円を超えない範囲で旅費を支給している（根拠資料 8-15）。教員に対しては、外部資金の獲得を推奨しており、特に学術振興会の科学研究費については全員が申請するように指導している。「高野山大学研究奨励資金規程」は、「高野山大学に所属する研究者の外部研究資金獲得を促し、本学の研究活動を活性化することを目的として定める」としている（根拠資料 8-16）。全教員に対しては、科研費への申請を勧めており、これまでに採択経験のある割合は 40%ほどである。今後は、外部研究費の獲得を推進するために、科研費採択者、申請者、非申請者の別において学内研究費の支給に差をつけることも検討している。

研究を促進するために、高野山キャンパスと河内長野キャンパスともに、任期付き特任教員も含めた専任教員全員に対して、研究室を提供している。高野山キャンパスにおいては、研究棟にコピー室を設置し、コピー機やシュレッダー、穴あけ機などを配置しており、教職員が教育や研究に自由に利用することができる。また FD を促進するために、高等教育に関する図書も配架されている。研究棟には、共同研究室が設置されており、教員が優先的に会議や研究会などが開催できるようにしている。

「学校法人高野山学園就業規則」第 14 条 4 に「大学教育職員は、夏季、冬季及び学年末の授業を行わないで勤務に要する日のうち、30 日間を上限として自宅研修を行うことを認める。この場合において、当該自宅研修日数は、定められた時間又は日数を勤務したものとみなす」と専任教員に対して自宅研修を認めている（根拠資料 8-17）。授業期間中における専任教員が担当する授業数は、通年週 6 コマ（1 コマ 90 分）が平均であり、出校日は 3～4 日が一般となっており、会議等の授業外の職務もあるが、週 1 日は自宅研修とすることができる。学生の指導については、小規模大学であるために、一人の教員あたりは通信制学生を除くと 8.1 名、通信制学生を入れると 10.8 名である（資料 6-5【ウェブ】）。

「高野山大学教育職員学外研修員規程」において専任教員の教育・研究の発展に資するために、「学外研修制度」を設けており、旅費・滞在費は学外研修年間予算範囲内で支給することになっている（根拠資料 8-18）。専任教員の出版助成については、「高野山大学研究成果出版補助金規程」があり、専任教員の研究成果の発表を助成する（根拠資料 8-19）。補助金の対象は、学術的な意義が高く市販の困難な出版物であり、補助金額は出版物の制作原価の 2 分の 1 以内で 100 万円を上下にとしている。また「密教学術奨励賞」「門戸厄神賞」規

程」によって、密教学・真言教学・密教史・密教事相・密教美術・真言祖師研究などの研究領域に関して新たな研究をして、すぐれた業績を発表した専任教員（名誉教授・非常勤講師に範囲を広げることが可能）に賞を授与している（根拠資料 8-20）。

若手研究者への研究支援として、密教文化研究所では中野義照博士奨学金を授与している。「中野義照博士奨学金規程」には「学業及び人物ともに優秀なる者に対して奨励を行うものとする」とし、特に研究計画が優れた者 2、3 名に対して奨学金を毎年授与し、次年度 5 月までに研究成果報告書を提出させている（根拠資料 8-21）。

大学院生の育成にあたっては、大学院生には修学支援制度があり、学会報告をした時の旅費を補助している。2023（令和 5）年には「高野山大学大学院に入学する研究意欲の高い者に対し、授業料相当額の奨学金を給付することによって、研究意欲のさらなる高揚を図るとともに、経済的負担の軽減に寄与することを目的とする」とする「高野山大学大学院奨学金制度」を設けた（根拠資料 8-22）。本学の大学院の修了者に対しては、文学部助手や密教文化研究所専任研究員、PD などのポジションがあり、研究者として業績と経験を積ませることを目的としている。PD については 2022（令和 4）年 1 月 12 日開催の令和 3 年度第 9 回定例役職会において「高野山大学ポスト・ドクトラル・フェロー（PD）に関する取扱い要領」が承認され、2022 年 4 月から 1 名採用された（根拠資料 8-23）。2024（令和 6）年度 4 月には PD や助手、密教文化研究所専任研究員などを経験した本学大学院修了者 3 名（1 名は学部卒業）が特任講師として採用された。大学院生を中心として、RA や TA として雇用している。

本学では、高等教育を維持するためには、日ごろからの教員の研究活動があるとの考えから、研究環境や研究機会については十分な配慮をしている。

2. 研究倫理

「教育研究等環境の整備に関する方針」において、研究倫理については「研究活動における不正行為および研究費不正使用の防止の取り組みとして、「高野山大学研究倫理規定」ならびに「高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する規程」を遵守し、これらの規則に基づく研修を定期的に行う」こととして関連する規程を制定している。

研究倫理に関連する規程としては、次のものがある。

「高野山大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程」

「文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「不正防止計画」の策定について」

「高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する規程」

「高野山大学公的研究費の不正使用防止に関する内規」

「高野山大学研究倫理規程」

「高野山大学における研究データの保存等に関する規程」

「高野山大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」

「高野山大学研究倫理委員会規程」

「高野山大学「人を対象とする研究」倫理規程」

研究活動における不正行為および研究費不正使用の防止の取り組みとして、各規程に基づき、研修を定期的に行うこととなっている。専任教員は勿論、その他すべての本学の研究

者に対して、日本学術振興会の研究eラーニングを受講することを義務付けている。また「高野山大学「人を対象とする研究」倫理規程」に定める研究については、研究倫理委員会にて審査した上で、実施することとなっている。審査件数は、問題があるものについては修正を指示し、再審査している。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

図書館の活動の点検・評価は、図書館協議会が行っており、密教文化研究所の活動の点検・評価には、密教文化研究所協議会が行っている。全体的には、大学評価委員会が点検・評価を実施している。

研究成果の公開については、高野山アーカイブが公開休止となったことで、密教文化研究所では2023（令和5）年よりリニューアルの方向性を模索しており、図書館協議会でも機関リポジトリの構築を模索していた。ICT検討委員会は、密教文化研究所と連携しながら高野山アーカイブのリニューアルを検討している。大学評価委員会では、各議事録を確認しながら、令和6年度第2回大学評価委員会（2024年9月13日開催）では、図書館利用時間の延長、IT機器の充実、ポートフォリオの導入（成績管理、出席管理）の具体化のためにキャンパスプランのWeb版を導入する検討をICT委員会に検討するように提案している（根拠資料8-23）。この提案を2024（令和6）年10月17日付けで、学長あて「学長・役職会への要望」として提出している。その中には、大学組織の合理化とスリム化のために、ICT、AI、DXを利用した効率化を検討するように要望している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長 所

本学は、小規模大学であり、教員一人あたりの学生数も少なく、学生の顔が見える関係が構築されている。その上にアドバイザー教員が学生の成績や出席、生活状況などを把握している授業の受講者も30名以下であるために、教室などの施設面でも余裕がある。コロナウィルス感染拡大のもとでも、学生の座席間隔は余裕を持って配置されていた。さらに教室も余裕があることから、同じ教室を連続して使用しなかった。インターネット環境についても、無線WiFiが学内で自由に使えるようにしており、学生の学習の支援となっている。

本学は、140年を迎える歴史があり、小規模大学であるにもかかわらず、図書館の蔵書数は約33万冊を超えており、その多くは江戸時代以前の古典籍資料である。そのうち3点は重要文化財である。図書館の所蔵資料を公開するために電子化事業・刊行事業を実施している。密教文化研究所では、複数の研究会や調査プロジェクトが動いている。

教員の研究環境についても、授業だけに時間を取られることなく、自宅研修は授業期間でも平日に週1日以上は確保され、長期休暇では年間30日間研究時間が確保されている。ま

た個人研究室は特任教員を含めた専任教員全員に対して提供されている。専任教員に対して、個人研究費年間 30 万円、学会参加旅費については発表しなくても年間 15 万円が支給されている。また「高野山大学研究奨励資金規程」などがあり、科研費を中心に外部資金の獲得が奨励されている（根拠資料 8-16）。密教文化研究所を中心としながら、研究会や調査プロジェクトが組織されている。研究会や調査プロジェクトの中には、外部機関との共同研究も実施されている。また若手研究者の育成としては、密教文化研究所の研究所研究会は若手を中心とした発表の場となっており、中野義照奨学金や門戸厄神賞など優秀な若手研究者を奨励する制度が設けられている。

大学院生には修学支援制度があったが、さらに 2023（令和 5）年には高野山大学大学院奨学金制度を設けた（根拠資料 8-24、根拠資料 8-22）。本学の大学院の修了者に対しては、文学部助手や密教文化研究所専任研究員、PD などのポジションがあり、2024（令和 6）年度 4 月にはこれらの若手研究者 3 名を特任講師として採用した。

問題点

教育研究環境は小規模大学であるために大きな問題はないが、教育面でより効果をあげるためには、より一層 ICT や AI、DX を導入する必要があると考えられる。専任教員の研究環境は恵まれているが、「学外研修制度」が実施されていない点は問題であると言える。実際に、短期の学外研修はあるが、授業や学内業務を担当せず、半年や 1 年間にわたる長期の学外研修は研究面だけではなく、研究面でも重要である。また図書館は平日 9 時～17 時に開館しているが、以前は 21 時までの開館であった。学生からの利用時間の延長の要望は強く、教育面でも対応していく必要がある。研究成果の公開として、高野山アーカイブのリニューアルを進めているが、現状としては検討段階であり、完成していない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は小規模大学であり、施設・設備については十分に整備されている。今後は、ICT や AI、DX を導入することで、教育研究を促進していくことが重要である。教育面では、ポートフォリオの導入を進める中で、学生のアクティブな学習の支援を行っていくことが重要である。

図書館には貴重な古典資料があり、高野山内にも歴史的に貴重な資料が多く存在している。今後は、それらの貴重な資料を調査研究することは勿論であるが、データベース化して公開していく必要がある。そのためには、高野山アーカイブをリニューアルして、再公開を始めることが重要である。貴重な資料の収集、調査、研究、公開には多くの人材と資金が必要である。資金については、外部資金の獲得が最重要案件となるが、人材の確保は地方の小規模大学にとっては困難な課題である。現在も授業の中で貴重な資料を活用した授業を実施しているが、今後はさらにそのような機会を増やすことで、資料を扱える学生を増やしていくようにする。さらに学外の人材を受け入れていく必要もある。学内外の人材を大学に集めていくためにも、奨学金や研究環境をより一層改善していく必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携・社会貢献方針	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2017/303_koyasan_disclosure.pdf
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学では「社会連携・社会貢献方針」を制定しており、「高野山大学は、積極的に国内外の行政組織・諸団体、企業および他大学等の学外諸機関との連携・協力を図り、互いの知識やノウハウ等を活用し、社会における諸課題を解決し、教育研究活動等の向上を図るとともに、広く社会の発展に貢献することを目指す」としている。

1. 地域連携

「社会連携・社会貢献方針」において、地域連携について「地元自治体等との連携および協力を積極的に推進して、本学が有する知識やノウハウ等を地域へ提供し、学生や教職員が地域の活動へ参加することで、地域と本学の成長と発展を目指す」としている。社会貢献については「社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座、公開講演会等の開催を通じて大学における教育および研究の成果を広く社会に還元する」とする。「社会連携・社会貢献方針」もとづき、国内外の行政組織・諸団体、企業および他大学等との学外諸機関との連携・協力を図っている。

2. 行政・自治体との連携

行政機関としては、キャンパスのある高野町、河内長野市を中心に、自治体との連携している（資料7-12【ウェブ】）。

- 高野町と高野山大学の友好協力協定書（2015/9/1）
- 河内長野市教育委員会と高野山大学との連携協力に関する協定書（2020/3/2）
- 大阪府環境農林水産部と高野山大学との事業連携に関する協定（2021/3/26）
- 高野山大学と大阪府環境農林水産部との覚書（2021/3/26）
- 河内長野市と高野山大学との協力に関する連携協定書（2021/9/2）

密教学科の高野山キャンパスが位置する高野町とは、協定を再度結び直し、包括連携を行っている。学術協力として2004（平成16）年から市民講座である「高野山学」を共同して企画運営しており、本学の教員も講師を務めている。それ以外にも、教員が高野町地方創生評価検証委員や高野町協議体、高野町議員報酬検討委員などの外部委員を務めている。また2018（平成30）年度から企画科目「地域連携」の授業においては、高野町長に出講いただき、高野町の地方行政について講義をしていただいている。高野町以外の伊都郡・橋本地域の自治体である九度山町、橋本市、かつらぎ町などの図書館協議委員や文化財調査委員、スポーツ推進委員会委員など委員として委嘱されている。

河内長野市とは、教育学科設置の翌2021年に連携協定書を結び、ボランティアや河内長野市の企業インターンシップの仲介などをしていただいている。河内長野教育委員会や周

辺の教育委員会と連携して、「学校・保育現場体験」の実習授業において、小学校や保育所などが本学の学生を受け入れていただいている。その他、大阪狭山市や堺市において社会教育委員や教育振興基本計画策定委員などの委員として委嘱されている。

それ以外にも、和歌山県下において、和歌山県自殺防止対策連絡協議会委員や和歌山県警犯罪被害者支援アドバイザー、和歌山県教育委員会「和歌山県こどもの読書活動推進計画」に係る協議会委員、海南市スポーツ推進審議会委員などを務めている。大阪府下では、大阪市や豊中市、茨木市などで大阪市こども夢創造プロジェクト実行委員や豊中市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員、茨木市社会教育委員などの委員として委嘱されている。

その他和歌山県・大阪府以外でも、文部科学省S・S・H（スーパー・サイエンス・ハイスクール）企画・評価委員や第五管区海上保安本部メンタルヘルス相談員、兵庫県社会教育委員、芦屋市公民館運営審議会委員などの委員として委嘱されている。

さらに、教育学科では、「教育の未来～デジタルとこころの融合」と題したシンポジウムを実施し、文部科学省審議官や大阪府教育庁教育監等がシンポジストとして参加する中で、教育に関する情報発信を行った。教育学科のDPの第二項目にある「地域の安心安全や活性化に貢献しうる人間力」の向上の方針に則り、地域団体や学校・保育現場と協力しながら、学生の育成を担っている。

3. 産学連携

産学連携としては、教育学科がある河内長野市が位置する南大阪地域を中心として、以下の団体と協定を結んでいる（資料7-12【ウェブ】）。

- 大阪府森林組合南河内支店と高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- NPO 法人森林ボランティアトモロスと高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- NPO 法人里山ひだまりファームと高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- 小山田小学校区まちづくり会と高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- 農事組合法人富田林市南地区協同組合と高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- 和泉体験農園と高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- 公益財団法人河内長野市公園緑化協会と高野山大学との連携協定に関する協定書（2018/11/6）
- 大阪府立花の文化圏と高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/11/6）
- 株式会社乗馬クラブクレインと高野山大学との連携協力に関する協定書（2018/9/20）
- 株式会社角濱ごまどうふ総本舗（高野町）と高野山大学との連携協力に関する協定書（2019/1/16）
- 山口果樹園と高野山大学との連携協力に関する協定書（2020/12/1）
- 覚書（田坂広志氏及び有限会社田坂広志事務所）（2020/12/4）
- 連携・協力に関する覚書（公益財団法人河内長野市公園緑化協会）（2022/3/3）
- 連携・協力に関する覚書（大阪府立花の文化圏）（2022/3/3）
- 連携・協力に関する覚書（野菜農園 豊泉）（2022/3/3）
- 野菜農園 豊泉と高野山大学との連携協力に関する協定書（2022/3/3）

これらは、教育学科の実習授業である「地域体験」の実習先であり、農業体験や乗馬体験、地域づくりなどの学習や課外活動においてマイスターとして指導していただいている。実施に携わる団体の多くは河内長野市内の団体であり、学生は、河内長野市の住民とともに活動を行い、地域社会の課題解決にも貢献している。

高野山キャンパスでも、角濱ごまどうふ総本舗には企画科目「地域連携」に出講していただき、製造業の現状について講義してもらうとともに、会社見学を受け入れてもらっている。企画科目「地域連携」は、角濱ごまどうふ総本舗以外にも、高野山周辺地域の印刷業、6次農家、銀行、福祉関係業者、公益社などの企業関係者に出講してもらい、各業界の実態と労働に関して講義をしてもらっている。

学術面では、本学密教文化研究所が、日本電信電話株式会社、株式会社ドコモ gacco、株式会社エクサウィザーズの4者で、マイマンダラアプリ、「高野山×Social Well-being」の「デジタル空間での体験」における価値観共有ワークショップの体験効果について検証を行う共同研究を行っている。

4. 大学連携

本学では、国内外の大学と教育・研究において連携を行っている。特に和歌山県下の大学によって構成されている高等教育共創コンソーシアム和歌山（旧高等教育機関コンソーシアム和歌山）に加盟しており、単位互換を行うとともに、加盟校と共同研究を実施している。2023（令和3）年度には近畿大学生物理工学部と本学密教学科が「大学等地域貢献促進事業（学生共同プロジェクト研究）」に採択され、「紀北エリアの寺院における野生動物による被害マップの作成」の研究を実施し、成果として獣害マップを作成した（根拠資料9-1【ウェブ】）。また南大阪地域大学コンソーシアムにも加盟しており、加盟大学による単位互換をはじめ、他のコンソーシアムとの単位互換、FD・SD研修などを開催しており参加していたが、2024年3月で解散した。宗教系大学の連携としては、京都宗教系大学院連合（K-GURS）に加盟し、単位互換や院生発表会、公開講演会、共通テーマを設定して各大学の教員がリレー講義を行うチェンレクチャーなどを開催している（根拠資料9-2【ウェブ】）。また仏教系会議に加盟しており、年1回研修会を行うとともに、情報共有を図っている（根拠資料9-3【ウェブ】）。

上記の大学コンソーシム以外にも、個別の大学との連携協定を結んでいる（資料7-12【ウェブ】）。

- 和歌山大学と高野山大学との教育研究に関する連携協定書（2013/7/30）
- 教員の相互派遣に関する覚書（和歌山大学）（2013/7/30）
- 高野山大学と大阪千代田短期大学との連携に関する協定書（2017/1/25）
- 高野山大学と大阪千代田短期大学との連携に関する協定書（2020/8/19）
- 高野山大学と東京大学先端科学技術研究センターとの連携と協力に関する協定書（2020/9/4）
- 皇學館大学と高野山大学との連携に関する協定書（2020/1/20～）
- 高野山大学・せとうち観光専門職短期大学 連携・協力に関する包括協定書（2022/10/18）

和歌山大学とは、早くから協定を結んでおり、教育を中心に協定を結んでおり、教員免許

状更新講習の教員や商業科教職課程の教員を派遣した。

大阪千代田短期大学とは、教育学科設置にあたり、キャンパスを共用することとなり、授業の提供や教員の派遣、FD・SD 研修の共同開催、学園祭の共同開催など緊密な関係を維持している。

また東京大学先端科学技術研究センター（以下「東大先端研」という）との連携協定を結び、翌年 2021 年からは東大先端研が主催する「高野山会議」に、和歌山県、高野町、金剛峯寺とともに全面協力し、高野山および周辺地域の見直しをする討論を行っている。

皇學館大學との連携協定は、教育及び社会貢献活動を中心としており、スピリチュアル師資格取得のための「宗教間対話」の授業において、皇學館大學の教室の提供を受けるとともに、神道博物館の見学を行うとともに、文学部神道学科の教員が講義を担当している。また和歌山医科大学とは、毎年相互に講師派遣をして、講義を行っている。

海外の大学との連携としては、下記の協定が結ばれている（資料 7-12【ウェブ】）。

- 同意書 (Dr. Babasaheb Ambedkar Marathwada University) (インド・2015/9/10～終了)
- 覚書 (Dhurakij Pundit University) (タイ・2016/7/13)
- 高野山大学とラチャモンコン工科大学の覚書 (タイ・2016/7/18)
- 覚書 (Mahachulalongkornrajavidyalaya University) (タイ・2018/5/26～2023/5/25)
- 覚書 (Rajamangala University of Technology Rattanakosin) (タイ・2018/11/1～2023/11/30)
- 覚書 (Dr. Babasaheb Ambedkar Marathwada University) (インド・2019/1/12)
- カリフォルニア州立ベイカーズフィールド大学と高野山大学における海外留学における合意書 (2023/12/6)
- 覚 (華梵大学) (台湾・2024/3/26)
- 清華大学と高野山大学が共催する「高野山フォーラム」覚書 (中国・2024/7/27)

海外の大学としては、仏教が誕生したインドや仏教国であるタイの大学、近年仏教が注目されている台湾や中国の大学と連携協定を結んでいる。また教育学科は、海外短期留学のプログラムがあり、2023 年度と 2024 年度に希望者が協定に基づきカリフォルニア州立ベイカーズフィールド大学に短期語学留学を行った。

和歌山県とインド・マハーラーシュトラ州とが観光交流等の覚書を締結したことをきっかけにして、2015 年が高野山開創 1200 年であり、インド憲法想起委員長を務めたアンベードカル博士の生誕 125 年であったことで博士の造像が高野山キャンパスに建立された。その縁で、アンベードカル・マラサワダ大学と覚書を結び、毎年大学やインド総領事などが本学を訪問し、講演をおこなっている。また本学の学生もインドを訪問し、交流を深めている。

チベット仏教のダライラマ 14 世とも交流があり、3 回来学して講演や法会を行った（根拠資料 9-4【ウェブ】）。また弟子のリンポチェが本学に派遣され、現在は特任教授として、学生の指導を行っている（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

5. 高大連携

高野山学園の併設校である高野山高等学校には、宗教科があるために、本学教員が高校生の指導をするとともに、宗教科の教員が大学の授業を担当してもらっている。宗教科に本学の授業を提供しており、本学に入学した場合には単位として認定している。

高校生による 1 週間にわたる宿泊である初期の僧侶修行である僧堂研修を大学の施設で行っている。また累計 100 日間にわたる僧侶修行である大学集団加行に高校生が参加することもある。金剛峯寺の行事に大学生と高校生が共同して出仕することもある。大学教員が高校生に対して小論指導も行っている。併設校でもあり、本学への進学も多い。

併設校以外とも連携協定を結んでいる（資料 7-12【ウェブ】）。大阪暁光高等学校とは、連携協定を結んでおり、教育探求コースの 1 年生は 7 月に高野山合宿研修を実施しているが、本学の施設を使用するとともに、フィールドワークでは本学の教員や学生が指導・協力している。また定期的に教育学科の教員が高校生に対して講義を提供している。連携校でもあり、本学への進学も多い。

和歌山県海草郡紀美野町にあるりら創造芸術高等学校とも連携協定を結んでおり、本学の教員が特別講師としてフィールドワークの指導を行っており、納豆やぶどうハゼ、榎などの調査を行うことで新しい発見を行っている。本学の学園祭に演劇などで出演もしている。奈良県の桜井高等学校には、本学の書道の教員が出講して、書芸コースの高大連携講師として高校生を指導している。

6. 高野山真言宗との連携

本学は、密教・仏教の研究を中心としており、教学や歴史に加えて現代的な問題も研究対象としている。高野山真言宗の本山である金剛峯寺とは密接な連携をしている。

本学の教員が教学や布教に関連する研究会に参加したり、委員を務めたりして、本学の研究成果を還元している。たとえば、高野山真言宗教学部布教研究所第 I 部会研究員や、高野山真言宗福祉委員会委員、高野山真言宗平和のための戦時資料集専門委員などを務めている。また高野山真言宗が主催する「いのちの電話」の研修会や、オンライン講座「高野山心の学び講座」の講師を務めている。住職会と連携しており、真言密教の教義について研究を行っている。

また高野山真言宗の地方支部会や、自治布教団の研修会、寺族婦人会などにおいて講師を務めている。高野山真言宗にかかわる研修会については、関係者に真言密教の理解を深めてもらう意味があるために、公務として大学が旅費を負担している。

また高野山真言宗国際局とシアトル高野山との連携の下で、本学の学生が派遣されている。

7. 公開講座

本学では、教員の研究成果の公開は、学術雑誌や学会発表といった専門的研究者に対するものだけではなく、一般社会に対して分かりやすく公開することも目指している。

協定を結んで連携した講座としては、以下のようなものが毎年定期的に関講され、本学教員が講師を務めている（資料 7-12【ウェブ】）。

- 高野町教育委員会共催講座「高野山学」
- 河内長野市民大学「くろまる塾」との連携
- 大阪市立難波市民学習センター高野山大学連携講座
- 高野山大学フジキン小川修平記念冠講座講演会

和歌山県橋本市中央公民館主催の「ふるさと再見講座」や、河内長野市の天見公民館主催

の市民講座、河内長野市教育研究会小学校外国語部会などの講師を務めている。

高野山や河内長野の周辺地域以外でも、全国社会福祉協議会中央福祉学院「社会福祉主事資格認定通信課程」講師、岩手県・岩手県立大学社会福祉研修事業講師、滋賀県社会福祉協議会介護支援専門員現任研修更新研修講師、小学校外国語授業づくり研究会講師などを務めている。

高野山大学公式 Youtube を開設し、教員が密教・仏教に関して、一般向けに分かりやすく解説を行っている。

ボランティア活動

密教学科では、利他の精神を涵養するために「ボランティア」の授業を開講し、学外団体と受け入れの協定を結んでいる（資料 7-12【ウェブ】）。

- 橋本市図書館ボランティア契約書（2019/5/7）
- 社会福祉法人高野町社会福祉協議会ボランティア契約書（2019/3/15）
- 高野山真言宗総本山金剛峯寺人権局ボランティア契約書（2019）
- 高野町高野山子ども園ボランティア契約書（2019）
- 九度山真田紐研究会ボランティア契約書（2019）
- 高野町青少年団体連絡協議会ボランティア契約書（2019）
- 特別養護老人ホーム 南山苑ボランティア契約書（2019）

学生が希望すれば、各団体でボランティアを体験することができることになっている。また学友会を中心として、地域の行事に毎年参加して、作業の補助などを行っている。

- 学友会による青葉祭りでのボランティア活動（毎年 6 月）
- 学友会によるろうそく祭りでのボランティア活動（毎年 8 月）
- 学友会による明神祭でのボランティア活動（毎年 10 月）

災害があれば、学友会やクラブが中心となって、募金活動を行っており、高野山真言宗社会人権局などに募金を寄付し、現地で活用してもらえるようになっている。

- 学友会による平成 29 年 7 月九州北部豪雨の募金活動（2017/8）
- 平成 30 年大阪府北部地震の募金活動（2018/6）
- 学生同好会（復習研究会）による平成 30 年 7 月豪雨の募金活動（2018/7）
- 平成 30 年北海道胆振東部地震の募金活動（2018/9）
- 令和 6 年能登半島地震の募金活動（2024/1）
- 令和 7 年チベット地震の募金活動（2025/1）

ボランティアや募金活動などは、コロナウィルス感染拡大の影響で中断したが、徐々に再開し始めている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、

効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携、社会貢献のうち、大学連携、行政連携、産学連携などの大学レベルでの協定については役職会において決定し、教授会に報告される。授業に関係する連携については、教務委員会で検討し、教授会に上程されている。特に大学コンソーシアムに関係する問題は単位互換やFD研修が関係することから教務委員会で検討されている。学友会や学生の自主活動については、学友会で検討した上で、学生部協議会に上程され、問題がないかを点検・評価した上で、教授会や役職会に報告されている。全体的な点検・評価については大学評価委員会が行っている。

社会連携や社会貢献に関しては、本学は小規模であるにもかかわらず、仏教的な利他の精神を重視していることもあり、ボランティア活動などを積極的に行っており、その点では改善する点は少ない。特に教育学科が河内長野市の新キャンパスに開設されて、新たな社会連携・社会貢献の取り組みが増えたこともあり、設置完成年度を迎えた今年度以降に、4年の点検・評価の総括を行う必要がある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長 所

本学は、弘法大師空海が1200年前に開創した高野山に位置しており、高野山真言宗の本山である金剛峯寺があり、教学は勿論のこと、それ以外でも連携関係を構築している。特に密教・仏教に関係する講義は、金剛峯寺の役職や山内住職などに依頼し、実践的な授業が行われている。金剛峯寺や山内寺院に住み込んで、寺院の宗教活動を補助しながら、大学に通学する寺生制度がある。本学の教員も、高野山真言宗の委員会の委員を務めるなど、宗団のシンクタンク的な役割を果たしている。

和歌山県には大学が少ない上に、伊都・橋本地区（紀北東部地区）には高野山大学しか高等教育機関がない。特に2,800名の人口の高野町、その中心に位置し、東西4km、南北2kmの盆地である高野山地区には、こども園から大学院まで設置されており、大学と地域社会が非常に密接な関係にある。行政との関係も深く、本学の教員が委員会の委員として委嘱されている。また高野山に住んでいる学生が多く、山内の住民と関係が密である。本学は、伊都・橋本地区を中心とした紀北地区におけるシンクタンクとしての役割を果たしている。

2020（令和2）年に教育学科を開設したことで、河内長野市を中心として大阪南部の行政や企業、NPOなどとの連携が増えた。地域体験や学校・保育体験などの授業によって、学生が受け入れ先と連携を強めている。

密教・仏教という特殊な分野であることと、高野山の知名度があり、東京大学先端科学センターなどの国内の大学に加えて、中国、タイ、インドなどの大学との連携協定を結んでいる。そのうちでも、ダライラマ14世との交流は、特筆すべき出来事である。

問題点

小規模な大学としては、多くの連携協定を結び、ボランティアなどの社会貢献も十分行っており、これ以上範囲を広げることは得策ではない。今後は、維持できるものを中心として、さらに密接に連携をすることが必要である。個人的なつながりで協定を結んだものもあり、一時的に交流があったとしても、担当者が退職したり、異動があると、連携が希薄化したり、

解消したりする可能性もある。継続性を維持するために、組織化・事業化する必要がある。特に知名度の高い組織との連携だけではなく、高野山真言宗や地域社会など身近な存在を重視することが必要である。また社会連携や社会貢献についての公開が弱いと考えられるために、本学のホームページで公開するとともに、プレスリリースを積極的に行うことが重要である。公式 Youtube や SNS で情報を配信しているが、ホームページには掲載されていないという問題もある。

また教育学科が2028（令和10）年4月に、河内長野キャンパスから高野山キャンパスに統合することから、南大阪の団体との連携が弱まる可能性がある。キャンパス統合後に、それらの連携をどのようにすべきかを検討する必要性が迫っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、小規模である割には、社会連携・社会貢献については十分実行されていると考える。しかし、教育学科を河内長野市に新設したことをきっかけに連携先を増やしたが、2028（令和10）年度のキャンパス統合を見据えて、持続可能な連携を検討する必要がある。本学の教育理念に沿う連携を行っていくことが重要である。特に密教・仏教や高野山というキーワードを中心に選択していく必要がある。さらに、密教・仏教や高野山の学術的交流につながることも重要である。特に高野山真言宗との連携と、地域との連携を強化していくことである。教育研究機関としての本学は、宗団のシンクタンクであり、地域のシンクタンクであることが重要である。

また和歌山県とはインドとの交流をはじめ、密接な関係を構築しているが、連携協定を結んでおらず、早期に連携協定を結ぶ必要がある。その他、実態的な連携が行われているにもかかわらず、連携協定が結ばれていない機関については、今後順次連携協定を結ぶことが必要である。

さらに、研究成果の公開という点では、ホームページの充実を行い、本学の活動を配信していく。また高野山アーカイブが休止状態であるために、リニューアルを計画しており、早急に再開をすることを目指している。その際にあわせて、機関リポジトリを整理する予定である。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	第1期中期計画2020（令和2年度）～2024（令和6年度）	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/midtermplan/2020_mid_term_plan2.pdf
学長選出・罷免に関する規程	高野山大学学長候補者選考規程	「高野山学園 法人本部規程集」
役職者の職務権限に関する規程	学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規程（付別表1）	「高野山学園 法人本部規程集」
教授会規程	高野山大学教授会規程	「高野山学園 法人本部規程集」
役職会規程	役職会規程	「高野山学園 法人本部規程集」
委員会及び委員等委嘱一覧	委員会及び委員等委嘱一覧	委員会及び委員等委嘱一覧
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	高野山学園役員等名簿	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/00_koyasan_disclosure.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	高野山大学学長候補者選考規程	「高野山学園 法人本部規程集」
職員採用規程	学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規程（付別表1）	「高野山学園 法人本部規程集」
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	平成30年度監事による監査報告書 令和元年度独立監査人の監査報告書 令和2年度独立監査人の監査報告書 令和3年度独立監査人による監査報告書 令和4年度独立監査人による監査報告書 令和5年度独立監査人による監査報告書	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/32_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2020/31_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2021/31_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2022/31_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2023/31_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/31_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書	平成30年度事業報告書 令和元年度事業報告書 令和2年度事業報告書 令和3年度事業報告書 令和4年度事業報告書 令和5年度事業報告書	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/31_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2020/30_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2021/30_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2022/30_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2023/30_koyasan_disclosure.pdf https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/30_koyasan_disclosure.pdf
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針は、高野山大学ウェブサイトにおいて公表されて本学全スタッフが参照できるようになっている(根拠資料 2-18)。また年1回決算について、その他必要に応じて全学説明会を法人本部主体で開催、学長および法人本部長より大学運営に関する方針を共有し、質疑に応じる機会を増やしている。

本学は、高野山学園の設置する大学として、学校法人高野山学園理事会のもとにある。「学校法人高野山学園寄附行為施行規則」第2条において、「理事会は、この法人の業務について法令及び寄附行為に定めるものの外、次の各号に掲げる事項を決定する」とし、施設の管理運営、決算の承認などの重要な事項の決定を行うとされている。

令和6年度現在、理事会の構成メンバーは「学校法人高野山学園寄附行為」第8条において、1 高野山真言宗宗務総長、2 法人本部長、3 高野山大学長、4 高野山高等学校長、5 高野山こども園園長、6 高野山真言宗宗会議長、7 高野山真言宗責任役員で高野山真言宗宗務総長が推薦し、理事会が選任した者2名、8 評議員のうちから評議員会において選任した者2名、9 学識経験者のうち理事会が選任した者2名と定められている(※)。そのもとにあって本学は、教学面・運営面の両面において学長のリーダーシップのもと、運営がなされる体制となっている。教学面においては教授会が、運営面においては役職会が学長機能を補佐する組織となっている(「高野山大学教授会規程」、「役職会規程」、「学校法人高野山学園寄附行為」)。

※令和7年度の私立学校法の改正に伴い理事の選任方法および構成が変更となる。変更点は下記の2点となる。

① 理事選任機関の設置

理事の選任機関は評議員会とし、評議員会が理事を選任する。

② 理事の構成変更

学長(校長)のうちから評議員会において選任した者 2名

上記2名以外で評議員会において選任した者 8名

理事の総数が10名を下回る事となる時に備えて補欠の理事の選任をすることができる

以上の2点となる。

学校法人高野山学園特別職員任用規程・学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規程に権限と責任を記載している(根拠資料 10-1-1、「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規程」)。また学内で組織された各委員会は議事録の作成を義務付けられており、議事録はクラウド(Google drive)上で学内教職員が閲覧できるようになっている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学では毎年12月から1月にかけて各課に前月末時点での当年度実績を配布し、当年度実績及び翌年以降の計画に基づいて各課が担当課の予算案を提出、法人本部長・学長・事務局長・各課長と法人本部経理係で内容の精査を行い必要に応じて修正し、予算案を策定している。策定された予算案は常務理事会の承認後理事会・評議員会に提出、承認後執行となる。

各課の経費利用について、予算に含まれていた経費は各課で領収証・請求書等の証憑及び執行額に応じた競争入札書・見積書・物件調達伺書等を添付して出金伝票を起票し、法人本部経理係に提出する。その後執行額に応じて出金伝票を回覧し決裁者の承認印を押印後、法人本部経理係にて支払を実行する。

予算外の支払契約が必要となった場合は、予算執行部署にて稟議書を作成し、担当課長承認後事務局長・学長・法人本部長・理事長の承認を得た上で契約を交わし、支払の際に出金伝票を起票して法人本部経理係に提出している。法人本部経理係での支払は当月末までの起票・承認分を翌月末に実行するのを基本とし、資金繰り表にて翌月の資金状況を把握した上で随時資金振替等を行っている。また支払実行の際には支払実行職員とは別の職員が支払先情報・支払額・支払日等を確認する体制を取っている(根拠資料 10-1-2)。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・ 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・ 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・ 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・ 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・ 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施しているか。

本学の事務組織は、「高野山学園事務組織図」に基づき以下の組織を設置している。また担当している業務は同規程の通りである。

- (1) 総務課 7名
- (2) 学務課 7名
- (3) 図書館 2名
- (4) 密教文化研究所 1名
- (5) 難波サテライト事務室 2名
- (6) 河内長野キャンパス事務室 4名

(7) 兼務職員 3名

(根拠資料 10-1-3【ウェブ】、「学校法人高野山学園事務組織及び職制並びに任用規程」)

大学運営の中心となる役職会・教授会および目的別にその運営のために設けられている各種委員会では、教員と職員が必ず参加しており、大学運営上の意思決定に教員・職員の両者が関与し、協働して運営を行っている。(「役職会規程」、根拠資料 5-2、委員会及び委員等委嘱一覧)

専門的な知識・技能を有する職員の育成のために「高野山大学教育職員学外研修員規程」ならびに「高野山大学事務職員学外研修規程」を設け、業務の多様化・専門化に対応するための研修が受けられる体制を構築している。また学生・教職員のメンタルケアのために従来のカウンセラーに加えて資格職員を配置、宗教教育・行事運営のために僧籍を持つ職員の追加配置を実施している。(根拠資料 8-18、根拠資料 10-1-4)

職員の採用及び昇格に関しては、「学校法人高野山学園就業規則」ならびに「学校法人高野山学園就業規則の高野山大学に係る運用内規」に基づいて実施している。(根拠資料 8-17、根拠資料 10-1-5、根拠資料 10-1-6)

人権研究会オンディマンド研修の実施及び大阪千代田短期大学との合同実施等、教職員に向けて行っている。また 2022 (令和 4) 年度から、年 1 回程度、学園本部主催による大学を含む学園職員に対して、外部講師による SD 研修を実施している(根拠資料 6-7【ウェブ】)。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

「学校法人高野山学園寄附行為」第 9 条に基づいて監事による監査を受けており、また同じく監事によるヒアリング、さらに外部会計士による会計監査を随時うけている。監査結果は理事・法人本部長・学長に報告され、学長から各課に指示して必要に応じた改善を行っている。(「学校法人高野山学園寄附行為」、「各年度の監事による監査報告書」、「同会計監査人による監査報告書」)

・各年度の事業の報告は、毎年度 5 月の理事会に対してなされている。また高野山学園に設置された監査室により、「学校法人高野山学園内部監査規程」に基づき内部監査を実施、結果は理事長に報告されている(根拠資料 10-1-7)。

・点検・評価の結果は役職会で報告し、学長より各担当役職者へ改善の指示がなされ対応にあたっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

本学は小規模大学でもあることから教職員同士、また学生と教職員との距離も近いこと

から組織の風通しが良く、業務におけるコミュニケーションの頻度も高く、運営に係る会議体には教職員がともに参加し意見を出し合える機会がある。また会議・委員会以外の場でも一般教職員間だけでなく学長および法人本部長などの常務理事に対しても密接に報告・連絡・相談が出来る環境がある。

会議体の議事録の学内公開も随時行われていること、全学説明会の定期的な実施がされていることなどから、大学運営に関わる情報を共有できる体制となっている。

問題点

本学の学部収容定員は 320 名であるが、定員を満たしても収支差額が黒字になる定員設定ではなく、大学運営において財務改善・経営安定を行う上でも、経費の削減は喫緊の課題である。

本学は小規模大学で教職員数も大中規模大学よりも少ないため、それらの大学と同じ大学運営を行う事は一人あたりの業務負担を鑑みても難しく、あるいはそれを目指して人員の増員を行えば経営破綻してしまうことは明らかであるため、高野山大学としての必要性を重視し取捨選択をしながら全体的な合理化とスリム化を進める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営の合理化・スリム化を進める上でも一人ひとりの職員のスキルアップは基盤となるため、積極的にSD研修を実施し「大学で働くことには何が求められるのか」「自分は何をすべきか」を考えさせる契機にもなっているので、今後とも継続して実施していく必要がある。また、大学運営の中で管理職の果たす役割が重要であり、部局内での教育・指導を適切に行うスキルと自覚が必要になるため、今後は重点的に管理職の能力開発の機会を提供する必要があると考える。

必要性を重視し取捨選択をしながら合理化・スリム化を行うためには、学内での共通した判断基準が必要となるため、学長を中心に理事会や設立母体も巻き込んで、10年後・20年後の高野山大学としてのあるべき姿を検討・構築し、全教職員に共通認識として共有する必要がある。

財務改善・経営安定を行う上での経費削減においては、今後人件費の削減は避けては通れないものになるであろう。中長期的には現状の教職員数を維持するのは難しく、また、ひとりあたりの給与の減額は、世の中の流れと個人のモチベーション及び業務負担を鑑みても現実的ではないため、高野山大学としてのあるべき姿を実現するために必要な人事計画と、新たな人事制度の検討を進める必要がある。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類（6力年分）	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/
財産目録	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/25_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書 2019 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/30_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書 2020 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2020/30_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書 2021 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2021/30_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書 2022 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2022/30_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書 2023 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2023/30_koyasan_disclosure.pdf
事業報告書 2024 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/30_koyasan_disclosure.pdf
監事による監査報告書 2019 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/32_koyasan_disclosure.pdf
監事による監査報告書 2020 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2020/32_koyasan_disclosure.pdf
監事による監査報告書 2021 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2021/32_koyasan_disclosure.pdf
監事による監査報告書 2022 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2022/26_koyasan_disclosure.pdf
監事による監査報告書 2023 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2023/26_koyasan_disclosure.pdf
監事による監査報告書 2024 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/26_koyasan_disclosure.pdf
監査法人又は公認会計士による監査報告書 2019 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2019/31_koyasan_disclosure.pdf
監査法人又は公認会計士による監査報告書 2020 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2020/31_koyasan_disclosure.pdf
監査法人又は公認会計士による監査報告書 2021 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2021/31_koyasan_disclosure.pdf
監査法人又は公認会計士による監査報告書 2022 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2022/31_koyasan_disclosure.pdf
監査法人又は公認会計士による監査報告書 2023 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2023/31_koyasan_disclosure.pdf
監査法人又は公認会計士による監査報告書 2024 年度	https://www.koyasan-u.ac.jp/info/disclosure/pdf/2024/31_koyasan_disclosure.pdf
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

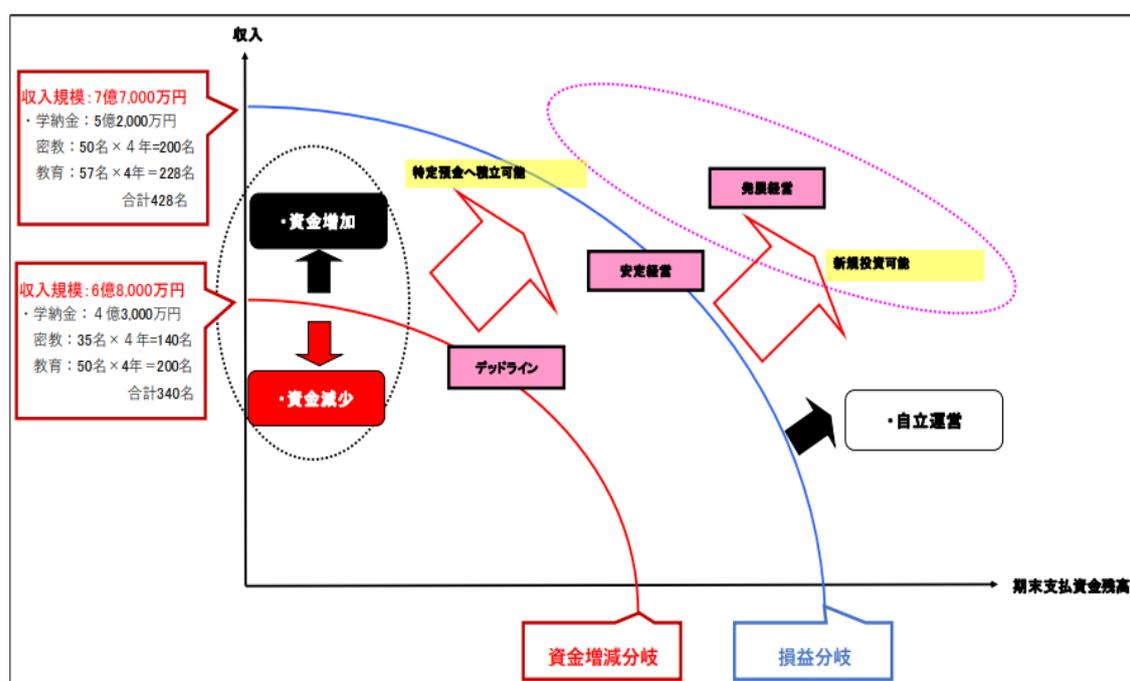
教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

学校法人高野山学園では、中期計画を策定するにあたり、2020年度から2024年度までの計画を第1期中期計画、次の2025年度から2029年度までの計画を第2期中期計画と位置付け、大学運営にあたっている(高野山学園中期計画)。計画は毎年の事業報告書により担当者および大学長が確認、理事会・評議員会にて報告を行っている。

■大学 R4年度決算時 収入・支払資金相関図



※現状の大学規模(収容定員320名)では損益を黒字に出来る可能性は限りなく低い

財務関係比率において具体的な指標・目標の設定は現在行っていないが、比率を用いて現状の把握と対策を実施している。健全な運営を確保するために、キャッシュフロー上の増減分岐±0を当面も目標に運用資金減少緩和を行う。2023(令和5)年度決算において、学生生徒等納付金比率は55.4%で、密教学科の定員が充足したことなど前年度より大学全体の定員充足率は上昇している。2026年度までに定員充足100%を達成し、経常費補助金の増額を行う。人件費比率は80.9%、人件費依存率は145.9%と高くなっている。これまでも高い水準にあったものが、2021年度の教育学科の開設によりさらに人件費が上昇したことによるものである。今後は専任職員の担当授業数を増やすことにより非常勤講師数の削減、教職

員の定年退職後の補充の見直しにより人件費コントロールを行う。借入金等利息比率は0.0%で、無借金経営が行えている。寄付金比率は10.2%で、大口寄付のあった前年度から9%減少している。在学生・同窓生等に寄付リーフレットの送付及び税額控除の訴求により、寄付金獲得を継続して行っている(大学基礎データ)。

2024(令和6)年度以降の中長期財務計画の概要

経営移行期(キャッシュ減少緩和) 2024(R6)年度~2028(R10)年度	
収入増加	経費削減
1. 2026(R8)年度に学部生定員320名確保 2. 密教文化コース(社会人編入)の段階値上げ 3. 特定資産運用による利息収入増加 4. 大学院遠隔履修コース開始	1. 難波サテライト教室閉鎖(2026年度末) 2. 教育学科ダウンサイジング(2027年度) ・入学定員50名⇒15名 ・幼保養成課程廃止 3. 教育学科高野山キャンパス移転(2028年度) 4. 新人事制度による人件費コントロール検討 5. 全体的な見直しによる経費削減

経営安定期(キャッシュ増減±0) 2029(R11)年度以降	
収入増加	経費削減
1. 学部生320名継続確保	1. 教育学科運営見直しによる経費削減完了 2. 新人事制度による人件費適正化

2024(令和6)年度以降の中長期財務計画の概要を基に財務シミュレートを実施した結果、2028(令和10)年度までに支払資金は、2023(令和5)年度決算値より約4億8,310万円減少するが、2029(令和11)年度からは単年度キャッシュ増減はプラスとなり、毎年1,000万前後増加する見込みである。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

・本学においては赤字決算が連続している。単年度赤字が平均2.2億円、2023(令和5)年度の当年度収支差額は-284,268,019円であった。赤字の補填には大学運用のための特定資産の取り崩しで対応しており、引き続き借入金のない状態で経営が続いている(大学基礎データ表9、10)。また各種目的別(奨学金・退職金等)特定資産は該当目的に使用後の取崩以外は行っていないため確保ができており、2023(令和5)年度決算時の各種特定預金の合計は1,540,042,844円(2,668,408,306円のうち大学に属するもの)、それ以外の金融資

産合計は 164,838,218 円 (311,542,279 円のうち大学に属するもの) で、合計 1,704,881,062 円である(「貸借対照表」「財産目録」)。ただ総資産に対する流動資産の比率(流動資産構成比率)は 2023 年では 4.9%にとどまっている(基礎データ表 11)。

外部資金については恒常的に高野山真言宗から年間 3,500 万円の寄付、また本学のミッションに共感した寺院や個人から毎年 1,000 万円前後の寄付がある。サテライト運営補助資金として、高野山真言宗から賃貸料の半額が助成されている。(各年度計算書類(決算資料))

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所

赤字決算が続いているものの、無借金経営を維持しているため負債率が低く、改善のための体力は残されている。

収容定員充足率の改善により、学生生徒納付金収入および補助金収入が改善している。

問題点

本学の学部収容定員は 320 名のため、定員を充足したとしても現状の支出総額を維持したまま収支差額の黒字化は現実的には不可能である。しかしながら収容定員が 2020(令和 2)年度に教育学科を開設するまでの 200 名から 120 名増えたことで、単年度キャッシュ増加を目指すことは可能となった。その実現のためには定員充足と今後 5 年間に事業内容見直しによる経費削減及び人件費コントロールによる人件費の適正化が必要である。

本学の人員費依存率は、全国平均の 72.8%と比較しても 145.9%とおよそ倍になっているため、人員費総額をどのような方策で抑えていくかが課題である。

また、学生募集の方策として特待生制度や学費減免制度の充実を行ってきたため、奨学金が増額している。学費ならびに各種奨学制度、修学支援制度などの見直しも課題の一つである。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

中・長期ビジョンで打ち出された諸施策は理事会の検討を加えながら一定の成果を上げており、令和 6 年 4 月現在、本学の学部学生定員充足率は 8 割にまで回復した。新入生の充足に加え 2023 年度より密教学科に Web システムでの授業配信を中心とした密教文化コースを設置したことによる編入生の増加によるものであり、これにより令和 6 年度のキャッシュフローにおいて資金減少幅が少なくなることが見込まれる。高野山という立地に魅力を感じながらもなかなか進学を選択できなかった社会人・シニア層に密教文化コースをさらに広報する事で、現状の入学人数を維持出来れば 2026(令和 8)年度には定員充足が見込まれる。

一方社会人・シニア層の受講場所としてこれまで設置されていた難波サテライト教室は 2024 年度をもって閉鎖、それにより賃借料等のランニングコスト及び人員費の一部を合わせ 2,057 万円削減される見込みである。また教育学科に関しては、開設以降入学人数が減少傾向であるため 2025(令和 7)年度より入学定員を 50 名から 15 名への減数と新規入学者の幼保養成課程の廃止、2028(令和 10)年度に現状の大阪府河内長野市のキャンパスから

本校が所在する和歌山県高野山キャンパスに移転することで、支出の削減をおこなうことが2023（令和5）年10月5日開催の理事会で承認された。これにより段階的に支出削減をおこない、2028（令和10）年度には支出額が6,273万円削減となる。但し、段階的な支出削減をおこなっても現状の学生数では教育学科を維持運営していくことは難しく、2025（令和7）年度の募集状況も踏まえて、教育学科の改組及び募集停止などの運営方針を理事会で協議していく。

人件費については、日本全体に賃上げが求められている中、給与のカットは非常に困難であることから、欠員補充を極力行わない方向で人数が減少しても円滑に業務が遂行出来るよう業務内容の合理化と効率化を図り、また一人ひとりのパフォーマンスとモチベーションが維持しうる人事制度と給与体系の構築・導入する事で人件費を調整していく。さらに学生・家計の負担と本学や社会の情勢に鑑み、学費および奨学制度の見直し、外部の学生支援制度の調査と拡充を進めていく。

外部からの資金については、高野山真言宗から恒常的に年間3,500万円の寄付があり、本学のミッションに共感した寺院や個人から毎年1,000万円前後の寄付がある。高野町ふるさと応援寄附に本学あての寄付が追加されたことから、さらなる寄付者の増加が期待されている。また科研費等の外部研究資金獲得に向けても働きかけを続けており、2023年度は9件の申請がなされた（うち採択2件）。資金の運用は年利1%程度で一部の特定資産において行っている。

以上のとおり定員確保、外部資金の獲得強化などによって経常収入を増額させるとともに、不採算部門の見直し、非常勤講師の削減、専任教職員の人件費コントロール施策の検討・導入により人件費の適正化や支出を抑制する施策に取り組んでいく。中期計画としては、2029(令和11)年度に減価償却費を除いた資金収支差額のプラスを目指す。

終章

これまでの認証評価で多くの指摘事項を受けてきた。第2期と第3期は、どちらも改善報告書の提出を指示された。当然のことを指摘されているのであるが、本学のような小規模大学にとって認証評価は、難題を突き付けられているようなものである。

本学の課題は、定員充足ができず、慢性的な赤字体質であるということである。結果として、学生募集に注力せざるを得ないのが現状である。高野山という利便性の悪い地にある密教学科では、学生を集めることができないと言われて続けてきた。その結果として、新学科を設置し続けてきたが、定員の充足はかなわなかった。都市部の大規模大学と同じことをしていても、学生は入学してくれないという現実だけが突き付けられ続けている。

社会の状況の変化は目まぐるしく、超少子化の影響を受けて、学生募集停止を決める大学も多くなってきた。先の見えない時代に、本学が生き残れる可能性があるのだろうか。

これまで、本学は自己分析が足りなかった。密教という難しそうな学問をして、僧侶になる人だけが行くのだろうし、さらに利便性が悪いところに行く人などいないという社会の風評に、われわれも迎合していたのだろう。しかし、遠隔授業を中心とした密教文化コースに社会人が多く入学してくれた。その結果、定員充足率が上がり、財務状況も改善された。学内の雰囲気も変わってきているようだ。教員の授業に対する向き合い方も変わっているように感じられる。

教育は、学生に向けてするものであるというは、当然の事実である。

認証評価を受けるということには、大きな負担を伴う。しかし、自己点検・評価することで、悪い点だけではなく、良い点も見せてくれる鏡のようなものかもしれない。良い点を学生に向けていければ、学生にとっても、教員にとっても充実感を与えてくれるだろう。

今回の自己点検・評価でも、弘法大師空海が伝えた密教を、弘法大師空海が開創した高野山で学ぶという幸運を感じる。高野山には、多くの文化財が残っており、それを直に手に取ることも可能である。宝の山で学んでいることを自覚することで、学びも変わってくるのではないだろうか。

そのためにも、教員が学生を理解することであり、学生が学ぶがおもしろいのだと思わせる努力を怠らないことである。

本報告書を作成する中でも、まだまだ対応できていないことが多いことを実感するばかりであった。しかし、教育研究の改善につながるヒントもあることは確かである。学びが充実することは、学生にとっても、教員にとっても好ましいことである。過去の指摘事項を真摯に受け止めて、可能な範囲で改革を始めていきたい。認証評価を受ける2025（令和7）年は、本学の第2期中期計画の始まる年でもある。本学が新たなスタートを切る機会にしなければならない。

2025（令和7）年3月末

高野山大学大学評価委員会

頁	修正箇所	誤	正
14	改善報告書URL	記載漏れ	https://www.koyasan-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/02/2022%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E6%94%B9%E5%96%84%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E9%AB%98%E9%87%8E%E5%B1%B1%E5%A4%A7%E5%AD%A6%EF%BC%89.pdf
14	改善報告書検討結果URL	記載漏れ	https://www.juaa.or.jp/media/files/_u/evaluation/improvement_report_file1/20230403_422152.pdf
41	11行目	漢字 1	漢字 1
43	36行目	教育学科規程	教育学科履修規程
74	35行目	教員 任用資格審査委員会	教員任用資格審査委員会
74	36行目	構成される	構成される
75	最終行	(根拠資料6-5【ウェブ】)	(根拠資料6-6【ウェブ】)
76	15行目	本学になれるに配慮して	本学になれるように配慮して
76	23行目	「教員紹介」のページに	「教員紹介」のページに
82	36行目	不利益ができないように	不利益がでないように
83	6行目	相談受けている	相談を受けている
83	31行目	問題を生じていない	問題は生じていない
91	3行目	作品の大きさも	作品の大きさに
91	12行目	部道場	武道場
101	18行目	研究面でも	教育面でも